

平成 22 年

第 5 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 22 年 12 月 9 日

閉 会 平成 22 年 12 月 16 日

大 津 町 議 会

平成 2 2 年第 5 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
12 月 9 日	木	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
12 月 10 日	金	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
12 月 11 日	土		休 会	議 案 等 検 討	
12 月 12 日	日		休 会	議 案 等 検 討	
12 月 13 日	月	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
12 月 14 日	火	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
12 月 15 日	水		休 会	議 案 等 整 理	
12 月 16 日	木	午後 2 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				8 日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成22年9月例月出納検査の結果について
- 平成22年10月例月出納検査の結果について
- 平成22年11月例月出納検査の結果について

平成22年第5回大津町議会定例会会議録

平成22年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成22年12月9日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 服部 次子 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 松永 高春

会 議 に 付 し た 事 件

議案第61号	大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例について
議案第62号	大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第63号	大津町高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
議案第64号	町道の路線廃止について
議案第65号	町道の路線認定について
議案第66号	町道の路線認定について
議案第67号	町道の路線認定について
議案第68号	平成22年度大津町一般会計補正予算（第4号）について
議案第69号	平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第70号	平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
議案第71号	平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
議案第72号	平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

平成22年第5回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成22年 11月25日 請 願 第 4 号	公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書に関する請願	福岡市博多区博多駅前2丁目3-23 安田三井不動産ビル5階 九州旅客鉄道労働組合 中央執行委員長 船津 壽幸 他	総 務 常 任 委 員 会
平成22年 11月30日 請 願 第 5 号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願	大津町大字新143-3 村下 洋一	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成22年 11月 9日 陳 情 第 4 号	T P P 交渉参加反対に関する陳情	菊地市旭志川辺1875 菊池地域農業協同組合 代表理事組合長 川口司	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 11月30日 陳 情 第 5 号	中小業者への仕事確保を求める陳情書	大津町大字大津1984-12 元島 弘明	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 11月30日 陳 情 第 6 号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情書	大津町大字大津1984-12 元島 弘明	総 務 常 任 委 員 会
平成22年 11月30日 陳 情 第 7 号	白川「もり橋」の架け替えに関する陳情	大津町大字錦野425-1 鳥子川区長 大田 袈裟則 他	経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 2 年 1 2 月 9 日 (木) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 各常任委員会行政調査報告について
- 日程第 5 議案第 6 1 号 大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第 6 2 号 大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 6 3 号 大津町高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6 4 号 町道の路線廃止について
- 日程第 9 議案第 6 5 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 0 議案第 6 6 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 1 議案第 6 7 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 3 議案第 6 9 号 平成 2 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 4 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) に
ついて
- 日程第 1 5 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 4 号) に
ついて
- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 平成 2 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2
号) について
- 一括上程、提案理由の説明
- 日程第 1 7 議案質疑
- | | |
|------------------------|------|
| 議案第 6 1 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 2 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 3 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 4 号から議案第 6 7 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 6 8 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 9 号 | 質 疑 |
| 議案第 7 0 号 | 質 疑 |
| 議案第 7 1 号 | 質 疑 |
| 議案第 7 2 号 | 質 疑 |
- 日程第 1 8 委員会付託

議案第61号から議案第72号まで
請願第4号、請願第5号、陳情第4号
陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号

午前10時12分 開会
開議

○議長（大田黒英生君） ただいまから、平成22年第5回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、石原大成君、手嶋靖隆君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

委員会当日、大変申し訳ありませんが、私が健康管理の悪さから体調不良のため欠席をいたしまして、まずは大変申し訳なく思っております。よって、当委員会は鈴木副委員長の下で12月1日午前10時から委員会A室において、大田黒議長に出席を願い、平成22年第5回大津町議会定例会について審議がなされました。

まず、町長提出議案の12件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議をいたしました。

一般質問については8名ですので、一般質問の1日目に通告順の1番から4番まで、2日目が5番から8番までの順で行うことになりました。

次に、会期の日程について協議をし、議席に配付のとおり本日から16日までの8日間と決定いたしました。また、最終日に契約案件が追加提案される予定です。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から12月16日までの8日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 各常任委員会行政調査報告について

○議 長（大田黒英生君） 日程第4、各常任委員会行政調査報告についてを議題とします。

各常任委員長から委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会の沖縄研修の委員長報告を行います。

日程は、11月9日から11日、研修先は沖縄市NPOコザまち社中、宜野座村特別養護老人ホームでいご園、今帰仁村沖縄県畜産研究センターです。

まず、沖縄市NPOコザまち社中。沖縄県の人口は140万人、最も多い那覇市が31万人であります。沖縄市は沖縄第2の都市であり13万人の人口を擁しています。昭和49年にコザ市と美里村が合併して誕生しました。嘉手納基地など米軍基地を抱える国際色豊かで、独自の文化を持ち、沖縄県の中でも独特な雰囲気醸し出しています。空港通りやゲート通りはアメリカ人が多く訪れます。コザ市を語る時、基地経済に触れなければならなりません。基地周辺整備資金あるいは基地交付金、調整交付金という名目で国から周辺自治体に補助金が交付されます。また、軍雇用員と呼ばれる人件費を日本政府が負担する職種があります。これは公務員と同等の待遇であり、失業率の高い沖縄県で安定した就職先の1つとなっています。さらに基地内の土木建築の請負や物品の納入販売などの経済活動もあり、数万人の隊員およびその家族、基地職員の消費は、地元経済にとって無視できない規模であるといわれています。

コザ地域商店街の空き店舗率は40%です。ただ、衣料品を中心とした一部の通りは賑わっています。インド人を中心とした外国人が経営する安売り店が中心だそうです。低開発国で大量に生産した衣類が安く売られています。市価の10分の1の品物もあるとのこと。円高の影響で基地のアメリカ人が日本での買い物に魅力を感じなくなったのかもしれませんが。隣町には、郊外の米軍ゴルフ場跡地47ヘクタールに大型商業施設であるイオンモールの建設が計画されています。中心商店街の衰退、人口減少などを食い止めるために「まちづくりNPOコザまち社中」が設立されました。若者の

雇用拡大や中心市街地の人口を増やすためにアイデアを出し合い、イベントや市の中心市街地活性化基本計画とタイアップして事業を展開しています。社中の代表の照屋さんは、元市役所の職員です。26人の職員を抱え、市民会館、小劇場、八重島公園の指定管理者を取得しています。国、県の補助事業を活用して、音楽イベントなどが計画されています。簡単な仕事ではありませんが、頑張っていたきたいというのが参加議員の意見であります。

特別養護老人ホームでいご園。昭和50年社会福祉法人清明会を設立。翌年、でいご園が開設されました。周囲にさとうきび畑があり、ハブが園内に入り込まないように夜間、塀のまわりを明るく照明していたそうです。阪神淡路大震災を契機にNEDOの補助事業として太陽光発電施設が整備されました。余剰電力は電力会社に売り、同時に施設内の蓄電池に充電。もし停電の場合でも、ディーゼル発電と合わせて3日間持ちこたえられるそうです。太陽光発電で3億2千万円、太陽熱温水器で800万円かかっており、それぞれその3分の2は補助金です。年間消費電力の24%を太陽光発電で賄っています。落雷による破損が心配とのことでした。太陽光発電は、現在は補助金なしでは考えられませんが、これからの成長産業であり、目が離せない、いい手本になったというのが参加議員の感想でした。

今帰仁村沖縄県畜産研究センター。職員数35名、牛174頭、豚301頭、山羊11頭を飼っています。黒の種牛が27頭います。地元種の黒豚アグーは肉質がよく、一般の2倍の値がつくそうです。沖縄では山羊を食べる習慣があり、ニュージーランドから大型山羊のボアを輸入し研究しています。参加議員から鹿児島島の黒豚とならび沖縄のアグーは有名だ。肥後の赤牛も有名だが肉質の改良が必要ではないか。アグーのような味のよい熊本ブランド豚の開発が望まれるとの意見がありました。

以上で沖縄研修の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会では、山鹿を研修してまいりました。日程は、2010年11月24日です。場所、山鹿市バスセンター。対応、山鹿温泉観光協会。目的、大津町交流センター計画参考、観光協会設立の参考。

山鹿では、4年前に3号線沿いにバスセンターが完成しました。観光協会では、建設費用を把握していないとのことなので、後日、山鹿市役所都市計画課に問い合わせたところ、土地駐車場は別として建物は建設に1億4千万円掛かったとのことでした。山鹿市にJRなどの鉄道は走っていない、公共交通機関はバスだけです。産交バスと電鉄バスが乗り入っていますが、両社の停留所は別々であり、発着時刻もわかりにくいので統合バスセンターが計画されました。土地の取得と駐車場の整備に11億円かかり、そのほとんどは国の負担との説明ですが、真実はよくわかりません。

いずれにせよバスセンターの建物は山鹿市の所有です。市は管理費削減の目的から、産交バスと山鹿温泉観光協会を指定管理者として管理を委託しています。市が負担する管理委託料は、産交バスに430万円、観光協会に60万円です。

バスセンターの現況ですが、私たちが訪れた午後2時ごろ広い待合室に人影はありませんでした。無料駐車場は満杯でした。観光協会の人に聞いてみると、通勤の人々が利用しているとのことでした。この場所は街の中心部とは言い難く、観光協会の事務所は以前は豊前街道沿いにあったが、市の要請

で現在地に移ったとのことでした。指定管理の3年間が過ぎたら元の所に戻りたいというふうな口ぶりでした。

山鹿市観光協会は来年設立50周年を迎えます。当初は旅館中心でした。その後裾野がひろがり、現在は120社が参加するまちづくり集団です。各自会費を払い、市からの委託事業の灯籠祭りなどの補助金810万円を基にして、年間7千万円の事業収入を得ています。イベントやスポーツコンベンションで人集めをしています。協会の職員は常勤3名と中心地での窓口案内者1名です。さらに緊急雇用1名がいます。山鹿から見た大津町の持つメリットをお聞きしたところ、山鹿にある昔ながらの旅館、ホテルよりも今は大津にある個室中心のビジネスホテルの方が人気がある。山鹿市営球場を使う野球よりも、同時に4試合ができる大津のサッカーの方が人を集める効果が大きいとのご指摘をいただきました。

参加議員から次のような意見がありました。菊池川の船着き場、千代の園酒造、八千代座、全国に名の通った温泉地、灯籠祭りなどがあり、間違いなく観光地である。市内には商工会議所、商工会があるが、山鹿市の観光イベントは観光協会がほぼ仕切っているようである。会議所、商工会は独自のやり方があるとのことでした。山鹿温泉観光協会は、山鹿市に頼ることなく旅館業をはじめとする業者が自分たちが生きるために活動している協会であることを実感した。観光協会が一番の仕事は旅館宿泊のようだが、飲食店とも連携して両方が潤うような企画がなされていた。役員さんは大変なようだが、自分たちの商売と観光を上手に結び付けているようであった。米米惣門ツアーでは多くの来客を得ており、大津町も参考にしてほしい。大津町にも運動公園をはじめとして多くの宝がある。早急に明日観を解散して新しい考えで山鹿のような観光協会を発足させてほしい。全国的に厳しい中心市街地の空洞化に対して、観光協会の役割はそれぞれが飯を食っていけるように商店主それぞれがつながっていく理想的な展開であると思った。大津町が計画している交流センターの位置付けは簡単ではない。期日が迫っているからといって建物に何億円もかける必要性は薄いと思う。

以上で山鹿研修の委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会の行政調査報告を行います。

当委員会は10月12日から14日までの3日間、秋田県にかほ市において学力向上への取り組み、山形県鶴岡市において学校における食育計画の推進についてと、ヘルスアップ事業及び総合福祉センター「にこ・ふる」の機能について研修を行いました。その内容を要約して申し上げます。

まず1日目のにかほ市の人口は2万8千972人、世帯数9千96世帯、面積240.61平方キロメートルで、平成17年10月1日に仁賀保町、金浦町、象湯町の3町が合併してにかほ市が誕生しております。平成22年度の一般会計当初予算142億2千200万円で、そのうち教育費は11.1%の15億8千454万7千円となっております。全国の学力テストでの秋田県の成績は優れていて、小学校が2年連続全国1位、中学校も3位で好成績な県であり、中でもにかほ市は県内でも年々向上してきております。また、にかほ市は地域の伝統文化として松尾芭蕉の奥の細道の北限地であり、

白瀬轟中尉の出身地でもあります。産業としてTDKを中心とした産業が躍進してきております。にかほ市の学校数は小学校7校、中学校3校、児童数、小学校1472人、中学校822人、教員数、小学校121人、中学校69人で、安定した学校生活を送っていますが、保護者の意識等は都会化してきている状況にあります。塾に通っている生徒は小学校が19%、全国平均48%、中学校が44%、全国平均63%と低く、学校での学習がそのまま子どもたちの学力向上に現れております。にかほ市の学校教育目標は、夢を持ち、心豊かで元気な子どもの育成、生かす力を育む学校教育の推進とあり、子どもたちが落ち着いた学校生活を送れるように生徒指導、子どもたちを生かす事業、子どもから引き出す事業、プロとしての教師の使命感、事業のやりやすい学級づくり等が重点目標に挙げられております。県単独事業である少人数学習推進事業、平成13年度より学級の子どもの数が多いところは講師の配置による少人数化、1つのクラスに2人の先生、1人のクラスに3人の先生など、チームティーチングによる少人数学習指導方法の工夫と改善を促し、県単独の学習状況調査が行われておりますが、成果が期待されているところです。質の高い学力をつけること、例えば思考力、表現力、活用能力、問題解決能力等を身につけるとともに、体を鍛え育て、人間関係づくりや思いやりの心、集団ルールを守るなど社会性を身につける。教師の持つ専門的な知識・技能を子どもの伝える力が指導力技術の力である。これこそ教師の専門性であるなどと市教育長より直接説明を受けました。

研修した委員の中から、生徒たちの朝食や起床、就寝時刻が決まっており、家庭での予習・復習・読書の学習習慣が身につけている。また、全国トップレベルの学力向上を図ってきた同県同市の取り組みは、大津町の教区行政に取り入れていきたい。また県の事業も活用され、きめ細かな教育が行われているなどの意見がありました。

次に、2日目、10月13日、山形県鶴岡市において、学校における食育計画の推進の研修を行いました。鶴岡市は、平成10年、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町が合併して新たな鶴岡市が誕生しておりますが、新市の人口は13万8千499人、世帯数4万7千341世帯、面積1千311.51平方キロメートル。一般会計当初予算593億7千600万円、特別会計340億9千616万4千円となっております。山形県はご承知のように給食発祥の地ではありますが、明治22年、1889年、当時鶴岡の各お寺の住職たちが中心となり、貧しい子どもたちのため教育の場として中央小学校を大督寺内に開設したものの、子どもたちの大半が弁当を持参することができない貧しい家庭だったことから、住職一同が浄財を募り、学校給食をはじめたとされています。食育計画の基本理念として、自然の恵みと豊かな食に感謝し、健やかな心と体を育む食文化の町・鶴岡の想像とあり、基本目標として、1、食に学び、食を通じ、豊かな心と体を育む、2、おいしく食べ続けるため、一人一人が健康管理に努める、3、家庭団らんの食事を大切にしよう、4、豊かに恵まれた鶴岡の食文化を育み伝えよう、5、食材を作り手と食べる側が互いに顔が見える、信頼しあえる関係をつくろうとあります。学校給食センターは、昭和62年4月より給食が開始されておりますが、敷地面積8千139.09平方メートル、2千466坪、鉄骨造り一部2階建て、建物面積3千110平方メートル、940.7坪。建設予定地は11億9千483万円で、方式は1棟2調理室のドライシステムで1万4千食の調理能力があり、特徴は調理する棟が東棟と西棟に分かれており、各学校の分担と

不測の事態に対応できるシステムと整備されています。職員8名と技能職及びパート要員で63名で、給食費は小学校250円、中学校290円、完全給食5回で、主食の利用状況は米ご飯が週4回、パン食週1回で、東棟が水曜日、西棟が木曜日となって、栄養教諭を中核とした食育指導事業の取り組みが行われています。1、給食時間及び各教科等における食に関する指導の充実のための取り組み。2、家庭に対する効果的な働きかけな方策に関する調査、研究、学校と家庭との連携による食に関する指導充実のための取り組み。3、学校と地域との連携による食に関する指導の充実のための取り組みなどが行われております。

研修した委員の中から、栄養教諭、栄養士が中心となり授業の中で食習慣や栄養への意識高揚になっている。東棟と西棟が使用できるのは、不測の事態に大変いいことだ。また、学校と地域との連携による食に対する指導がよくできているなどの意見がありました。

次に、鶴岡市のヘルスアップ事業及び総合保健福祉センター「にこ・ふる」の機能について研修を行いました。

まず、総合保健センター「にこ・ふる」のことでございますが、合併により健康と福祉のまちづくりを推進するにあたり、健康・子育て・福祉の相談ごとや子どもから大人、高齢者までの健康づくり支援をする拠点施設として、平成17年新市の建設計画で整備構想が承認され、平成18年度より整備基本計画が策定され、平成22年4月に開所されております。敷地面積5千149.78平方メートル、延べ床面積7千139.09平方メートル、鉄骨造り地下1階、地上3階となっており、総事業費は28億18万4千円。そのうち合併特例債が24億5千60万円があるようです。地下1階はEV機械室、地上1階の保健センターは、健康課事務室、相談室、体験・情報コーナーや休日夜間診療所、休日歯科診療所などがあり、地域コミュニティセンターがまちづくり交付金事業で併設されております。2階保健センターは総合保健ホール、診察室、幼児ルーム、子ども家庭支援センター、事務室、なかよし広場などがあります。また、障害者相談支援センターは事務室及び障害者サロンが社会福祉協議会事務室、ボランティアセンターとなっております。3階保健センターは健康増進ホール、軽トレーニングルーム、調理実習室と、各種会議室となっており、鶴岡地区の歯科医師会と鶴岡地区の薬剤師会もあり、総合的な福祉関連機能が運営されております。室内の採光も考慮され、空調費節約に地中熱と外気を活かしており、トイレの清掃水は雨水が活用されており、環境的にも十分考慮された施設でした。

また、同市のヘルスアップ事業につきましては、厚生労働省の指定を受け平成12年度から15年度に国保生活習慣モデル事業、平成16年から18年度に国保ヘルスアップモデル事業に取り組み、生活習慣病、一次予防のため効果的な個人健康支援プログラム、ヘルスアップセミナーの開発が行われております。週1回12週のプログラムは、1、健康度・形態測定、2、個別面接、3、講義での疾病・食事・運動など、4、グループ学習、5、運動実技ウォーキング・水中運動・ソフトエアロビ・ダンベル体操などがあり、効果として生活習慣病関連検査値が改善され、評価されています。ヘルスアップセミナーの実施とともに、研修者である健康づくりサポーターや自主組織育成、活動支援を行い、同市の重点事業として継続されていて、また訪問指導事業として特定健診、特定保健指導を行な

い、糖尿病予防対策として医療機関と精密検査回報書を活用して受診を進めております。未受診者には訪問指導を実施し、早朝受診や重症化の予防に取り組まれております。子どもから大人、高齢者まで質の高いサービスを提供される総合的な健康福祉の施設でありました。

研修した議員の中から、大津町の健康増進・国保の問題に大いに参考になった。ヘルスアップ事業により医療費の抑制を図り、保険財政への効果は期待できると思うなどの意見がありました。

以上の研修内容でございますが、今後の大津町が充実した発展をしていきますよう研修の内容の評価すべきところを提案できればと思っています。

以上で、文教厚生常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長（手嶋靖隆君） おはようございます。平成22年度の大津町議会における総務常任委員会の行政調査報告を行いたいと思います。

先般9月28日から30日までの3日間の日程で、委員6名と総務部長、議会事務局長の随行の下に、第1日目岩手県の一関市総合防災センターにおいて、総合防災について行いました。2日目が宮城県加美町役場にて行財政改革及び男女共同参画プランについて。3日目が宮城県の大河原町、仙南地域行政事務組合においての滞納整理の現状、今後の課題について、行政調査の概要について報告申し上げたいと思います。

9月28日岩手県一関市総合防災センターにおきまして、総合防災の現状についての研修を行いました。一関市は岩手県の南端に位置し、西に秋田県に接し、東北地方の中央にあって盛岡と仙台の中間地点にあります。市の面積は1千130平方キロメートルで人口は約12万人の広大な地域の自治体であり、平成17年2月20日に1市4町2村が新設合併されております。当市は、昭和22年、23年の台風で幾多くの水害と火災によって市民の命と財産を失った経過を踏まえて、日常災害防止し、被害を少なくするために日ごろから市の現状を見て最大を学ぼう、生きる知識を身につけよう、災害の発生を未然に防止することができないかということで防災センターを設置し、知識の修得に努めている実情でございました。

防災センターの主な活動状況につきましては、災害を未然に防止する観点から、どうして災害が発生するのかを理解し、少しでも未然に防ぐことができないのか。また、災害が発生した場合、被害拡大を防ぐ方法を知ることが大事であろう。多くの防災意識を学ぶことによって、施設内のコースを設けてありました。

リーダー研修につきましては、自主防災、それから視聴覚研修、自主防災の活動について、それから災害対策、体験コーナーという形でございました。

自然災害の地震コースにつきましては、防災についてと風水害対策、地震対策についてと体験コーナーということで設置してありました。

火災コースについては、火災予防について火災の正常、それから初期消火、避難についてということでした。

救急コースにつきましては、救急についてと観察、それから心拍蘇生法、血止め、それから三角巾

等の使用方法等のコーナーがございました。

小学生コースにつきましては、消防の仕組み、火災予防、火災の化学体験コーナーということでございました。

以上のコースについては、市民全体に対して研修を参加することを呼びかけて、事故防災の意識の高揚に努めているということでした。

私たちが地震体験につきましては3と5について体験しましたが、5の場合には物体にしがみつかなければならないような状態でした。もう5以上になりますとかなり厳しいなという感じがありました。

主に防災センターの役割の中では、自主防災人材の育成、これは自主防災の活性化のためのリーダーの育成が必要であるということでした。やっぱり熱意ある人材の確保というのが不可欠であるということでした。

2番に、行政による自主防災組織の支援内容については、防災セミナー開催における講師の派遣、それから災害救援の研修会の開催、避難所の生活体験、これはサバイバルキャンプ、住民自らがですね、その役割分担をしながらどうするかということを学んでいるということでした。自主防災組織の育成、それから地域密着型の防災訓練指導、これは住民自らがですね、計画し、立案し、地域消防自主防災組織と一体となってですね、実践型の訓練による役割分担により初動対応を実際に行っているということでした。

それから、優良防災の組織の表彰は、これは表彰することによって自主防災活動の一層の充実・発展と地域の防災力の向上に資するということが表彰がございました。

21年度の防災センターの利用状況については、展示室が一般45日で145人と大体が21日と570人ということで、66日で715人だそうです。

それから、会議室・研修室利用状況については、一般・団体合わせて730団体で、1万175名の方が実際利用されたということになります。

委員のコメントとしては、自主防災組織が80.84%に達しているということになりますので、大津町も見習う点が多いということでした。地震に対する意識が低いのではないかと。広報誌等で、広報誌を利用しながら知識を深める必要があるんじゃないかというコメントでした。

2日目、9月29日に宮城県加美町行政調査については、宮城県の加美町は宮城県の北西部に位置し、寒暖の差が大きく豪雪地帯と指定されております。人口は2万6千330人、所帯数7千941戸、面積が461キロ平方メートル、人口は減少しつつあるという状況でした。議員数は20名で職員数は315名、そのうち管理職が10名で構成されております。今回の研修テーマは行政改革の取り組みについて研修しましたが、平成7年2月に加美町行政大綱が作成され、行政改革推進に厳しい財政状況下の中で総合計画を実現されておまして、多くの課題に限られた財源を最大限に活用し、効率的なる行政組織の再構築を図るため、行政基本方針として7つの重点事項を設定し、実践されております。重点事項の1つとして、事務事業の見直し、これはもちろん簡素化・効率化・迅速化を推進しているということでした。それから、組織機構の改革については、現社会に対応し得る組織の整

備を模索しているということでございます。3番に、定数管理と給与の適正化ですけれども、これは人材育成の分権社会にふさわしい職員養成と給与の適正化を図るということでした。これは財政の健全化については、健全財政の基盤の確立、それからサービスの向上のためにはですね、総合的な、弾力的なる行政の推進。それから、公民館、公共施設等の活用については、公共施設の機能・管理運営を正当に行っていくということでした。参画協働、これは町民と行政の協働関係の構築を図っていくということです。具体的には、推進体制については、やはり副町長が推進対策本部長になっておられますし、それに教育長、各課長で構成され、行政改革推進委員会が有識者、各種の団体の有識者15名が加わりまして推進対策本部が設定されています。その中に事務局の政策室がありまして、専門の1名の職員が対応しているということでもございました。計画の状況の中に、実際59件重点項目を挙げておられますけれども、その中で47件ですね、22年度に終わりました79.7%の進捗状況であるということでもございました。未実施が12件ということでもございました。財政の効果ですけれども、全体計画が6年間の総額からしますと増収効果が町税、収納対策徴収税が1億1千430万円、7.5%、それから下水道使用料、これが2千500万円の5年間ということでもございまして1億2千500万円、8.2%が税となっております。削減効果ですけれども、冷暖房基準設定により電気、それから燃料等の削減、年間に50万円としまして6年間ですから300万円、0.2%の減。それから、刊行配布物、これは広報等ですが、印刷、消耗品、運送費等の削減に努めて、年間20万円、5年間ですから100万円、0.1%。それから公の施設の管理と公民館等の委託が年間500万円、これが3年ということでも1千500万円、1.0%となっております。それから、定員計画によめ職員の削減ですけれども、1人680万円としまして22年度までですから57名分ということでもございます。11億2千200万円ですか、73.3%の削減ということです。時間外勤務手当が一年間に500万の6年間ですから、これは3千万円、2.0%。補助金の見直し削減、これは団体等の補助総額が2千200万円、1割の掛け5年ということでも1億1千万円、7.2%。公債費の削減が1年間に100万円で、掛ける6年で600万円、0.4%。それと、例規集の見直しですね、これが75万円、0.2%ということでも、6年間の削減計画が15億円立ててありましたけれども、見込みからしますと19億7千400万円、129.1%の達成の見込みであるということでもございました。その中に、そのほかに指定管理者の導入も行われておりますし、公的な施設167ヵ所に対して導入施設が65ヵ所、導入率が38.9%となっております。

コメントの中に、委員より6年間10億円という削減目標をされているが、合併前の交付金ですね、言われております3割自治の見本のようなものでもあったわけでもございますが、計画どおり町の業務が進展していることには感銘いたすということに意見が出ていました。

男女共同参画の位置づけにつきましては、平成15年4月から取り組まれまして、総合計画の中で男女共同参画の実現を総合かつ計画的な推進をするために個別計画として位置づけ、国の基本法、基本計画、さらに宮城県の男女共同参画推進条例、基本計画との整合性を図りながら策定されております。本計画は男女性別による固定的な役割分担意識となり、お互い尊重し、対等な立場の社会、あらゆる分野に参画し、個性の能力を発揮できる社会の実現を目指すもので、町民や企業、地域社会が一

体となって取り組む方針であるということになって今推進しているということでもございました。

計画期間は、平成19年から26年まで8年間ということで、計画期間の途中であっても社会情勢の変化によっては計画の進行状況を対応しながら見直していくということでもございました。

計画の基本目標としては、社会全体における男女共同参画の実現、それから教育の場、男女参画の実現、それから家庭、職場、地域それぞれの実現に向かって進めているということでもございます。

成果と進捗ですけれども、男女共同参画規約の中で目標値として掲げてありますのが男女共同参画の認知度、これは40%ということでもございました現在9.8%ということで、県は21.7%だとかなり低い推移であるということでもございました。審議会、委員会の女性の登用率は40%に対して32.3%、県平均が、これについては9.9%だったということでも高いようでした。

町での管理職の割合は25%、女性は25%ということですが、これは32.7%という状況に推移しているということでもございました。

9月30日、宮城県の大河原仙南地域広域行政事務組合に税務等の滞納整理、現状、今後の課題として研修を行いました。佐々議長ほか3名の方が同席されまして現況を詳しく説明いただきました。その概況について聞くことができました。

まず、共同処理導入の背景及び導入後の経過についてということですが、平成15年仙南地域の市・町財政は厳しく、経済情勢下の税収の低迷など危機状況であった。そこで、西南圏域2市7町の市町税滞納額が平成15年度末においても24億円を超し、国民健康保険税が含めて42億円余り滞納があり、縮減が必要であるということで、構成市町が共通課題であったということでもございました。このような背景の中に、2市7町の県のバックアップを受けながら滞納整理、事務に関する共同処理、検討を重ね、平成17年4月事務組合滞納整理課を成立し、滞納事務の共同処理にスタートさせ、5年内継続を目安に2市7町の移管案件の徴収に取り組み、平成20年度事業継続の必要性について再検討を行った結果、大きな状況の変化が生じない限り、引き続き共同処理を行っていきたいという説明でもございました。

設置の目的につきましては、2市7町の市民税徴収の一部を移管して、悪質滞納者ですね、これの処分強化を図りながら、市町民税徴収の公平性を確保することが大きな狙いであるということでもございます。徴収技術の向上を図る研修及び相談事業を実施、市・町徴収職員の育成を支援するとともに、滞納整理課の連携を図りながら効率的な滞納整理の構築に努めるよう滞納を抑制する機能を発揮することになっているということでもございました。

組織形態及び職員の体制については、一部組合の方式において設立当初の県の構成市町組合で構成されまして、理事長がおりまして、決裁事務等が条例規則取扱い規則の整理が迅速に行われるということでもございました。職員については6名体制ということでもございますが、2年に1名ずつ交代していくということでもございます。指導者として元嘱託として国税職員、国税OB等を雇ってございます。そういう方々の指導を受けながらやっていくということでもございます。

設置場所につきましては、広域行政組合の総合庁舎内に平成17年度から22年の3月まで5年間でスタートしております。

職員の派遣と市・町の取扱いにつきましては、職員派遣は原則として移管案件のあるないにかかわらず、負担金、基準に基づいて負担していくということでした。

事業引き受けの基準につきましては、滞納繰越分にあること、処分できる財産であり、滞納処分可能な案件であること、引き受け可能な件数に現体制の順位で新規200件プラス継続分が160件であること、また引き明け件数の基準、過去3年間の滞納額、市・町の割合に応じて件数プラス均等件数の10%により算定するというようになっておりますし、対象費目につきましては、市・町県民税、それから法人新町税、固定資産税、軽自動車、国保税が対象になっております。

事務処理の方法としましては、移管案件、それから催告事務、財産調査、差し押さえ、換価処分、徴収金の収納管理事務を行っております。

滞納整理事務の執行権の権限については、理事長が即時執行権を持っておりますので、滞納処分等は迅速に行われているということでした。

それから、税の充当順位は決められておまして、国民健康保険税が一番で、それから固定資産税、それから自動車税から法人市町税、市町民税という順序で回収しているということでした。

総経費及び総費の負担方法については、平成21年度の予算額が5千216万5千円、この内訳としましては人件費が4千473万3千円ということで85.8%、滞納整理システム使用料、これが458万円ということで8.8%、施設費の需用費285万2千円ということで5.4%で構成されております。

滞納整理課の年間の経費は2市7町の負担金で賄うということになっておりますし、負担金の算出基準は当年度の年間必要経費を徴収、実績割を25%と定め、残りの移管件数割50%、それから人口割50%を振り分けて算出しておられました。

滞納整理に係る共同処理実績等でございますが、平成17年から22年の引受件数は1千073件、引受滞納額が10億4千213万円、徴収額が4億6千215万9千円ということで、徴収率が38.7%という状況でした。この実績については、原則として2年またがった徴収をされている分もございまして、それも加算されているということでした。

今後の考え方としては、5年目の節目を迎えているので、この滞納整理課を存続するか否かは、平成20年度の検討を行ってまいった結果、さらに5年間を延長する方針で、今後取り組んでいきたいというふうな説明がございました。

その後、引き続き相談事務としては事務研修を行情報交換や連絡協議会及び定期的に設定された総合連携強化徴収技術と職員のモチベーション向上に寄与することに取り組んでいきたいということでした。

以上、研修の内容を要約しながら総務常任委員会の行政調査報告を終わりたいと思います。

〔議長、報告に対して質疑をお願いします〕と呼ぶ者あり

○議長（大田黒英生君）　どうぞ。

○12番（永田和彦君）　委員各位、行政、充実したことだったろうと思いますが、その中でただいまの委員長報告の中で経済建設委員長の報告であります、その中で質疑を1点だけしたいところがあ

ります。その中で、明日観を早急に解散しろというふうに言われました。これはですね、へたをすれば暴言に値するかもしれませんし、下手に取られる可能性というのは、これはありますので、この明日観を解散しろという意味はちょっとわかりませんでしたので、根拠があるはずで、そういったところをきちんと説明しとかなないと、議事録に残ってしまいますので、説明責任を求めたいと思います。

ちなみに、明日観とは町長を長としてからいもフェスティバルからつつじ祭り、いろんな方々が、関係者の方々が無報酬でボランティア活動をしておられると私は理解しておりますので、解散しろということがどういった意味なのかわかりませんので、急ではありましたが、質疑に立たせてもらいました。こここのところの理由、根拠というものをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） ただいまの質疑ですけれども、そのような意見が議員さんからあったということを私はここで申し述べたわけです。

○12番（永田和彦君） それとは、聞きただして根拠を聞いとかと、下手に取られますよ。でしょう。議事録にそれを載せるんですよ。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） これからちょっと私の考えというのは申し上げられないんですけど、それはいろんな発展的解散もあるんじゃないですか。いい方に取られたよろしいと思いますが、よろしいですか。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで、各常任委員会の行政調査報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時07分 休憩

△

午前11時20分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第61号から日程第16 議案第72号まで 一括上程、提案理由の説明

○議長（大田黒英生君） 日程第5、議案第61号、大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例についてから、日程第16、議案第72号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの12件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第61号、大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例についてですが、大津町老人ホームの民間移譲に伴い、条例の廃止をしようとするものであり、条例の廃止については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第62号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第63号、大津町高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についてでございますが、指定の期間が平成23年3月31日をもって満了となりますので、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるために、あらたに指定管理者選定委員会の指定管理者候補者の選定報告を受けて、指定管理者を指定するものでございまして、指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第64号、町道の路線廃止について及び議案第65号、議案第66号、町道の路線認定についてですが、まちづくり交付金事業による道路整備計画を行うにあたり、グラウンド東通線を廃止するとともに、町道の起点を変更し、新たにグラウンド東通線及び緑ヶ丘団地東通線を町道として認定しようとするものです。

次に、議案第67号、町道の路線認定についてですが、まちづくり交付事業による道路網整備のため後迫北通線を新たに町道として認定しようとするものです。町道の廃止については、道路法第10条第3項の規定により、町道の認定については道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第68号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千442万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5千368万5千円とし、第2表で債務負担行為を、第3表で地方債を変更補正するものです。

歳入では、分担金及び負担金377万1千円、国庫支出金2千21万6千円、県支出金527万1千円、諸収入936万7千円、町債1千580万円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、総務費102万7千円、民生費2千653万5千円、衛生費969万8千円、農林水産業費2千917万6千円、商工費89万7千円、消防費34万2千円、教育費547万8千円をそれぞれ増額し、議会費242万2千円、予備費1千630万6千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第69号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千493万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1千787万3千円としたものです。

歳入では、国庫支出金2千269万8千円、県支出金316万7千円、療養給付費等交付金1千739万9千円、財産収入1万1千円、繰入金166万1千円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、総務費107万8千円、保険給付費4千880万円、基金積立金1万1千円、諸支出金12万円をそれぞれ増額し、予備費を507万3千円減額するものです。

次に、議案第70号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万4千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ20億2千341万円としたものです。

歳入では、諸収入を80万4千円増額し、歳出では総務費を4万2千円、保険給付費を80万円、地域支援事業費を80万4千円それぞれ増額し、予備費を84万2千円減額するものです。

次に、議案第71号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千220万7千円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料92万円を増額し、歳出では事業費を92万円増額するものです。

次に、議案第72号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4千465万7千円としたものです。

歳入では、繰入金を17万円増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を17万円増額するものです。

議案第68号から議案第72号までの5議案につきましては、平成22年度、一般会計及び各特別会計の補正算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めものです。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議うえ、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、所管部長をして詳細説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） こんにちは。議案第61号、大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案を説明します前に、民営化に移行する経過等を報告させていただきます。大津町老人ホームは、大津町行財政改革大綱基本方針に基づく集中改革プランにより、入所者へのより効果的かつ効率的なサービスの提供を実現するために、平成17年度から民営化等への検討がなされてきております。これまで全員協議会で経過をご説明させていただいておりますが、民営化検討委員会で検討を行い、大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会により選定され、譲渡先が仮称社会福祉法人光進会に決定されました。

その後、8月30日に移譲に関する仮基本協定の締結を行っております。今回の大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例の議決によりまして、本基本協定となるものです。

なお、決定されました移譲先の仮称社会福祉法人光進会は、仮協定締結後に社会福祉法人認可に向けて県との事前協議を進められており、本基本協定となることで、社会福祉法人の設立認可申請が行われる予定であります。

平成23年4月から1年間の範囲で、現在の老人ホーム施設で移譲先による運営がおこなわれ、その後、新施設での運営が行われものです。移譲後の現在の建物につきましては、老朽化等により取り壊しの方向で検討していきたいと思っております。土地につきましては、今後、活用や売却を含め、総合的に検討していきたいと考えております。

以上の経過によりまして、養護老人ホームの民間移譲に伴い、大津町老人ホームを廃止することといたしましたので、今回条例を廃止しようとするものでございます。

議案集の2ページをお願いします。大津町老人ホーム設置条例は、廃止する。

附則で、この条例は平成23年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第62号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案集の3ページをお願いいたします。大津町老人福祉センターの管理及び運営を、効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものでございます。今回、非公募による指定管理者の指定を行っておりますが、根拠といたしまして、大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の指定管理候補者の特例の規定に、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると判断するときは、本町が出資している法人又は公共団体もしくは公共的団体を指定管理候補者として選定することができる」とあり、これを根拠としております。

説明資料によりご説明申し上げます。説明資料の1ページから2ページをお願いいたします。

1の対象施設は、大津町老人福祉センターになります。

2の目的につきまして、老人福祉センターは、高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に付与する施設として設置されているもので、これまでの実績と管理運営を考慮し非公募したものです。

3の指定管理者及び期間でございますが、(1)の指定管理者は、熊本県菊池郡大津町大字室151番地の1、社会福祉法人大津町社会福祉協議会会長家入勲。(2)の指定期間ですが、平成18年9月1日から平成23年3月31日まででございます。

4の23年度以降指定管理者の指定更新スケジュールでございますが、(1)の指定の期間が平成23年度4月1日から平成28年度3月31日までの5年間といたしております。この5年間といたしましたのは、大津町の公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の指定期間、原則5年以内の基準で、業務内容に一定の専門性が認められ、人材育成確保に日時を要する施設であることを考慮して期間を5年間と設定したものです。

(2)の指定管理料、委託料ですが、平成23年度1千032万5千円で、平成27年度までの5年間同額で指定管理料を指定しております。

(3)の募集期間は、平成22年10月1日から平成22年10月8日まで行っております。

(4)の募集方法は非公募です。

(5)の非公募の理由につきましては、実績があり、大津町老人福祉センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成できるためであります。

(6)の申請につきましては、熊本県菊池郡大津町大字室151番地の1、社会福祉法人大津町社会福祉協議会会長家入勲。

次に5の指定管理者候補選定の経過でございます。

(1)の指定管理者候補者の選定で、指定管理者の指定は行政処分であり、公共工事入札のような

金額で比較し、契約決定するものではありません。今回、非公募で行い、事業計画書の提出、書類及びプレゼンテーション審査、申請者の基本理念、経営及び資産状況、事業計画の提案内容、管理運営方針、これまでの実績などを総合的に評価したものです。

2ページをお願いいたします。(2) 指定管理者選定委員会の設置でございます。大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の規定に基づき設置された「大津町指定管理者選定委員会」により候補者の選定を行い、選定結果について町長に報告、委員会は、外部有識者2名を含む7人で組織されました。会議の開催は平成22年10月29日、指定申請団体からのプレゼンテーション及び質疑応答でございます。

次に、審査は同日、会議に引き続き、審査基準に基づき審査内容に沿って、各審査員により審査されております。審査内容は、選定項目5項目、審査項目11項目、評価基準26項目としております。

候補者の決定でございますが、大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に基づき、指定管理者の候補者を非公募としましたので、これまでの実績などを総合的に評価し、採点の結果、大津町老人福祉センターの候補者を「社会福祉法人大津町社会福祉協議会」ということにされました。

(3) 選定結果報告及び通知についてでございますが、平成22年11月9日、採点結果に基づき、大津町老人福祉センター候補者、熊本県菊池郡大津町大字室151番地の1、社会福祉法人大津町社会福祉協議会、会長家入勲ということで町長に報告をなされております。

次に、議案第63号、大津町高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についてご説明いたします。議案集の5ページをお願いいたします。大津町高齢者生きがいセンターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために、指定管理者を指定するものでございます。

今回、非公募による指定管理者の指定を行っておりますが、根拠といたしまして、大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の指定管理候補者の特例の規定に「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると判断するときは、本町が出資している法人又は公共団体もしくは公共的団体を指定管理候補者として選定することができる」とあり、これを根拠としております。

説明資料によりご説明申し上げます。説明資料の3ページから4ページをお願いいたします。

1の対象施設は、大津町高齢者生きがいセンターになります。

2の目的につきまして、高齢者生きがいセンターは、高齢者の生きがいづくり活動等を支援する施設として設置されているもので、これまでの実績と運営管理を考慮し非公募としたものです。

3の現在の指定管理者及び機関でございますが、(1)の指定管理者は、熊本県菊池郡大津町大字大津1260番地の3、社団法人大津町シルバー人材センター理事長上田英典。

(2)の指定期間ですが、平成18年9月1日から平成23年3月31日まででございます。

4の平成23度以降、指定管理者の指定更新スケジュールでございますが、(1)指定の期間が平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたしております。この5年間といたしましたのは、大津町の公の施設の指定管理制度に係る運用指針の指定期間、原則5年以内の基準で、業

務内容に一定の専門性が認められ、人材育成確保に日時を要する施設であることを考慮して期間を5年間と設定したものです。

(2)の指定管理料委託料ですが、平成23年度12万円で、平成27年度までの5年間同額で指定管理料を指定しております。

(3)の募集期間は、平成22年10月4日から平成22年10月8日まで行っております。

(4)募集方法は非公募です。

(5)の非公募の理由につきましては、実績があり、大津町高齢者生きがいセンターの設置目的を効果的かつ効率的に達成できるためであります。

(6)の申請者につきましては、熊本県菊池郡大津町大字大津1260番地の3、社団法人大津町シルバー人材センター理事長上田英典。

次に5の指定管理者候補選定の経過でございます。

(1)の指定連理候補者の選定で、指定管理者の指定は行政処分であり、公共工事入札のような金額で比較し、契約決定するものではありません。今回、非公募で行い、事業計画書の提出、書類及びプレゼンテーション審査、申請者の基本理念、経営及び資産状況、事業計画の提案内容、管理運営方針、これまでの実績などを総合的に評価したものです。

4ページをお願いいたします。(2)、指定管理者選定委員会の設置でございます。大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の規定に基づき設置された大津町指定管理者選定委員会により候補者の選定を行い、選定結果について町長に報告、委員会は、外部有識者2名を含む7人で組織されました。

会議の開催は平成22年10月29日、指定申請団体からのプレゼンテーション及び質疑応答でございます。

次に審査は、同日会議に引き続き、審査基準に基づき審査内容に沿って各審査員により審査されております。審査内容は、選定5項目、審査項目11項目、評価基準26項目としております。

候補者決定でございますが、大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に基づき、指定管理者の候補者を非公募としましたので、これまでの実績などを総合的に評価し、採点の結果、大津町高齢者生きがいセンターの候補者を社団法人大津町シルバー人材センターということにされました。

(3)選定結果報告及び通知についてでございますが、平成22年11月9日、採点結果に基づき大津町高齢者生きがいセンター候補者、熊本県菊池郡大津町大字大津1260番地の3、社団法人大津町シルバー人材センター、理事長上田英典ということで町長に報告をなされております。

次に、議案第69号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。今回の補正の主なものは、平成22年度の保険給付費等の増加に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千493万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1千787万3千円とするものでございます。

歳入について、説明書の9ページと別冊補正予算の概要7ページをご参照願います。

款3、項1、目1療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る療養費、高額療養費の歳出増加に伴い、国の療養給付費負担金の増加により1千794万7千円の増額補正を行っております。

款3、項2、目1国の財政調整交付金も同じく一般被保険者に係る療養費、高額療養費の歳出増加に伴い、国の財政調整交付金の増額により475万1千円の増額補正を行っております。

款4、項2、目1県の財政調整交付金も同じく一般被保険者に係る療養費、高額療養費の歳出増加に伴い県財政調整交付金の増額により316万7千円の増額補正を行っております。

10ページをお願いします。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る療養給付費に係る交付金で、退職被保険者の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されますが、退職医療費の増額に伴う交付額の変更による1千739万9千円の増額を計上しております。

款8、項1、目1利子及び配当金については、9月補正で繰り入れを行いました国民健康保険基金6千万円の利子の確定に伴う増額を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。11ページをお願いいたします。

款1、項1、目1、節13委託料は、平成23年度から国保連合会の共同電算システムが新しくなることに伴い、町の総合行政システムを改修するための委託料107万8千円を計上しております。

款2、項1、目2退職被保険者等療養給付費は、平成22年度は前年度に対し41%という大幅な増加となっており、2千600万円の増額補正です。款2、項1、目3一般被保険者療養費は、療養費の給付見込みによる240万円の増額補正です。款2、項1、目4退職被保険者等療養費も療養費の給付費見込みにより40万円の増額補正です。

12ページをお願いします。款2、項2、目1一般被保険者高額療養費は、高額療養費の歳出見込みが平成22年度は前年度に対して9%以上の大幅な増加となり、2千万円の増額補正を行っております。

款9、項1、目1国民健康保険基金積立金は、歳入で繰り入れました利子の確定に伴う増額補正です。

13ページをお願いいたします。款11、項1、目3償還金は、平成21年度の出産育児一時金の額の確定に伴う国への出産育児一時金補助金の償還金12万円を計上しております。

款12、項1、目1予備費で、補正に伴う財源調整を行っております

次に、議案第70号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正の主なものは、高額医療合算高額サービス等費及び包括的支援事業実施による件数増加に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2千341万円とするものでございます。

歳入について説明いたします。予算に関する説明書の8ページと、併せて別冊補正予算の概要8ページをご参照願います。

款 9、項 3、目 1 介護予防サービス計画費収入は、介護予防計画策定件数の増加により補正増をお願いするものです。

次に、歳出について説明いたします。9 ページをお願いいたします。

款 1、項 4、目 1 計画策定等委員会費は、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに係る運営委員会の第 1 回を開催いたしました。地域密着型サービス事業に伴い、今後開催する必要が生じたため委員報酬と費用弁償をお願いするものです。

款 2、項 4、目 1 高額医療合算介護サービス等費は、前年の 8 月から本年の 7 月分に対して医療分と介護分の両方が高額になった場合、合算し、それぞれの月額を適用後、年間の自己負担を合算して年額の限度額を加えた分を申請により支給するものです。

款 3、項 1、目 2 包括的支援事業費は、歳入で説明しました介護予防計画策定件数の増加に伴い、介護予防プラン作成委託の増額補正です。節 1 8 備品購入費は、ケアマネージャーが高齢者を訪問したり地域包括支援センターに来客された時に、耳に遠い方とのコミュニケーションで意思の疎通がうまく取れない状況が多く、両耳用の集音機により擬音を円滑に行うために補正するものです。

款 6、項 1、目 1 予備費で補正に伴う財政調整を行っております。

次に、議案第 7 2 号、平成 2 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴うものでございます。

予算書の 1 ページをお願いします。第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4 千 4 6 5 万 7 千円とするものでございます。

歳入について説明書の 7 ページと、併せて別冊補正予算の概要 9 ページをお願いいたします。

款 4、項 1、目 2 保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴い、一般会計から繰り入れるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。8 ページをお願いいたします。款 2、項 1、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合会に基盤安定負担金分を納付するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第 6 4 号から議案第 6 6 号の 3 件につきましては関連がありますので、併せてご説明申し上げます。

まず最初に、議案第 6 4 号町道の路線廃止についてです。議案集 7、8 ページ、説明資料集の 5 ページをお願いします。

路線番号 3 0 7、路線名グラウンド東通線です。起点は大字大津字西大山内、終点は大字大津字西畦原です。延長は約 4 8 0 メートルです。この路線は、平成 1 2 年 1 2 月議会で議決・認定されておりますが、まちづくり交付金事業により美咲野団地と町営グラウンドとをつなぐ道路を整備するにあたり、路線網を見直す必要があるため廃止しようとするもので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により

議会の議決を求めるものです。

次に、議案第65号、町道の路線認定についてです。議案集9、10ページ、説明資料集の6ページをお願いします。

路線番号307、路線名グラウンド東通線です。起点・終点とも大字大津字西畦原で、延長は約260メートルになります。この路線は、議案第64号で廃止をお願いする「グラウンド東通線」を見直す路線として新たに町道に認定しようとするもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第66号、町道の路線認定についてになります。議案集11、12ページ、説明資料集の7ページをお願いします。

路線番号202-4、路線名緑ヶ丘団地東通線です。起点は大字大津字西大山内、終点は大字大津字西畦原で、延長は約150メートルです。この路線は、議案第64号で廃止をお願いする路線のうち緑ヶ丘団地の東を通る道路部分にあたり、新たに町道に認定しようとするもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第67号、町道の路線認定についてご説明いたします。議案集13、14ページ、説明資料集の8ページになります。路線番号335、路線名は後迫北通線になります。起点は大字大津字下井迫、終点は大字大津字後迫で、延長は約200メートルになります。昨年6月議会で路線認定をお願いし、本年度改良工事を行っております美咲野後迫線から、現在側溝改修工事を実施しております後迫前田線を経て上大津に到る路線で、周辺住民の利便性向上を図るために、新たに町道に認定を行い、まちづくり交付金事業により整備しようとするもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第71号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いします。補正予算の概要は、9ページになります。併せてご覧ください。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千220万7千円とするものです。

補正予算に関する説明書により、詳細を説明いたします。7ページの歳入から説明いたします。

款2、項1、目1使用料は、農業集落排水事業において水洗化の接続が順調に進み、当初見込みより50件分程度多く見込まれるため使用料を増額するものです。

8ページは、歳出になります。款1、項1、目1総務管理費のうち節19は、接続件数が増加して水洗化助成金の不足が見込まれるため増額するものです。目2、農業集落排水事業費のうち節15は未整備区間の管路の工事を早急に進めるため管路施設工事を増額するものです。節22は、管路工事発注後の道路の試験掘り調査で、上水道管の移設などの必要性がなかったため減額するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会します。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時01分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） こんにちは。議案第68号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要を参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に5千442万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億5千368万5千円とするものです。

第2条で、債務負担行為の追加を第2表債務負担行為補正のとおりといたしております。

第3条で、地方債の変更を第3表地方債補正のとおりといたしております。今回の補正の主なものは、園児の増加による私立保育所負担金が1千840万円の増、新型インフルエンザなどの予防接種関係が539万8千円の増、子ども医療費が430万円の増、迫井手地区ほ場整備事業県負担金が2千340万円の増などであります。

8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正です。老人福祉センター指定管理委託及び高齢者いきがいセンター指定管理委託は、いずれも現在の指定管理の方針に伴うものです。家畜疾病緊急対策資金利子補給事業は、口蹄疫被害に伴う借り入れに対する助成であります。

9ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。7、一般公共事業債の限度額を4千530万円として1千580万円の増額をしています。これは、迫井手地区ほ場整備事業の県負担金の増などに伴うものです。起債の方法等については、補正前と同様になります。

歳出からご説明させていただきます。17ページをお開き願います。款1、項1、目1議会費は、口蹄疫関係による議会全員研修の中止に伴う旅費の減額です。

18ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費、節28の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金の確定によるものです。目2障がい者福祉費は、聴覚障がい者への情報受信装置の3名分の補助や各種事業の利用サービス件数の増加に伴うものです。

19ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療費の節28繰出金も、保険基盤安定負担金の確定によるものです。目10人権啓発福祉センター運営費の節18備品購入費、空気清浄機3台は、熊本県地域子育て応援事業の100%補助を受けて購入するものです。ほかに大津幼稚園、陣内幼稚園、大津保育園、子育て支援センターにもそれぞれ3台ずつ購入予定であります。項2、目1児童福祉総務費、節13委託料は、補助基準等の変更及び利用者の増によるものです。

20ページをお願いいたします。目5保育所運営費、節19の私立保育所負担金は、園児の増によるものです。

款4、項1、目2予防費は、インフルエンザの予防接種の実施主体が国のため、委託から補助への移行とインフルエンザと日本脳炎予防接種の増によるものです。

21ページをお願いいたします。目7子ども医療費の増額は、実績見込み件数の増加によるもので

す。

款6、項1、目3農業振興費は、口蹄疫被害に伴う借り入れに対する利子補給です。

目6農地費は、上井手整備の工事区域の変更に伴うものです。

22ページをお願いいたします。目7ほ場整備費の負担金及び補助金は、いずれも事業費の増に伴うものです。目8農地管理費の補助金は、農地情報の共有化を図るため入力業務委託補助であります。

23ページをお願いいたします。款7、目1、項3観光費は、陽の原キャンプ場のトイレを改修するものです。

款8、項2、目3道路新設改良費及び項3、目6まちづくり交付金事業費は、いずれも町道の歩道の整備に関するものが主なものであります。

24ページをお願いいたします。款9、項1、目3消防施設費は、防災無線移動局の再免許申請の委託費であります。

25ページをお願いいたします。款10、項2、目2教育振興費の補助費は、対象児童の増によるものです。

項3中学校費の補助費につきましても、同様に対象生徒の増であります。

26ページをお願いいたします。項5、目1社会教育総務費は、全国大会出場者の増加見込みによるものであります。目4文化振興費は、迫井手地区ほ場整備地内の文化財調査の調査面積の増に伴う賃金等の増額と実測等委託の入札残の確定に伴う減額です。

27ページをお願いいたします。款10、項6、目2体育施設は、武道館の照明の補修です。目3学校給食費は、連続炊飯器コンベアの修繕をお願いするものです。

款13予備費で、補正の財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入をご説明いたします。13ページをお願いいたします。款12、項1、目2民生費負担金は、大津保育園の入所児童の増に伴う公立保育所負担金の増と所得の減などによります私立保育所負担金の減です。

款14、項1、目1民生費国庫負担金、節1児童福祉費負担金は、私立保育所負担金の実績見込みによる増額です。節3社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定です。

節4障害者福祉費負担金は、障害者サービス件数の増額に伴うものです。

14ページをお願いいたします。項2、目1民生費国庫補助金の次世代育成支援対策交付金は、利用者の増及び負担割合の変更によるものです。地域生活支援事業補助金は、サービス件数の減によるものです。

款15、項1、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定による増額です。節2児童福祉費負担金は、私立保育所負担金の実績見込みによる増額です。節4障害者福祉費負担金は、障害者サービス件数の増額に伴うものです。

15ページをお願いします。項2、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金で、一人親家庭等医療費補助金は、実績見込みによるものです。民生委員活動補助金は、委員の増によるものです。節3児童福祉費補助金の延長保育促進事業補助金から病後児保育事業までは、利用者の増減及び負担割

合の変更によるものです。地域子育て応援事業は、町立幼稚園・保育園等への空気清浄機15台の購入に対する補助です。節6障がい者福祉費補助金の視覚障がい者等情報支援緊急基盤整備事業補助金は、聴覚障害者へテレビを字幕や手話で見ることができる機械を助成するものであります。目3衛生費県補助金は、新型インフルエンザワクチン接種で住民税非課税世帯に対する4分の3の補助です。目4農林水産業費県補助金の農地制度実施円滑化事業費補助金は、農地情報システム委託の補助です。家畜疾病緊急対策利子補給事業は、口蹄疫被害に伴う借り入れに対する利子補給の助成です。

16ページをお願いいたします。款20、項4、目2、節1雑入の後期高齢者医療給付費負担金返還金は、実績に伴うものです。市町村振興協会地域振興事業交付金は、陽の原キャンプ場のトイレ改修に対する交付金です。

款21、項1、目4農林水産業債は、迫井手地区ほ場整備事業の県負担金の増などに伴うものです。

29ページ、給与費明細書の一般職をお願いいたします。給与費の職員手当では、時間外勤務手当での増によるものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第17、議案質疑を行います。

まず、議案第61号を議題とします。質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第61号について質疑いたします。

現在の施設、老人ホームの施設の状況、定員50名に対して現在何名入所されているか。

それから、法改正で介護保険の利用も可能になっていますが、要介護度別の状況、入所者の要介護度別の状況。

それから民間移譲になった場合、社会福祉法人、委託移譲した社会福祉法人と町との関係について、町は措置という形で関わると思いますが、それだけになるのか。また、仮に、あつてはいけな
いと思いますが、事故、それから全国的にも入所者に対する虐待などの報道がなされた時期も
ございますが、そういったことがあったときの指導監督は県だけの仕事になるのか。町が何らかの形
で関わるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

まずはじめに、現在老人ホームの入所者の状況でございますけれども、定員は50名でございます。
現在の、今月現在の入所者数でございますけれども31名でございます。あと、その年齢等につきま
しては、69歳がお一人、70歳から79歳以下が6名、80歳から89歳以下が16名、90歳以
上は8名で、最高齢が98歳の方がいらっしゃいます。

それと、介護の認定状況及び利用状況についてということでございますけれども、まず要支援1の方がお一人、要支援2の方が4名の計5名です。それから、要介護で要介護1の方がお一人、要介護2の方が3名、要介護3の方がお二人、要介護4の方がお二人と、合わせて9名で、合計の14名でございます。

それから、現在のその方々、入所者の方々ににつきまして、現在のところ介護保険の利用はあっておりません。

それから、移譲した場合の町の責任、関わりでございますけれども、まず町の措置関係につきましては、現在の入所者につきましては老人ホームに基づきまして措置市町としての立場は変わりませんので、移譲した場合でも措置市町の責務は残ります。

それから、老人ホーム入所者等の指針についてでございますけれども、それに伴いまして措置市町村につきましては、措置市町後の入所継続の要否を見直さなければならないということでございますので、入所者等の高齢化等によります、また介護状況等の変化等にも対応するために、ご家族とも話し合いながら、また心身の健康保持、それから生活の安定のために様々な措置を講じていかなければなりませんので、運営は社会福祉法人になりまして入所者に対する責任は市町村にございます。

それから、事故等でございますけれども、これにつきましては養護老人ホームの設備及び運営基準がございまして、もしそのようなことが発生した場合につきましては、市町村、それから家族等に連絡をし、そして必要な措置を講じなければならないというようなことを規定されております。町としてもそういうことにつきましては当然要請等もしなければならないと思いますし、またその改善命令検討等につきましては、老人福祉法の第9条で県と協議しながら関与をすることができるというふうを考えております。

そういったことで、民間移譲した場合につきましては、責任は受託法人でありますけれども、全体的な対応につきましては指導監督につきましては、老人福祉法に基づきまして県の方が関わることとなります。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 今お聞きしたところ、定員に対して入所者の数が少ないという状況であると思っておりますけれども、今後の需要については、いわゆる無年金者、それから年金制度の改革などにより、低所得で身寄りのない高齢者が増加するというふうに一般的に言われていると思っておりますけれども、大津町において、その推移についてどういうふうに思われているのかということをお尋ねしたいと思います。

また、最終的に責任ということについて、県の指導とタイアップして町も関わるというそういうことであるかと思っておりますけれども、例えば民間経営の効率性、それから弾力性、機動性により、本当は支援が必要であるにもかかわらず、いわゆる身体的な部分というのが養護老人ホームについては今回割愛されているという状況で、社会復帰という環境とか経済面での部分で社会復帰できるように指導するということが含まれて、それが主眼となっているところもあるかと思っております。現実的にはそういうことはない、今、年齢的にそういったことは考えられないと思っておりますけれども、民間経営になった

場合に、社会復帰を理由に退所にするケースが出てきはしないかと心配するところです。その辺については、今の説明であったように、町が措置するというので担保できるのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 金田議員にお答えいたします。

最初に、現在入所者31名、定員50名ということで定員に達していないというようなことで、今後の方針等ということでございますけれども、それにつきましては、現在入所者への措置につきましては当然町がでございますので、そういった町内と、またそういった方の要件に該当する方がいらっしゃいましたときには、当然町が相談に応じて必要な措置を講じなければならないということに規定されておりますので、当然移譲先とも、また当然町が関わりながら、入所者の方についてはそういった配慮をしてみたいというふうに思っております。

それから、入所要件等につきましては、経済的環境、経済的、それから環境等の事情がございますけれども、今後そういった指針等に基づきながら、できるだけ入所者の方のそういった状況に対応したことで今後安心して生活できるような、お過ごしできるように施設の方とも連携しながら、また関係機関とも連携しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号を議題とします。質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第62号についてお尋ねいたします。

これまで行財政改革及び集中改革プランに基づいて、公の施設に指定管理者が導入されて、第三者による評価もなされてきたというふうに思います。県あたりでその評価について公表されていると思いますけれども、町はその評価についてどう活かしていくのか。また、町として独自の検証をされておられるのか、お尋ねいたします。

それから、先ほど議案説明で指定管理者選定委員会において指定申請者団体からのプレゼンテーションがあったというふうにあります。ややもすると指定管理者を5年ごとに交代する、今回の場合は社協という形で非公募ということで、ある程度長期のスパンで考えられていると思いますけれども、ややもすると指定管理者になった場合5年で切るということで、中長期的な計画が不十分になる可能性を秘めているというふうに言われております。そこで、そのプレゼンテーションの中で中長期的な展望、例えば将来地域社協などの構想がうたわれているのかどうか。そういった中長期的な展望がプレゼンテーションの中であったのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 第三者評価の件につきましては、毎年選定者委員会がございまして、そのときに各指定管理者の方から実績報告がっております。毎年度その中で実績報告をしていただきま

して選定委員会の委員の方々による審査をされて、そういった評価をしていただいております。

それから、以前の、今、指定期間中の施設につきまして、福祉の方では学園等につきましては第三者評価を県の方に委託しまして行っておりまして、それにつきましても県のホームページ等に公表させていただいております。そういったことで評価につきましては対応をしているところでございます。

それから、もう一つ、次のご質問の指定管理者のプレゼンの内容でございますけれども、指定手続き、条例に基づきましてそれぞれの選定項目がございます。今回につきましても、この手続き条例、また募集要項、それから仕様書に基づきまして管理者が基本的な考え方ということで示してありますので、それに基づきまして申請者の方からプレゼンがなされております。その内容につきましては、まず住民の平等な利用を確保することができるものであるか、それから当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか、4番目に管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか、5番目にその他公の施設の設置目的を達成するために必要な事項ということで5項目につきまして基本的な事項に沿いまして申請者の方からプレゼンがっております。

それから、老人福祉センターにつきましては、今後の運営方針といたしましては、現在社協の方では現在地域福祉計画、それから福祉活動計画等も併せまして、地域住民の方々の情報交換や福祉ニーズの集約ということで様々な活動を行っていただいております。そういった中で、地域福祉力の向上の推進、それから地域活動の支援、それから高齢者から子ども、障害をお持ちの方からお持ちでない方まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように支援していく活動拠点としての運営を目指されておりますので、そういったことにつきまして、今回プレゼンがっております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） まず、最初の質問で、県の評価については、私自身も手に入れているんですけども、私が聞いているのは、町としてその県の評価も含めて、町として独自の検証が行われているのかどうかをお伺いしているところです。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 質疑にお答えいたします。

これまでの評価につきまして、内容につきまして改善すべきところがあれば、その改善につきまして計画をつくりまして改善に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 公の施設の指定管理者制度が導入をされて、ただいま質疑がございましたが、指定管理者制度そのものは今までは2年、3年、今度は5年間ということですが、我々議会は、今まで指定管理をやってきた結果がどうであったかということがある程度は理解できなければならないし、新たに今度は5年だね、5年間委託を任せるわけですから、それなりの理解をもって管理をお任せしなければならない、判断せにゃいかんわけですけど、これまでの経過の総括、それから新たにこれからやる、今プレゼンテーション等がございましたが、そういった資料というのはですね、委員

会に出されるかどうか知りませんが、全議員が当然知っておくべき問題ではなかろうかと。5年間ここで議決を得ればですね、黙っててもいっちゃうわけですから。そういうなんですかね、納得のできる、理解ができる説明資料なりの配付が必要であるかと思えますけど、そういうものは必要ないと、委員会だけ配ればいいという判断で提案されているのかどうか、伺います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員の質疑でございます。まず指定管理という形で原則的に3年、5年という形で一応公募、今回につきましては5年という形を取らせていただいております。指定の期間及び競争性、サービス性の継続を確保しつつ指定管理者のリスク軽減等及び長期間の指定の弊害の排除などを考慮して今回は原則5年以内としたものでございます。一応、要綱の関係で3年、5年という形で設定しておりますので、今回はそういう形で5年という形で行っております。

なお、指定管理の選定委員会、先ほど委員構成については答弁があったとおりでございますけれども、弁護士、それに会計管理士という形で2人の方の部外の委員さんが入っております。その中で点数評価をさせていただいております。先ほど審査基準という形で計画の中で住民の平等な利用を確保することができるものであるということを配分点10点、それから公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかというのを20点、それから最も管理に関わる経費の縮減が図れるものであるかが30点、それと管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかを30点、その他公の施設の設置目的を達成するために必要な事項についてという形でその項目を10点としまして、特に経費縮減についての場合の配点を30%以上として行っております。

今回の社会福祉協議会におきましては、平均点が全委員さんの平均点という形で88.6点、シルバー人材センターさんが86.4という形でそれぞれ委員全員賛成で指定管理という形の候補者として選定させていただいたという形でございます。

結果の公表という形でございますけれども、一応会議自体としては個人の指名等もありますので非公開としているような状況でございます。また、指定管理者の選定委員会についてもですね、今、各審査委員会の情報公開という形で問題になっておりますので、その辺は指定管理委員会の方にですね、また協議をさせていただくという形でお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 全体で86点だったということで合格ですよという説明であります。それでは我々は判断できない。本当にそれが妥当な決定なのかということは、判断のしようがないわけですね。まして費用の問題、安ければいいということでなれば、安かろう、悪かろうにもなりかねない。反対に、高すぎるということも考えられないことではないと。一般的にどんどん経費節減が目的で作られた制度ですから、そこで働く人たちの賃金、労働条件が悪化する可能性だって考えられるわけですから、そういうことがないということですね、裏付けるような資料等は当然示されるべきだと思いますけど、一つは委員会でそういうのを提出する予定なのか、あるいはそれで済まそうとしているのかどうか、ちょっと再度お尋ねしたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員さんの再質疑にお答えいたします。

先ほど言いましたように、個人の委員さんの指名が入った部分についてはですね、個人の点数の付け方云々という形もありますので、その辺のことは削除しまして、全体の点数等についてはですね、所管の委員会に配らせていただきたいと思います。先ほど言いました内訳がありますので、その分については配らせていただくと言う形で答えさせていただきます。一応情報の公開という形で私の方も町基本条例もやっておりますので、ただ委員さんの個人の指名が載ってる部分のところについてはですね、削除した上、提出させていただくという形になっています。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号から67号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 68号に対しまして質疑いたします。2点質疑いたします。

まずは、22ページのほ場整備費についてであります。補正予算の概要というところで主な内容を見てみますれば、この補正予算が2千491万6千円ということで非常に高額なこの補正であると。この負担金として、県営事業の負担金として請求される額が非常に大きいわけでありまして、事業費の増によるということです。ここのですね、県から町に対する説明ということがですね、どこまでなされたのか。それがこの金額に見合う説明であったのかということでありまして。疑義に思います点は、この負担金の増を補正で求めるということですから、まず県の責任として積算の甘さがあったのではないかなど。また、別な観点から考えますれば、その事業費の増によって費用対効果が非常に見込まれると、生産向上が見込まれる、そういったものですね、説明の中にきちんと明記されて説明があったのであるならば、この額に見合ったものなのかもしれませんが、何せ額が大きゅうございますので、この点について質疑いたします。

次は、29ページの一般職、職員手当の内訳の中に、説明の中で時間外勤務手当ということで95万8千円補正されて、補正を提案されておりますが、実際今のこの不景気の中で、そしてまたその中でも利益を上げている民間企業あたりの動向をいろんな形で私も集めているわけでありましてけれども、その今現在の流れからすれば、この民間企業の流れからすれば逆行するものではないかなど。

この残業時間外というものを極力やらないという形を企業は取ってきております。要するに、その時間をオーバーしてまでする仕事は、厳しい言葉を言えば能力がないからできないんだと。能力がない人ほど時間がかかると。ですから、役場の中で遅くまで灯りがついているのは、夜しかできない仕事であるならば別件でありますけれども、自分が仕事ができないのを棚に上げた時間外というものを町民の負担に押しつけるものはいかなるものかということが考えられます。まさしく民間企業には逆行するものではないかなと思われまますので、この時間外の勤務手当て、この増額の根拠の詳細をですね、お聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の22ページのほ場整備についてお答えいたします。

まず、全体の2千491万6千円の増でございますが、最初の北部畑総の100万円につきましては、土地改良補正関係で最初10%カットされておりましたので、その分が元通りになりましたということで100万円を補正させていただいております。一番問題なのは迫井手事業関係がかなり増えとるといってございますが、県からのヒアリング等も事業、確かにいろいろ何回も協議をさせております。その理由におきましては、ご存じのとおり土地改良の事業におきましては国が23年度ですけど6割カットにはしないかなとかいうのが1つでございます。県の方は事業主体で、いろいろな事業の形で進めてもらっておりますが、どうしたら迫井手のほ場整備は面工事が平成21、22、23年度で約70ヘクタール分が3ヵ年計画で進めておるところでございますが、その23年度が心配ということで前倒しをする形で平成23年度の予算分を平成22年度でその枠をいただいて、そして繰り越し事業で23年度事業分をカバーしようじゃないかなということで事業増になっております。当然、そのことによりまして23年度の事業におきましては、その分の負担増は予算計上というときにはそれが上がってこないという形になりますので、私たち町の方としては、そうした前倒しまで県が対応してくれるということで事業増の、予算の増をお願いしたいところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑の中です。今、言われるように非常に厳しい時代を迎えて、各企業さんも内部経済の状況が非常に複雑な状況で、時間外の勤務手当てを職員に増額するのはいかなるものかというご質疑だろうと思います。

その中で今回増額をさせていただきました主なものだけでもちょっと理由を述べさせていただきます。

まず、総務費関係では、現在経済産業省に派遣しております職員、この時間外勤務手当てのものでございます。当初は月21時間という程度を予測しておりましたけれども、実際勤務していただいている関係で月36時間以上の勤務がなされているという形で、ほとんどもう帰るのは12時過ぎという形になっております。研修の意味もありまして、将来的に大津町にそれだけの負担をしながら返していただくという形で2年間の派遣をやっておりますけれども、一応現在新産業エネルギーという形で再生化のエネルギーのために一生懸命やっておりますので、その分を今回計上させて

いただいております。

それから、福祉課関係では、地域福祉の推進を行っております。そのための夜の座談会等に参加する職員の時間外という形で、通常の業務と違うところになりますので、そういう形で今回お願いしているような状況でございます。

それと、土木部関係では本田技研325線の取り付け関係の三差路、交差点の改良工事を今回行うように予定をしておりますけれども、その工事関係が夜間に及ぶ工事がほとんどでございます。通行量等の関係で主要幹線道路でございますので、その関係での職員の時間外勤務という形で通常業務がこなせないところで一応時間外という形で職員の分を上げさせていただいております。

永田議員言われるように、時間外勤務手当というものについては慎重に判断をせざるというようなことはですね、常日ごろ思っているような状況でございますけれども、今回はそういう形の利用によって一応計上させていただきましたということでございます。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ほ場整備費のことについてでありますけれども、非常に苦しい答弁をされたのではないかなど。今後、このほ場整備あたりの費用が6割をカットされるかもしれないから、前倒しという形で繰り越しをするというこの補助の上げ方、これはですね、我々自治体というのは予算主義を取っております、単年度予算主義なんですね。そしてまた、会計年度は独立の原則というのがあります。こういったものを無視した補正予算になりはしないですか。これを無視した、将来が不安だから、不安だからという形でやっしまえば、二重の予算の組み方になってしまうんです。これは、全体のシステムに及ぶ重要な問題になるかと考えられます。ですから、県の説明がどういうふうにあったかは知りませんが、上部団体としてもそういった間違いをもう県内の市町村に流しているとするならば、これは大問題になりはしないかなど思うわけでありまして。これはですね、もちろん事業をきちんと完了はしたいです。しかしながら、今申し述べたとおり、そういった会計原則に違反するようなことが果たして許されるのかという問題になってきますので、そこの私のこの質疑に対するきちんとした答弁がなされれば、納得するような答弁がなされれば法的にもそういった自治体経営の運営にも何ら支障はないとなるかもしれませんが、この金額だけではなくて政府の方針に振り回された結果、そういったものまで曲げるというふうであるならば、これは重大問題でありますので、その点についての県の何らかの言い訳と申しますか、説明というものはあったのでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の再度の質疑でございますけれども、まずこのほ場整備は計画的な事業でございます。平成21年、22年、23年度で面工事を行うということでございますので、その最初の質問の中において事業費の効果的なもの、あるいはどういうふうな生産向上ということでさせておりましたが、農家はその作付け体系をいろいろその3ヵ年間によって計画をされております。私が先ほど予算関係の中身を申し上げましたのは、いろいろ新聞等で土地改良事業が6割カットという形で今言われておりますけれども、平成23年度ははっきり言いまして本当に土地改良事業は迫井

手は予算が来るんだろうかということがまず1つでございました。私たちは、やっぱり農家の方の立場でございますので、やっぱり計画的に平成23年度で面工事が終わるとということで説明してきておりますので、県の方にもですね、協議しながら平成23年度におきましてもちろんと面工事を終わってくださいと。県の方は国とのやりとりで予算があっちこっちこうしていますけれども、そしたら計画どおりに繰り越し事業をしてでも農家の方に迷惑を掛けないようなところの配慮があったということで、その予算のことにつきましてはですね、本当に一生懸命考えていただいているのかなというところの配慮がありましてですね、そうした、私が繰り越し事業なんて言いましたけれども、現に県の方は、ずっと、22年度予算で対応していくんだということをしかりですね、していただきましたので、こうした予算の計上をお願いしたところでございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいまの質疑でもありましたけど、熊本県は大分金が、財政が余裕があるんじゃないかと思った次第です。そこで、今度の補正で民生費の県補助金が出されておりますが、地域子育て応援事業で県から149万円、歳入の15ページです、目2、節3児童福祉補助金の中の地域子育て応援事業で149万円、保育園、幼稚園等に空気清浄機を据えるということですが、100%補助だと。100%補助というのはですね、そんなありがたい話は確かないですけども、ほかの自治体にもこういう補助事業が来ているのかなと思って1、2聞いてみましたけれども見当たらないということで、こういう事業の補助金を獲得した経過についてお尋ねをしたいんですけど、県の方からこういう話が持ちかけられてくるのか。あるいは、職員が優秀で事業の中身を見てこれに使えるんじゃないかということで引っ張り出したのか、そこについてお尋ねをしたい。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

この事業は、昨年度からだったと思いますけれども、国の経済危機対策に盛り込まれた安心子ども基金の拡充により実施するものでございます。国から県に、県の方で基金をつくつとるということでございます。その中で、地域子育て創生事業によるもので、子育て支援施設の環境整備をするための平成22年度追加分でございます。これは当初予算でもございました。さらに9月でもまた追加がございまして、またさらに今回いただくものでございます。一施設30万円以内で割り当てられたものでございます。これは、民間のそういった施設についても直で文書が流れていると思います。市町村におきましては、そういった一施設30万円以内で使ってくださいというようなことでございます。

補助対象といたしまして大きく2つに分かれておりまして、子どもの安心・安全を確保するためのAEDや防犯センサーライト、それから防犯カメラ等でございます。それから、もう一つが子育て支援施設の感染症防止対策といたしまして、特にインフルエンザ等の感染症を防止するため今回空気清浄機と加湿器あたりを設置することができるということで、保育園、それから子育て支援センター、それから幼稚園、それから人権啓発福祉センターだったと思いますけれども、それぞれ30万円以内で空気清浄機を設置させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 熊本県がえらい気前がいいことだと思ったら違ったようです。それですね、100%補助でありがたい話ではありますが、空気清浄機というのはですね、何年ぐらいもつのかなと。耐用年数ですね、大体わかれば。

それから、インフルエンザの菌を取ると。それに効果が本当にあるのかどうか。そこ確認をされたのかどうか。なぜこんなことを聞くかという、これが5、6年しかもたないということであれば、いったん設置をすれば耐用年数が過ぎて壊れれば、町が今度は買わにやいかんわけですね。どうしても必要なものであれば、補助金で買ってずっと使うとか。だからこの空気清浄機が本当に必要なものだということで補助金を受け、そこまで検討がなされたのかどうか心配なものですから、安易に補助金に飛びついて、それからずっと町の単独予算になってくることが心配されますので、お尋ねをしています。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 再質問にお答えいたします。

まず耐用年数の問題でございますけれども、メーカーによってはいろいろあると思いますけれども、大体標準的に5年ぐらいが耐用年数だろうと。ただし、中のフィルターとかそういったものを交換すればですね、ある程度もつんじゃないかと。既に実は現在の大津保育園には何台か以前から付けておりましたですね、非常に効果があるというような話を聞いております。アレルギーがある子どもさんもいらっしゃいますので、これはウィルスだけでなくカビとかそういったものにも効きますし、今は非常に優れた製品も出ておまして、加湿が出るようなやつもございまして、イオンが出るやつときですね、そういった子どもたちのためには非常にいいと。しかも、ゼロ歳、1歳、2歳は同じ部屋ですね、非常に今、ノロウィルスとかそういった感染にかかる率がございまして、そういったところとかですね、一堂に会して遊技とかする場合なんかはですね、部屋の中でする場合、そういったときにはですね、前もって入れとくと効果があるというふうな話は聞いております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第68号についてお尋ねいたします。20ページ、目5の保育所運営費、今回対象児童の増ということで1千840万円補正されています。非常に喜ばしいというか、大津町子どもたちどんどん増えていると。聞くところによりますと、スポ森の体育館、子ども連れのお母さん方が昼間から来て、わいわい子どもたちが遊んでいるという、どこにもない現象が大津町にあるということで、非常に頼もしい町だというふうなことも聞いております。大変喜ばしいと思っておりますけれども、一方では今現在保育所の待機児童81名ほどいるようです。90名の定員として約1園分に近くなるような待機児童がおられるようです。その中で、どうしても働かないと、お母さんが働かないと生活できないというような人中にはおられます。私の方にも相談をされていて、派遣で働いているんだけどどうしても妻が働かないと生活できないと、そういう人たちも待機しているとい

うような状況で、町としてこういう状況が今後も推移していくのか、どういうふうに把握しておられるのか。5、6年前は確か待機児童はほとんどないような状況だったと思います。それが4、5年前から20名、30名、60名とだんだん増えてきている状況で、今後もこういった現象が続くのかどうか、どういうふうにもくろんでおられるのか。もし続くということであれば、どういう対処を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質問にお答えしたいと思います。ちょっと手元に資料を持ってきておりませんが、今後の推移につきましては、次世代育成支援計画というのを創らせていただきました。その中で、推定をしておりましたけれども、それ以上にですね、ご存じのように美咲野団地の売れ行きがですね、ここ2、3年で大体1年で100戸当たり売れておまして、さらにJRの方からの情報によりますとですね、学校用地の東側、それから元学校用地の部分についてもですね、先行して今造成をされているということで、ここ3、4年はですね、思うとった数字よりもかなり転入者が増えてきております。それと、もう1つが出生数も大津町の場合は増えてきております。全体的に先ほど指摘があったように、昨年の10月時点では23人だった待機児童が実は少しずつ減ってきてたんですけども、そういった転入者の増加、それから出生率も大津町が非常に子育てがしやすいというような口コミもございましてですね、そういった部分もありまして増えてきております。これはうれしいことでございます。人口も熊本市、それから菊陽・合志・大津、熊本市は別として非常に県下でも、この間新聞に載りましたけれども、人口増加地区ということで、そういった部分で思った以上に増えてきたということで、非常に担当といたしましては苦慮しているところでございます。ただ、今申したように0歳、1歳、2歳ですね、子どもの方の預ける率が増えてきております、以前に比べると。私の記憶によりますと大津町、これは全国的なものでございますけれども45%ぐらい比率が0、1、2の比率が増えてきております。ですから、もう0歳から預けられるお母さん方が増えてきたということで、その辺も影響いたしておまして、非常にどうにかしなければいけないということで、それで個別にはですね、いろいろ相談させていただいて、一時預かりとか、そういったファミリーサポート事業あたりで、いろいろお願いをしていただいているところでございます。抜本的な解決にはなりませんので、今後についてはですね、どうするのか、今、国の方もいろいろ検討しておりますので、その分の動向を見ながらですね、解決策を考えていかなければならないと思っております。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかになしと認めます。

次、議案第69号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次、議案第70号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次、議案第71号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次、議案第72号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

日程第18 委員会付託

○議 長（大田黒英生君） 日程第18 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第61号から議案第72号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）、また会議規則第92条第1項の規定により、請願第4号、請願第5号及び陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時08分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成22年第5回大津町議会定例会会議録

平成22年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成22年12月13日(月曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 2番 府内 隆博 3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫 5番 鈴木 ムツヨ 6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明 8番 月尾 純一朗 9番 坂本 典光 10番 石原 大成 11番 手嶋 靖隆 12番 永田 和彦 13番 松永 幸久 14番 宇野 光廣 15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 掘川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて地域づくり推進係長 白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二 農業委員会事務局長 服部 次子 子育て支援課長 松永 高春

一 般 質 問

6 番 大 塚 龍一郎 君

p 53～ p 59

1. 「子ども手当」の支給に関して

- (1) 子ども手当と滞納について保育料や給食費の滞納額の現状について伺いたい。
- (2) 給食費などの滞納対策として子ども手当の一部を充当する方法として、どのような施策を考えられているか伺いたい。
- (3) 子ども手当の支給に当たり、今後の子育て支援策の施策を構築する面からアンケートを取り、使途の調査を実施する考えはないか伺いたい。

2. 町職員の町内居住推進について

- (1) 税収面から見て自主財源の確保として貴重な収入と考えるが、職員に対しての協力、依頼と自発性を願いたいという思いより伺いますが、在職員に対し、または職員採用時において、町内居住の依頼をされる考えはないか伺いたい。
- (2) 町外居住職員の緊急、災害時の職員出動に影響はないか伺いたい。
- (3) 町外居住職員の方々に「ふるさと納税事業」に協力、依頼する考えはないか伺いたい。

1 2 番 永 田 和 彦 君

p 59～ p 70

1. TPPについて

- (1) 環太平洋経済連携協定加盟交渉への参加を巡って日本が揺れている。様々な立場の方たちが主張を繰り広げ、判断に苦しむ状況だ。

今、大切なのは、客観的視野を持ち、町に及ぼす影響をできるだけ詳しく調べ上げ、町民にわかりやすく情報を提供することと考える。そこで重要になるのが町長のTPPに対する認識ではないだろうか。

町に及ぼす可能性のある影響とは。

2. 国県と町議会が相反する場合について

- (1) 特に多いのは請願、陳情の審議の結果だ。9月議会では、「現行保育制度の維持、拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書」が、反対1に対し賛成14で採択された。ここで意見書を提出された国は実情を踏まえ、待機児童対策の強化として特命チームの設置や、保育所要件緩和として認可外保育園への公費支給と公的支援強化、幼稚園と保育園の垣根をなくす幼保一本化などを10月に報道機関に載せてき

た。さて町長はどちらの立場に立つのか。

15 番 荒木俊彦君

p70～p80

1. TPP締結の認識と状況予測

- (1) TPP締結交渉協議開始を政府が打ち出した。その認識と状況予測をどう考えるか。特に大津町での影響評価をどう認識しているか。

2. 地域内需拡大政策

- (1) 住宅リフォーム援助制度が各地に広がり、大きな効果をあげている。大津町でも積極的な取り組みを求めたい。
- (2) 公共事業で地元小規模事業者の仕事回し、経済効果もあがる。工事登録制度が県内でも実施されている。実施検討を求めたい

3. 子ども医療費無料化の拡大を

- (1) 近隣の自治体では中学生まで無料化が進んでいる。子育て応援なら先駆けて実施するべきではないか。

2 番 府内隆博君

p80～p85

1. TPP「環太平洋戦略的経済連携協定」について

- (1) 政府が環太平洋戦略的経済連携協定「TPP」への参加検討を表明したことに対し全国各地で反対の声が相次いでいる。もし「TPP」に参加すれば国内農業は壊滅する。大津町においても稲作、畜産、甘藷、野菜農家が壊滅的な打撃を受ける。農業団体だけでなく消費者団体も反対表明している。町としての考えを問う。

2. 口蹄疫終息後の対策と今後の支援について

- (1) 宮崎県で発症した口蹄疫、熊本県への感染はなかったものの、畜産農家や県全体に大きな打撃を与えた。国の検証委員会が最終報告で防疫の指示不十分、自治体と連携不備で現場に混乱をもたらしたと連携の不備を指摘した。

それと、感染ルートはアジア地域の口蹄疫発生国から人やものを介して侵入したと推定されると発表した。大津町も県からの指示がJAや畜産団体、そして畜産農家などへの連絡は徹底していたか？

それと公共施設などの防疫体制は万全だったか問う

(2)畜産振興策として、優良牛導入事業や受精卵移植などへの支援拡大を推進する考えはないか。

3. 北部地域の観光案内標識について

(1)通行量の多い美咲野の交差点に真木キャンプ場や、矢護川公園の観光案内標識を設置する考えはないか問う。

4 番 源 川 貞 夫 君 p 91～ p 99

1. 熊本空港と肥後大津駅までのシャトルバス試験運行について

(1)県が500万円の予算を付けて行っている、町づくりと地域活性化に向けてのシャトルバス試験運行（10月～3月まで）の実態と今後の対応について問う。

2. 山羊の放牧による除草

(1)荒地や、遊休農地等の除草作業、子ども達への情操教育、農業への理解促進のためにも、大久保溜池を利用して試験的に行う考えはないか。

9 番 坂 本 典 光 君 p 99～ p 110

1. 観光と観光協会について

(1)どの町にも観光課がある。その仕事の内容は、パンフレットによる町の紹介が主なものである。一方、観光地といわれる都市には民間の業者を中心に観光協会が設立され活動している。町が、観光に力を入れ税金を投入するならばその金額に見合う観光収益がなければならない。

ア 収入につながる大津町の観光スポットは何だと思うか（現在、未来）。

イ 観光でうるおう業種は何だと思うか？

ウ 観光協会を設立するとすれば民間が主体となるべきではないか。

2. 青少年の夢と勇気

(1)人間は、何らかの夢を持っていないと生きていけないといわれる。中学校の卒業式では毎年人生の夢を実現させようという意味のポスターが貼られている。それを、実現するためには学力だけでなく、勇気という強い行動力が必要である。現在の教育は知識力中心主義になってないか。個人の問題からだけでなく国づくりの観点からも心配である。

3. 海外に学べ

- (1) 竹下内閣の時、全国の各市町村には、ふるさと創生資金として1億円が配られた。天津町では、人づくりの観点から町民の海外研修にそのお金を使った。今は、そのようなお金の使い方はできないが、日本全体が内向きになっている。元気のある韓国の都市と友好都市を結び交流を深め韓国のバイタリティを学ぶべきではないのか。

10番 石原大成君 p110～p114

1. 県道の道路改良について

- (1) 県道菊池赤水線の道路改良について、町の考えを問う。

2. 圃場整備事業について

- (1) 天津町内の圃場整備事業と矢護川水域圃場整備の現状と今後の見通しについて

5番 鈴木ムツヨさん p114～p125

1. 教育行政を問う

- (1) 学習支援事業を拡大して生活面、学習面への支援の学校生活サポート事業にしてはどうか。
- (2) 教職員（全員参加）の全体研修会への取り組みについて
 - ① 春…教育委員会の方針及び事業計画について伝達し共通理解を図る等。
 - ② 夏…目的課題に即した研修を行い教職員の資質向上を図る。
- (3) 給食中の食育の充実の為の取り組みについて
 - ① ランチルームの活用状況は（護川小）
 - ② 各学年や異学年交流給食への取り組みは（体育館等）
- (4) 各教室への冷暖房設備の設置状況と対応について

2. 公共サービスについて

- (1) 空地利用の対策について
住宅地に隣接する町所有の空地の利活用で駐車場への貸し出しについて

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、明日の 1 4 日が 5 番から 8 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

大塚龍一郎君。

○6 番 (大塚龍一郎君) おはようございます。通告書のとおり、1 項目、子ども手当への支給に関して、2 項目、町職員の町内居住推進についてを順次質問を行います。

最初に子ども手当への支給に関して、昨年 8 月、歴史的な政権交代から 1 年 4 カ月を迎えようとしております。新政権への期待度が高かった分、国民の多くは、今その実績の大半に批判的で疑問を感じ、失望感さえ漂っております。今年の秋に共同通信社が行いました全国の自治体のトップアンケートからのデータによりますと、民主党マニフェストに盛り込まれました個別政策では、高速道路の無料化が中止あるいはどちらかといえば中止が合計で 7 0 %で最も反発が強く、続いてガソリン税などの暫定税率廃止が 5 9 %、次に続いておりますのが子ども手当への支給の政策であります。子ども手当への支給に関し、さらに詳しく先のデータから伺いますと、推進すべき 8 . 4 %、どちらかといえば推進 2 3 . 7 %、中止すべき 2 3 . 6 %、どちらかといえば中止 2 8 . 7 %、どちらとも言えない 1 4 . 4 %、つまり推進は 3 2 %にとどまり、制度そのものへの否定的意見が多く、人口規模や財政力で傾向が違いは見られず、全国的には保育サービスなどの現物給付に財源を振り分けてほしいという声がアンケートで判明されております。地方の市町から来年度の自治体予算案には子ども手当への地方負担分は計上しないという反発の声すら上がっているところでございます。しかしながら、既に今年 6 月、1 0 月と 2 回子ども手当への支給が実施されているところでございます。今までの福祉的な意味合いを持った児童手当とは違い、子ども手当は子育てを未来への投資と考え、次世代を担う子どもたちの健やかな育ちを個人の問題と捉えるのではなく社会全体で育てるという理念からの政策であります。経済的負担の軽減を目的に、中学生 1 5 歳までを対象として所得制限を設けず、児童 1 人当たり本年度は一律月に 1 万 3 千円を支給されております。すべての子どもに 2 万 6 千円を支給するとしていた当初の公約が大幅に後退し、来年度の子ども手当については 3 歳未満に限って 7 千円を上積みして 2 万

円の支給額にするとの関係閣僚会議で合意との報道が先だっております。来年度に向けて地方負担をめぐっても総務省、財務省との間で意見が分かれ、上澄みの財源課題が混迷し、調整の難航が今後続いていくかと思っております。子ども手当での創設趣旨が子育て世帯の経済的負担軽減にあることを考えれば、この手当が確実に子育てのための経費に充当される仕組みづくりの検討も今後必要ではないかと考えますが、自治体の中には給食費や保育料を滞納しながら、子どもの健やかな育ちとは関係がないことに用いられることは、法の趣旨にそぐわない、手当の趣旨にご理解をお願いしますと遠慮がちなが遠回しな表現で滞納金に関する支払いを求めているところもあるようでございます。子育ての経費ということであれば、子どもを保育園に預けたときの保育料、子どもたちが毎日学校で食べている給食の費用、つまり給食費など、子どもたちの健やかな育ちのための必要な支出でなければならないわけであります。当然に支払い義務があるのに、経済的に払える世帯でも滞納を続ける保護者の規範意識の低下などの未納もあります。また、本当に家庭の経済的理由で未納を続ける世帯もあるかと思いますが、本町での保育料や給食費の滞納額の現状についてお伺いいたします。

給食費などの滞納対策として、子ども手当の一部を充当する方法について、このほど子ども子育て新システム検討会議の中で市町村が一律に給食費を差し引く、つまり代理納付の一策として、一つの案として市町村が条例で子ども手当から差し引き、保護者に代わって学校に支払うことを定める。二案として、条例に基づき保護者が希望した場合に差し引く。三案として、子ども手当の一部を子育てサービスに使えるバウチャー、利用権を支給し、それを充当する。以上の3案が提示され、導入する市町村ではそれぞれ判断をしてほしいという案があります。滞納対策としてどのような施策を考えられておられるかをお伺いいたします。

子ども手当で支給制度にあたって、地方の実情に応じた保育サービスを提供し、今後の子育て支援策の施策を構築する面から、保護者からアンケートを採り、使途の調査を行ない、現状の課題を把握する分析の作業が必要であると思っておりますが、実施する考えはないかをお伺いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。大塚龍一郎議員の子ども手当に関するご質問でございますけれども、給食費及び保育料、その辺の滞納対策としての手当の一部を充当する方法としてどのような施策を考えているかということでございますけれども、平成22年4月施行より支給目的は、もう議員おっしゃるように次世代の社会を担う子ども健やかな育ちを支援するという趣旨の下に支給するものであると定める中の子ども手当では、平成22年度における子どもの手当の支給に関する法律において、子ども手当の支給を受ける権利は譲り渡し、担保に教師または差し押さえることのできないとされておまして、子ども手当は差し押さえ禁止、債権であり、現在の法体系では給食費と相殺することはできないというふうになっておりますけれども、現在給食費の未納というのは、平成20年度で全国の公立小中学校におきましては55.4%で給食費の未納があったと発表されておりますし、その金額については26億円以上に上がっておるといふふうに言われております。もちろん原因につきましては、議員おっしゃるように保護者の責任感や規範意識の問題が53.4%と保護者の経済的な問題が43.7%で、不況の影響が強いと分析されております。その徴収強化につい

て、各調査におきましてもマニュアルを配付し、保護者からの誓約書の提出をされる方法や、支払う能力のある者に簡易裁判所からの督促に応じない保護者の預金を差し押さえる法的な措置もなされておるといような例もあるようでございます。そういうようなことで、平成22年5月に文部科学省におきましては、滞納している保護者に子ども手当での支給と給食費の引き落としを同一口座にすることを保護者に求めるような都道府県教育委員会などに通知をされておると聞いております。今、議員おっしゃるように、今後の国会について新システムにおける中において十分検討が今後なされていくんじゃないかなというふうに思っております。大津町における状況関係等については、関係部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） おはようございます。大塚議員の一般質問にお答えいたします。保育料や給食費の滞納額の現状についてということで答弁したいと思います。

まず保育料でございますけれども、平成21年度の保育料の滞納額は22人の83万5千円でございます。このうち納付相談等の対策により12月2日現在で38万2千円となっております。徴収率については、平成20年度の99.24%、平成21年度では99.55%、前年より0.31%ポイントを上げております。保育料の滞納は、保育料の公平性の問題はもとより、一般財源から補てんしなければならず、保育園の安定的な運営にも影響を及ぼすなど極めて重要な問題であり、徴収対策に努力しているところでございます。特に現年度分については滞納が長期化する前の対策を重点的に実施しております。滞納が長期化すると納付に対する保護者の責任が低下し滞納額が大きくなるので、年度中の納付が困難になります。そこで、対策といたしまして滞納が2カ月になった時点で電話による納付相談、役場での納付相談、毎週水曜日に夜間窓口を開設しております。

2番目に、相談に来られなかった場合は家庭訪問または保育園での呼び出しを行っております。

3番目に、保育園でのお迎え時に園長から督促状の手渡し、声掛け、園長同席での納付相談を行っております。

それから4番目でございますけれども、子ども手当での支給時期、それからボーナス支給時期については、戸別訪問等を含めて強化月間として取り組んでおります。

給食費についてお答えいたします。平成21年度分の給食費の滞納額は26人で72万4千700円です。徴収率については99.48%となっております。本年度については、8月までの滞納額は29人で42万9千600円でございます。給食費の徴収につきましては、多くの学校で給食委員等の役員の方々により各家庭から集められて学校に納め、そして学校から給食センターへ納められる手集め方式をされています。これは、近所の役員さんが集めに訪問されるということで、支払うケースが多いと言われております。給食費の未納をなくすため、学校・PTA・行政が協力しあいながら取り組んでいるところでございます。学校給食費の滞納に係る督促等の事務は、各家庭にはそれぞれの事情があることや保護者の未納により児童生徒がいじめなどの対象にならないよう教育的配慮をしながら各学校で実施しており、滞納者に対して電話や文書による督促を行っているほか、参観日等の滞納者が来校する機会を捉えて、納付催告をしております。また、給食費の未納を未然に防止するため、

就学援助制度等の説明も併せて行っているところであります。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。大塚議員の一般質問にお答えします。

子ども手当での支給にあたり、今後の子育て支援策の施策を構築する面からアンケートを採り、使途の調査を実施する考えはないか伺いたいについてでございますが、子ども手当では方にに基づきまして平成22年度4月施行より、その支給目的は次代の社会の担う子どもの健やかな育ちを支援するという趣旨の下に支給するものであると定められております。したがって、子ども手当が子どもの育ちと関係のない用途に用いられることは法の趣旨にそぐわないものであります。このようなことから、国が子ども手当での使い道として子ども手当での使途等に関する調査が今年の8月から9月にかけてアンケート調査が行われ、その調査結果につきまして厚生労働省から今月7日発表されておりますので、その内容につきましてご説明させていただきます。

まず、調査の目的といたしまして、子ども手当での受給資格者である中学3年生以下の子どもを持つ方の全国の世帯を対象に子ども手当での使途等について調査し、実態を把握するものであります。調査内容といたしまして、はじめに子どもに限定した使途が回答数の上位を占めており、その使い道といたしまして、子どもが将来のための貯蓄・保険料が41.6%、子どもの衣類、服飾雑貨費が16.4%、子どもの学校外教育費が16.3%であります。学齢区分では、小学生以下は子どもの将来のための貯蓄保険料が最も多く、0歳から3歳では55.2%、4歳から6歳では46.3%となっております。中学生では子どもの将来のための貯蓄、保険料が27.2%で、子どもの学校外教育費は30.8%と逆転するなど、学齢が上がるにつれ教育関係費が多くなっております。使途を子どものために限定できない理由といたしましては、家計に余裕がないためが64.2%、次に家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があるためが27.8%となっており、一方では家庭の日常生活費等子どもには直接結びつかない用途に使ったという人が全体の26%の状況となっております。新聞報道でもある程度は子どものために使われていると国でも評価されておりますような、以上のような調査結果であります。大津町におきましても同様の状況であると考えております。子ども手当での趣旨に添って子どもの健やかな育ちのために有効に用いていただくように、今後も広報などを活用いたしまして住民の方々への周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 滞納率は本町はかなり都市圏に比べては非常にいい方かなと思いますけど、これはもう100%で未納者が0というのが本当にそれが常識といいますか、それが当然のことではありますが、特にまたこの子ども手当がありましたので、ぜひこの子ども手当という、こういう基礎中の基礎、生活の基礎の経費でございますので、また学校関係者の皆さん、大変ご苦勞であると思っておりますけど、この子ども手当を活用利用されまして、100%の納付が行えますことを希望するわけでございます。アンケートの先ほど調査がありまして、子ども手当をその目的以外に使用すると、家計に余裕がない、普段の日常生活に使ったという例も見られますように、非常にこの使い道に対しては各ご家庭も様々な内容だと思っておりますが、先ほど、先週でしたか、全国紙の囲いの記事で載ってお

りまして、蓮舫行革担当大臣が東京の杉並の小学校を訪れまして、この子ども手当についてちょっとディスカッションをされまして、そうしたところ子どもさんは相反しまして反対だという意見があつて、それでは家庭に帰ってこの子ども手当をどんなふうにも有効に使えばいいのかという家族の会議を開いてみてくださいと蓮舫大臣が言いまして、その場を納得されましたというか、その子どもたちの反応に驚いたと同時に、この子ども手当様々な家庭観の中にいろんなその話題をまだ提供しているんだなということを感じたわけでございます。

2問目に入りたいと思います。町職員の町内居住推進についてでございます。職員の方、もうどうでしょうか。50代以上の方だったらちょっとおわかりになるかと思いますが、当町は非常に昔は政争の激しい町でございまして、町長選挙となれば二手に分かれまして熾烈な選挙がございました。それに連れて、町に職員になるというのも非常にその厳しい時代がございました。まず町長選に負けたら、まずその支援者は町役場に入れないと、そういう次代がございました。今では考えられないことでございます。最近では、また町外という職員の方が増えたということもかなりの自治体で聞いておりますので、その点を挙げたわけでございます。税収面から見て、自主財源の確保として貴重な収入と考えるが、職員に対しての協力、依頼と自発性を願いたいとの思いより伺いますが、在職員に対し、または職員採用時において町内居住の依頼をされる考えはないかをお伺いいたします。町外居住職員の緊急災害時の市職員出動に影響が出ないかをお伺いいたします。町外居住職員の方々にふるさと納税事業に協力依頼する考えはないかをお伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 職員関連につきましてのご質問でございますけれども、町職員の居住の財政面からのご質問でございますけれども、職員は町民全体の奉仕者であると同時に地域の一員であることを自覚し、誠実かつ効率的な職務を遂行しなければなりません。現在、町民が主役のまちづくりを進めている中で、公正で効率的な行政運営に努めなければなりません。町職員の適切な指導監督者でもありますので、また在職職員や職員採用関係についても公正公平に考えて実施しているところであります。議員がご質問の関係ですが、私も大津町を一生懸命に愛し、発展させることが必要と考えていますし、職員も地域づくり担当職員として各地域の相談や行事等にも参加し、一丸となって一生懸命に頑張っているところでもあります。いつも職員や職員組合に対して地域住民とのコミュニケーションを大切に、職員も大津町に住んでいただくように話をしているところです。様々な実情はあるでしょうが、さらに職員にお願いしていきたいと考えております。最近の職員の採用、居住関係については、担当部長の方から詳しくご説明をいたさせます。

緊急時の対応関係でございますけれども、毎年防災会議を開催し、大津町防災計画等に基づき災害時に対する職員の緊急時の対応や出動なども定めております。特に気象情報を的確な把握に努めているところです。台風や大雨などの災害が予想される場合など、班体制を組み、役場待機や自宅待機など、連絡が取れるように指示をしていますし、防災訓練の中でも職員の出動などや緊急連絡網には確認なども実施しているところでもあります。また、地震や災害などの緊急時には、町外在住者の時間の関係では厳しい点もあるように感じておりますので、今後も職員が自ら情報把握や対応についての

意志の向上にも努めてまいりたいと思っております。

町外職員の方々に対するふるさと納税事業に協力依頼というようなご質問でございますけれども、町の職員は町の税金で給料をいただいているわけですので、町に貢献するのは当然であると考えておりますが、寄附という性格上、町外に在住しているからという理由だけで強制はもちろんできないわけでありまして、しかしながら全国の他の自治体を見ても、町外に居住している職員に寄附を依頼しているケースもあるようで、町外に帰住している職員とも十分話し合いながら協力をお願いしてまいりたいと考えておりますが、本年度もある職員から寄附をいただいておりますので、その辺につきましてまた担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 大塚議員さんの職員の採用の状況についてでございますけれども、毎年7月から8月にかけて職員採用試験の試験職種、採用予定人員、受験資格などを地方公務員法19条の規定に基づき実施させていただいております。職員採用につき特定の住所を条件とすることについては、憲法の14条1項に定めます法の下での平等、地方公務員法13条の平等取扱いの原則の規定に基づき住所要件を大津町在住に限定することはできません。一般的には住所地による制限は、職務遂行に関係がありませんから、地方公務員法第19条に違反すると考えられております。職員の採用試験の実施については、市町村と職員採用共同試験に参加しまして、毎年9月中旬に合同採用試験を実施させていただいております。一次試験の採点結果の上位者を面接いたしまして、面接試験の結果により採用予定者を決定させていただいております。本年につきましては、120人の申し込みで、うち40名が町内居住者でありました。過去4年間の職員採用では採用数23人中町内が10人となっております。しかし、町外13人の中から採用前後に5人の職員は町内に転入している現状でございます。また、職員の居住関係でございますけれども、現在職員数は197人、その内訳としまして町内居住が159人、町外38人、菊陽町が特に13人と多くなっております。町外に居住している職員の割合は全体につきまして19.3%となっております。なお、今年度の試験の実施状況でございますけれども、採用予定につきましては一般職5名、専門職3名で町内居住者は4名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 大塚議員の職員のふるさと納税についての分についてお答え申し上げます。

ふるさと納税は、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するための新構想としまして導入された経緯があります。大津町への寄附の状況でございますが、平成20年度に3件、32万円、平成21年度が7件、73万円となっており、平成22年度はこれまでに7件、59万円の寄附がっております。このうち町外に在住の町職員からの寄附につきましては、平成21年度に2名から21万円の寄附がございました。また、先ほど町長が申し上げましたように、今年度も職員1名から10万円の寄附の申し出がっております。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番(大塚龍一郎君) 町外の居住者が19.3%という数字をお伺いしましたけれども、どんなでしょう、近隣の自治体の状況がわかりましたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

また、ふるさと納税事業に関して納付があったということでございます。町職員として40年近く、また退職後は恩給生活をされるわけですから、つまり町外にあっても第二のふるさとということで大津町に介して貢献されている方もおられそうでございますが、またこれが今後とも増えることを期待しておきたいと思っております。

先ほどのちょっと近隣の自治体の状況はどうかということだけお聞きしたいと思いますけど。

○議長(大田黒英生君) 総務部長徳永保則君。

○総務部長(徳永保則君) 大塚議員さんの再質問でございますけれども、県内の自治体の状況については、ここにちょっと資料を持ち合わせませんので、大変申し訳ございません。後日お示ししたいと思っております。

先ほど職員の居住関係で現在の大津町職員の状況を申し上げましたけれども、その資料としましては町外に38人という形で先ほど言いましたように菊陽町が13人、それと東京都に今派遣しております職員が1人、熊本市が13人、菊池市5人、合志市4人、南阿蘇村2人という形になっております。管内の市町村の自治体の状況については、こちらの方に今資料がありませんので、後刻議員さんの方にお示ししたいと思っております。

以上でございます。

○議長(大田黒英生君) しばらく休憩いたします。45分から開会します。

午前10時34分 休憩

△

午前10時46分 再開

○議長(大田黒英生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○12番(永田和彦君) 通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、TPP環太平洋経済連携協定について質問いたします。TPPにつきましては、単なる経済的重要性を超えた政治的な重要性というものも考えられるかなと思っております。アメリカを筆頭に、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、シンガポール、マレーシア、多くの国が交渉に加わりまして、さらにタイをはじめとするASEAN諸国が関心を持っていると言われております。日本と関係が深い環太平洋の多くの重要国が交渉に加わっているということでもあります。TPPを考えるときに、WTO世界貿易機関、これを抜きでは考えられないと思っております。WTOには現在153カ国加盟しております。WTOは事実上、すべての貿易に関する関税撤廃が要求されておりますが、そういった要求というものは交渉ごとでありまして、10年先、15年先になるのも珍しくないということでもあります。一つ例を挙げてみますれば、2005年に発行されましたアメリカとオーストラリアのFTA、これは自由貿易協定と申しますが、それによりますれば、砂糖と乳製品は関税撤廃対象品目から除外されて、牛肉については18年間の猶予期間が設けられたというこ

とであります。要するに、アメリカは農産品保護派なのであります。TPP交渉においても、オーストラリアに対してこの枠組みを申し出たと伝えられております。現実と立前が違うことをこのエピソードは物語っているのではないのでしょうか。TPPに関しましては、関税の全面撤廃という立前と交渉に早期に入って有利な枠組みをつくろうとする外交交渉戦略が交差している現状であります。現状の認識として、WTOの多角的貿易交渉は、混迷の一途をたどりまして、代わりまして世界の貿易自由化やルール設定はEPA、これは経済連携協定によって担われるようになった今日であります。日本だけが現状にとどまることはできないと考えられます。現状維持は、日本の企業が世界で戦えなくなるどころか、脱落しまして、法人税収もままならず、農業保護もできなくなる可能性が出てきます。そうなれば、日本の日本企業が生産拠点を海外に流出させます。現に今起きております。これがまた加速しまして、今、大問題となっております雇用の受け皿である企業がいなくなるということでもあります。経済のグローバル化がここまで進んだ以上、生産拠点として雇用を維持しながら経済成長を目指すなら、戦略的な対策が求められると、そういうふうに思います。そういうことで、TPPの交渉に参加は、重要なこの国のキーワードになると認識すべきだと思います。11月に横浜で開かれましたAPEC首脳会議、その宣言の中で、今回初めてTPPについて明示的に言及した意味は大きくありまして、日本がTPPに入らなければ環太平洋の新秩序づくりから脱落する可能性さえ出てきました。すなわち、多国間EPAの場合は参加国が多くなればなるほど、ルール設定の仕方が重要になります。WTOをリードする新たな知的財産権の取り決めや競争法、環境問題、さらに労働問題などの国際ルール設定を考えたときに、主導権を握り自国に有利なルールをつくるのは、むしろ参加国だけでありまして、環太平洋経済連携協定から取り残されてはいけない、こういう意識が現政府の方針に現れているのではないかと私は考えております。ポイントは、交渉に参加しても最終的にTPPに参加するかどうかというものは別問題であるということでもあります。我が県の園田代議士が多くの代議士の中で、国会議員の中でお一人だったですかね、代議士は交渉に参加は賛成である。しかしながら、TPPに参加とは言っていないと言われておりました。まさしく、何もしないのか。それとも、参加して有利な状況をつくることができなければ参加するののかという、園田代議士ひとり、よくわかっていらっしゃるなど、調べていらっしゃるなど、そういうふうに私は思いました。参加するかどうかは、これから交渉次第であります。この日本の行く末を国会で決めるわけですから、TPPイコール悪と決めつけるのは、ただの敬遠派でありまして、私からするならば少なくともこの国の将来を語る人たちではないと考えるものであります。町民の方々も様々な立場がありまして判断に苦しみ苦慮されていると考えられます。今町ができることとは何でしょうか。ただ黙って様子を見ていることでしょうか。このTPPに参加した場合、町がどういうメリットとデメリット、それに伴う影響、そういった分析をできるだけ町民の皆様方に情報を提供しなければならないと考えます。農業の立場、町内企業の方々の立場、経済の中核を担う方々の苦悩を少しでも和らげるような現状分析を提供すべきだと私は考えます。そういう分析ができるか否かが、地方自治体の中核でありますこの役場、これが担うべきであります。そして、現在と将来をきちんと分析することが求められる公務員というその選ばれた人たちのトップが町長であります。大津町は、想定されるこれからの変化に戦略的に対応す

る体制を構築しなければならないと、そういうふうを考えます。将来は誰が決めるわけでもなく、今、できることを充実させて未来へ望むべしと、そういうふうに思います。町長のTPPに対する認識と対応をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のTPPについてのご質問でございます。菅首相が10月1日の衆参両院本会議の所信演説でTPP交渉の参加の検討を表明されて以降、議員おっしゃるように様々な動きがっております。TPP交渉参加は、国内農業に壊滅的な打撃を与えると反対される農業関係者の方々と、一刻も早く参加しなければ国際競争から取り残されていくとする産業界の方々の間で政府は板挟みとなり、米国に決断を迫られながら躊躇している状況ではないかと思えます。国ではTPPに参加した場合、しない場合の試算を農水省、経済産業省、内閣府からそれぞれ出しております。農水省は関税撤廃で米の生産が2兆円近く減り、国際米の9割は外国産になるであろうとの予測。また、小麦も外国産にとり代わって国産は皆無になるのではないかと実質GDPの減少は8兆4千億円近くなるとなり、340万人の雇用が喪失するであろうと試算されています。これに対して経済産業省の試算はTPPに参加しないとEUや中国との経済連携協定から大きく立ち後れ孤立状態となると危機感を募らせておられます。乗用車やテレビの関税が高い中国とEU・米国に対して自由貿易協定FTAを結ぶであろう韓国との勝負にならなくなって、2020年には輸出額は8兆6千億円減少し、関連企業を含めた実質GDPは10兆5千億円の減少と試算しておられます。熊本県の農林水産部では、県下における影響を試算しており、県農業生産額の37%が喪失する恐れがあるとして、TPPが県内農業に大打撃を与えることは間違いないと発表しておられます。大津町においても農業関係者の方、企業関係者の方、それぞれ本問題について関心が高く、お話をお伺いする機会も多いのですが、以前から町の基本方針として進めております農工商併進へのご理解もあり、それぞれの立場で動かれつつも、農業と工業が共に成り立っていくような結果を期待されているようでございます。政府も貿易自由化で打撃が懸念されている農林業への対策を協議する食と農林漁業の再生推進本部を本部長に菅総理を据え、11月30日に第1回目の会合は開かれ、検討を始められたようです。また、同日TPPの判断時期について、大畠経済産業大臣が来年の秋ごろと見通しを示され、閣内においても慎重論が出ている状況下と思われまふ。今後これらの動きに注視しながら、農家・企業・住民の皆さんのご意見を聞きながら意見を集約して、みんなでこの問題を共有しながら対処していきたいと考えております。町の影響等につきましては、担当部長の方から答弁させていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の質問の中で、大津町での影響をどう認識しているのかということでございます。

まず、農業分野についてでございますが説明させていただきたいと思えます。大津町の数値的な積算根拠を申し上げます。熊本県の方の割合で数値を出したところでございますが、それに基づいて当てはめた場合でございますが、米が3億7千万円の減、麦が1億9千万円の減、牛肉が11億9千万円の減、牛乳・乳製品17億1千万円の減です。また豚肉等は6億1千万円減となります。今大津町

では約70億円の町の粗生産額になります。その粗生産額の57%にあたる40億円が減少することとなります。計算の大本となる農林水産省の積算根拠でございますが、極端な部分もあると思われますけれども、極端な部分あると思われますけれども、このTPPが農業に大打撃を与えることは間違いないと思われます。

なお、今回のTPP参加問題は、日本の食料自給率確保の問題や農業の維持、国土保全に関わる問題であると認識しておるところでございます。

それともう1つ、商業関係でございますが、町商工会の事務所を訪問させていろいろ勉強させていただいたわけでございますが、今の段階では地元商店会等に対しては、まだ聞き取り調査といいますか、は行っておらないと。それと、上部団体との県連、あるいは県商工連合会等の方とも打ち合わせながら対応していきたいということでございました。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 永田議員のTPPに関する町内企業への影響についてお答え申し上げます。

まず、数字的なものから申し上げます。国の数字でございますけれども、内閣府のマクロ的経済分析ではTPPに参加する場合に実質GDPが2兆4千億円から3兆2千億円増加すると言われております。もし参加しない場合には、経済産業省の試算では自動車などの主要業種で実質GDP換算で10兆5千億円、雇用で81万2千人がそれぞれ減少すると言われております。

このような内閣府及び経済産業省の試算を下に算出されました熊本県の試算に準じまして、大津町への経済の影響を一定の前提の下で試算をさせていただきました。TPPに参加しなかった場合の影響ですが、大津町の生産減少額といたしましては200億円程度、雇用につきましては2千人程度の減という形で試算されます。ただし、これらの試算につきましてはいずれも一定の前提条件を置いた上での機械的な試算でございますので、解釈には一定の幅を持たせていただきたいというふうに感じております。

今、数字的なものを申し上げましたが、大津町では積極的な企業誘致により伸びてきた町でありますので、当然のことながら今後のこういう経済連携、あるいは様々な国際的な連携がある、なしによる影響は大きいものがあります。町でも町内のいくつかの企業にお尋ねしておりますが、皆様の加盟への期待は強いものが感じられます。既に日本経済連がその方向性のため関係する企業におかれましてはそれに同調するとのことであります。円高などにより企業の海外展開、経済のグローバル化がここまで進んだ中、企業活動においては他国と競争していかななくては生き残れないとの現状認識をお持ちのようでございます。先に提出されています県知事への工業連合会提言におきましても、海外市場へのビジネス拡大への期待や地域の新産業支援や人材育成など産学官と地域全体が連携することの大切さ、さらなる熊本の競争力の高まりが求められております。現状維持のままでは通らない問題でもありますので、全体を捉えた幅広い議論を行ない、拙速に結論を求めることなく丁寧な過程を踏んでいくことが重要だと考えております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ただいまですね、県の試算、国の試算というような形で説明を受けたわけでありましたが、町長の答弁にいたしましても、混沌としている状況で、どちらとも判断できないというような答弁であったかと思えます。私もこのTPPに関しまして新聞の切り抜き等やネットによります情報収集、いろんなものをやりまして、もう新聞の切り抜きなんては、もう全然多すぎてですね、どれを捌いていいのかわからないような状況で、この質問をするときにこの原稿を仕上げるのに非常に苦労しました。そのなかで、いろんな意見があつて、私が考えましたところは、例えば最近の新聞ですよ、菊池市議会のTPPに対する一般質問の答弁で、参加の場合、これは2006年度の農業生産額282億円に当てはめた場合、減少額は106億円を超えると。これは先ほど言われました経済部長の57%減ですかね、それを当てはめた数字だろうと思えます。しかし、そういった記事を見てみますれば、やはりTPPはいかかなもんかなと思うしかないと思えます。読んだ人というものは、恐らくそこからの情報をまず第一に気持ちに当てはめると思えます。しかしながら、私はいろんな記事を見るうちに、もちろん別の記事も読みますから、例えば農水省と中国国有企業との覚え書きが調印されました。内容とするならば、米が年90トン輸出していたものを20万トンに増やしたいと、中国側からの提案であります。これは理由として、日本を高く評価しているわけですね、農業技術を。そして、品質及び安全性を上げてきているということです。結局そういったTPPに関する情報収集をすればするほど、もうやめた方がいいという意見も多々あります。しかし、世界経済は常に動いている。その中で、じつとしておくだけではだめだと、守るだけの農業と決別をして攻めていけというような記事も多々載っておるのが実情であります。実際、最近の記事あたりを見てみますれば、韓国とアメリカですか、自由貿易協定あたりを進めております。それで、もう妥結したんですかね、そういった話も聞きますし、EUとインド、これがまたFTAを来春妥結することで合意しているということで、既に世界の市場が日本を抜きに抑えられているというような条件を各国が設定をしているということになる。そういったことを考えますれば、我々のこの生活を維持できるのかな。その中で、例えば自動車産業のことを言われましたけれども、もちろんここは国会ではありませんので、我が町への影響を考えるわけがあります。やはり大津町の経済状況を考えたときに、本田技研の熊本製作所抜きでは考えられない。我が町は大きな恩恵を受けております。そういったことを考えますれば、私の一つの切り抜きの中に、スズキ自動車がインドでの販売のことで社長が、鈴木会長がですね、言われておりますが、インドでは年100万台も売る大手企業であります。ところが、インドと自由貿易協定を発効した韓国の現代自動車ですね、これは部品輸入の関税が1%から5%に済むのに対してスズキには12.5%の関税が掛けられる。今、韓国の自動車と日本の自動車を比べた場合どちらが有利かといったときには、もう100万円の自動車を持ってくればお互い一緒ぐらいのもう品質なんですね。日本がすべての面において有利だった時代というものは、既に過ぎまして、追いつけ追い越せで、もう追い越されている部分も電子部品の分野などでは多々見られます。そういったことを考えますれば、日本の車はもちろん売れなくなる。それは、韓国がインドに持って行って100万円で売れるのに対し、日本が100万円の車を持っていっても110万円とか120万円とか付けられたら、それは誰でも韓国の車を選ぶ

でしょう。こう考えればわかりやすいことでありまして、攻めるのか、それとも守るのかということになるかもしれませんが、経済というものはやはり、もう今のこの、町長も言われました、グローバル化が進んでおりますので、ただ全体を俯瞰して見るためには、いろんな各国の動き、そういったものを考えなければ、この地方自治体の中でもいろんな答え、憶測、将来の展望というのは望めないということで、いろんな形から情報収集をしなければならないと思います。しかし、過去にもいろんな日本が協定を結ぶときに、例えばウルグアイラウンド対策費というものがありまして、このときには1995年でありますけれども、6兆円農政に対してばらまかれましたが、農業は活性はしなかったという実例もあります。ですから、痛みを伴ったものであったかなというものもあります。このTPPに関しましては、我が町がいかに町民の方々に対して情報を提供するか、町民の方々ではその收拾しがたいそういった情報を集めて町民の方々に広く提供しなければならないと思うのであります。そういったことを考えながら私が言いたいのは、全体を考えたときに、なぜ国はその進めるのでしょうか。それは、我が国に対して利があるという、そういった戦略が基にあると私は思うんですよ。ですから、今部長たちのいろんな数字的なものというものは、全部足し算、引き算すればマイナスになるかなと思いました。だったら、プラスというものはどこなんでしょう。そういったものがなければ国は推し進めませんよ。だから私がここで情報提供を求めるのは、その本田技研熊本製作所をはじめとする、うちにも企業連絡協議会なるものはちゃんとありますよね。そういったところで、町内企業の方々の意見をきちんと集約しなければならない。そして、JAもあります。JAに行って農政の方から膝と膝をつき合わせてですね、情報収集をしなければならないということですよ。そういった行動を起こさなければ、実際の思いや考え方、戦略、対応の仕方、そういったものはわからないと思います。ですから、先ほどの答弁の中では、そういったものが一切掛けている。我が町にできることというのは、まだほかにあるのではないかなと考えるものであります。何のために企業連絡協議会をつくって、そこに補助金も出しておりますね。JAに対しても出しております。ということは、町民の税金をそこに打ち込んでいるわけですから、そういった方々に対してはきちんと意見を収集させていただく、そういった姿勢がやはり我が町には必要ではないかなと思うわけでありまして。町長、この点について質問を再度いたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員、しっかり勉強されておりますので、私も大体どういうことを言われるかなということでいろいろ見てまいりましたけれども、現在の、例えば農業関係がいろいろ反対されているのは、もう理由はもうおわかりでしょうけれども、やはり今までの農業政策というか、農産物の平均関税額というのが11.7%というような状況で続いてきておりますので、その関係で今の現状の消費者の中に農産物がどんどん入ってきているのも確かじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうような状況の中で、今、国は戸別補償とかいうようなことで日本の国内の農業をどうするかということで今一生懸命勉強されておるんじゃないかなと思います。そういう中で、JAの理事さんともこの間話をしましたけれども、今後どのような形で勉強会をやっているかなというふうなお話をしておりますし、議会関係の皆さんとも意見交換をしたいなと。あるいは、先ほど言わ

れたように二国間、永田議員が言われますように米国と韓国の二国間協定につきましても、韓国は韓国で自分ところの米はしっかり守るということで、例外の中でちゃんとその協定が合意されたというような話も聞いております。そういうような農業の関係であれば農業でちゃんと国のまず、我が国の状況がどうであるかというのをしっかりと勉強というか、強いものをつくりながら、あるいは守れるものは守るというような形でやってもらいたいというような気持ちもございますので、その辺については地元のJAさんともしっかりと相談をしていきたいというふうに思っておりますし、勉強を重ねていかなくちやならないというふうに思っております。

また、企業のご関係でございますけれども、本当に大津町には本田技研、半導体ございまして、今スズキの例が出ましたけれども、うちのホンダさんについても国内の二輪はもう申し訳ないけれども望めないような状況であると。しかし、安ければ二輪でないほかの半導体とかいろんな関係の部品関係が円高とかいろいろ関係で、それを取り入れて新たに工場の改修なりいろいろやれば、将来的にコストが下がるんじゃないかなというような思いも今あるわけでございますけれども、これが5年先どうなるかわからないということで、やはりホンダさんにしてもインドや、あるいはベトナム、タイというようなところに二輪の生産の起点としてあちらの方に考えておられるということで、大変海外へ流れていくような状況というのは、もう我々も憶測の中で危惧をしているというような状況でございます。

そういうような企業全体の動向というようなことも十分我々も意見交換しながら勉強させていただいておりますので、今後町民のメリットというか、そういうものについては、その方が全体的にはいいでしょうけれども、しかし我々大津町については、やっぱりこの豊かな自然とそして今、放置する農業の農家の土地、その辺のもうかるものをしっかりとやっていければ、国土保全とかの熊本の水の確保も我々としてもしっかりとやっていけるんだなという思いもありますので、今の状況は国も同じでしょうけれども、我々としてもちょうど田舎の方の町村、農業を主体となる農村地帯について、県の町村会をはじめとする多くの町村会で反対をされておるような状況であります。県も蒲島知事についてはじっくりまだ勉強していかなくちやならないというような意見もされておるようでございますので、我々としてもその中間にありますけれども、地理的には農業をしっかり守っていく、その辺の力をやっぱり付けていかなくちやならないという思いの方かどちらかという軸足的にはそちらの方が私個人的には思っておりますけれども、しかしそれは皆さんと十分今後勉強しながら方向性を決め、そしてそれで団体が国の方へ要望を出していけるような体制を取っていきたいというふうに考えておるところでもあります。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

このTPPを考えるときにですね、たくさんの切り抜きをしましたと言いました。その中で、農業関係からの意見もたくさんございまして、私は今後の農業を考えたときに、大津町の農業はどうなっていくのかなということを考えたときに、こういった考えもあるのかと。私は農業者じゃありませんので実情というものが残念ながらそういう意識は薄いといいますか、わからない部分が多すぎます。

しかし、やはりこういった活字で新聞等々に載ってきますと、これも一つの意見だなという形で聞いてしまうわけですが、この石川県の小松市の農家の方が、46歳の方ですね、まだばりばりの現役です。この方が、TPPに賛成と話されると。参加しなくても日本の農業は10年保たないだろう。自ら変わらないならば、貿易自由化を逆に利用するしかない、こういった方々も出てきているようがあります。これは私が言ったわけではありません。この新聞に載っているわけであります。TPPの参加が決まれば、大規模化する好機かもしれないと言われております。作付けをやめる農家が増えて、逆にこういった方々が農地が安く手に入り、大規模化して攻め出るといふふうを書いてあるのであります。ですから、いくつも農業が守りから攻めへというような記事を見ました。その中を読めれば、そういった前向き、そういった世界情勢に順応しながら勝ち抜くというような頼もしい方もおられるということです。ということで、我が大津町がそういった強い農業をするための、今、圃場整備あたりもいろんなところでやっておりますが、そういった形で強い農業になり得るのかと聞かれた場合、そういった用意は何もできておりませんと言うのか、多くの税金をつぎ込んで圃場整備までして、結局今は対応できるかもしれないけれども、将来には対応できないような農政の税金のつぎ込みだったのかなということも疑義が生まれてきます。ですから、将来を見据えた税金の使われ方でなければならないと考えますので、この農業について強い農業が実現できるのか、そういったところの町長の私見をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町の強い農業をどうするかというようなことでございますけれども、戸別補償関係で出ましてですね、集団営農とか、そういうものが若干立ち後れるんじゃないかなという心配もしております。北海道の農業にしても、大型農業でございますけれども、それでも打撃を受けると。ところが、我々熊本の、もちろん大津の農業といたしましては小規模農業でございますので、まともにその波はかぶるんじゃないかなというふうに思っております。しかし、大津町でどう農業を生かすかというのは、今、遊休農地についてもそれなりの調査を農業委員さんの方で調査されて、今まではただ遊休農地のところだけを調査するというような状況でございましたけれども、今回農業委員さんが地主さん、地権者というような方々と何でその遊休農地になっているのかとか、いろんな調査を農業委員さんがこの前されておりますので、そういう農業の、農地の利活用についても十分検討をしなくてはならないだろうと。基本的には、やはり大型農業を目指さなくてはならないコスト面を考えると、例えば北部畑総の竜門ダムからの水の活用でやらせていただいております、本年度一応北部畑総も終わりますけれども、しかし畑総の面工事をやったところについては、やはり農家の皆さんが借り手が多いというようなことで、圃場整備してないところについては、やはりコスト減につながりましてなかなか借り手がないというのが現状でございます。そういう意味におきまして、大津町のこれからの農業をどう考えるかとなると、大型農業をある程度どこまで進めるかというのは10ヘクタール以上の農業経営というのは非常に難しいと。小規模農業でありますので、やはり大津町の特産、そういうものをどう生かして、そして第3次、第4次のもを掘り起こしながらやっていけるようなことを今後もやっぱり住民の皆さんの知恵、あるいはJAの役員の皆さんと一緒に、何

かを創り出す、そういうものを今後の農業に我々は都市農業として生かしていかなくちやならないというふうに思っております。

そういう意味におきまして、安心安全の野菜、あるいは唐芋につながるもの、そういうものをしっかりと我々は今後研究しながら掘り起こしをやっていかなくちやならないというふうに思っておりますので、全国的にもやっぱり安心安全な農作物が必要という希望される方が、やっぱり少し高くても54%以上の方がおられるというような話が統計で出ておりますので、この地を活かした農業というのは、やはり都市農業をしっかりと目指して、今、議員さんおっしゃるように、そういう素晴らしいリーダーがその製品をしっかりと町内外にアピールできるようなものをつくっていけるような人材がやっぱり必要ではないかなというように思っておりますので、十分その辺はそれぞれの人材研修とともに頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 1問目につきましては、もう3回しましたのでこれで終わるわけでございますが、やはり一番心配は農業なんですね。やっぱり私も里は農業です。新村です、今は新ですね、非常に心配であります。私はここが最後の締めといたしましてですね、この言葉が一番ふさわしいのではないかなと思って、この切り抜きの中の一行をちょっと読ませていただきます。農業主義者で戦中に農相を務め、農政の神様と呼ばれた石黒さんは、こんな言葉を残しているということです。農は国の大本なりということです。決して農業の利益のみを主張する思想ではないということです。そして、国の大本たらざる農業は、一考の価値もないということです。すなわち、全体の中の大本であるかもしれないけれども、それが国一國がきちんと機能する形の農業でなければならないということはこの国の大本というものは物語っているのではないかなというふうに思いますので、ぜひ農政関係の方々には頑張ってくださいと思います。

2問目に移ります。2問目は、これは少々意地悪な問題になるかもしれませんが、陳情・請願というものが議会上がってきます。その請願者は、請願となりますれば議員のサインが必要でありまして、紹介議員ということで必ず審議しなければならないというふうに決められております。しかし、私はよく思うのが、そういった請願が出てきます。それは、地方の現状やいろんなものをまとめてされてくるものが多く、我がこの大津町と県の立場、国の立場と大きく乖離するときがあるということです。私も審議にあたりましては、いろんな観点から証拠は十分にあるかとか、事実確認はきちんとできているのかなとか、たくさんの項目を頭の中で描きながら審議にあたるものであります。一番困るのは、自分の感情と戦うことであります。この点については、町長も一緒ではないかなと思います。ですから、一例を挙げましてここで質問をしたいのは、先の9月議会で現行保育制度の維持拡充と子育て支援政策の拡充を求める意見書という請願、そして意見書提出という形になりました。しかしながら、そういった意見書を受けたのか、国は矢継ぎ早に1週間後ぐらいの新聞あたりですね、その待機児童をゼロにしたい、特命チームをつくるんだ、保育所の要件の緩和もして、そしてまた幼保一体の保育も進める、いろんな形で矢継ぎ早にこの意見書が出たからだとは私は思うんですが、国の姿勢は違うんだよという形で出してこられたと思うんです。私が心配することは、そういった町ではその

請願なり意見書というものを採択して、その多くの町民の方々に知らしめるわけでありますが、国の意見、新聞を見たとき、議会だよりを見たとき、全く裏表の情報がそこには2つあるわけです。そのとき、町民の方々は戸惑われると思います。どちらを聞いた方がいいんだろうかなど。町では現行制度の維持拡充と言っているぞと。そのまま維持しろと言っている。しかしながら、この大津町におきましても、待機児童はどんどん増えるばかりです。国もです。こういった状況にですね、恐らく近々国からも手を打ってこられるでしょう。対策としてそういった認可外の保育園に対しても補助金を与えろとか、いろんなことが考えられます。こうしたときにもですね、町長はこの議会の意思を尊重しなければならないという立場というのがあると思います。そしてまた逆に、国や県、そういった上位組織の指示に従わなければならないという地方自治体の長としての責任も出てくるかと私は考えるのであります。むろん、国や県は恐らく隙がなく法令や規則を遵守しながら通達してきますので聞かんわけにはいかんというふうな形になると思います。そのときの町長の立場は私は今回お聞きしたいと思います。これ一例を挙げましたけれども、こういった例は多々あると思います。地方の実情と町長の判断をこの一例をもって町長に聞きたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先の議会のおりに、9月の議会に現行の保育制度の維持拡充と子育ての支援施策の拡充を求める意見書というものが出されております。この意見書を読ませていただきましたけれども、やっぱり新システムの内容がまだはっきりしておりませんけれども、それに対して大変心配されたんじゃないかなという思いであります。その心配というのが、やはり今後の保育の入所の関係につきまして、役場、自治体を通さなくても施設側と直接保護者は契約するというような状況ですので、その辺になれば多分保育される内容も私立関係の大きなところになると、裕福な家庭につきましてはそのような方向に望みがいくんじゃないかなと、子どものやはり教育というのは熱心でございますので。しかしそうでないところの家庭におきまして、どこまでそうそうものが進んだときに町村、我々自治体も誰がどういう形で保育業務に欠けておるかというのを把握もできてこないんじゃないかなという思いもあります。そういう意味におきまして、やはり我々としてはこの現行的な直接でなくして、役場の方で申し込みを取り、その役場でその保育に適したところの園の方へ措置をするというようなのがいいんじゃないかなというような形で国の方へ意見が出されたんじゃないかなという思いをしております。我々につきましてはも、そういうようなことで今後新しい園をつくるとか、いろんな形については、やはりこの競争社会の中である程度はそういう方向に進んでいくんじゃないかなという思いをしております。しかしそれは仕方ないんじゃないかなと。しかし我々としては、やっぱり最低限のその中で、やはり大津町におられる子どもたちが健やかに育つためには、やはり行政の責任である程度のことはやっぱり目を通してやっていかなくては、ほかの方の対策がなかなか取れてこないんじゃないかなという思いをしております。そういう意味において、保育関係につきましても、今大津町においては休日保育や、あるいはその延長保育、あるいは障害保育とかいろんな形でやらせていただいている中で、今の大津町の保育行政について、今、議員おっしゃるように、やはり待機児童がどんどん増えてきております。大変うれしいことではありますけれども、その待機児童、やはりなくさ

なくてはならないというような思いが強うございますので、これについても十分担当の方とも検討をさせていただきたいなというふうに思っております。その待機児童の関連について、やはり美咲野をはじめ大津町に若い人が大津町の子育てについて、やはり安心して来られておるんじゃないかなということと、美咲野住宅の関係で。この順番に見ますと2、3年前まではあまりおられないというか、大津町の4つの幼稚園と5つの今現在保育園ございますけれども、それぞれの保育園の中で改築や新築、そして定員増をずっとお願いして、いちご保育園なんかは新しく保育園を90名つくっていただきまして、待機児童はもうあまりいないんじゃないかなと。そして、現状を見ますと、やっぱり定員120名にしてもらったり、それ以上の定員が入っておるというようなところもお聞きするわけですが、幼稚園と保育園との関連もございますけれども、そういう中で我々としては待機児童をなくすために今後も何かをやっつけていかなきゃならないんじゃないかなと。今、国の方は新たに平成13年度からそういうシステムの中にうたい込んでおるように、いろんな形で支援をされておるようでございますので、そういう意味におきましては我々が今後各園の園長先生関係とご相談しながら、その対応をどうやっていくかと。大変厳しい、今の園においては厳しい状況でございますけれども、今後について大津町がどうやるかというようなことをやっぱりしっかり考えなくちゃならないと思います。大津町といたしまして、そのやり方、待機児童のやり方につきましては、ここ1、2年につきましては、やっぱり大津保育園関係の分園関係を検討しなくちゃならないのかな。あるいは、各町一時的に1、2年の間にリースを用いながら園を、園児を受け入れるような体制も必要じゃないかなという検討もしなくちゃならないかなという思いをしております。しかし、2、3年先については、この新しいシステムの中で新しい園をお願いできればなど。これも民間の皆さんでもし手を挙げていただければ、1、2年で作っていただければなどということで、二、三の方には話を投げかけておりますけれども、今検討されているんじゃないかなと思いますけれども、町としての公立は今の幼稚園と保育園を確保しながら、そして将来のどうなるかわからん、20年先どうなるかわからない状況の中において、大津町の保育園、幼稚園が責任をもって私立の保育園の運営ができるような役割をしっかりと町立の保育園で担っていきたいというふうに考えてもおります。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 答弁を聞きますれば、体よく両方の意見を集約してうまい具合やっていきますよというふうに聞こえました。とは言うものの、うちの待機児童、入りたくても入れない幼児というのは80ぐらいだったですか、というのが現状でありまして、この不況の影響ですね、生活が苦しくなられて子どもを預けてでも母親も働きに出るということをやりたいとやれないと。町はそういった者に対してからは、もうそれこそリアルタイムに答えてあげなければ、そういう生活が苦しくなった方々というのは待ったなしに支払いがどんどん要ってきたりとか、そういったことが考えられるわけでありまして。前回のこの保育所の件について私は例を挙げたのは、そういった中でもですね、いろんな意見はあっていいんですよ。しかしながら、保育所の経営者の方々が自分たちの利権を守るような戦略で攻めてこられたかなというふうに感じたからであります。そのときに、私が考えたのは、その幼児や親御さんの立場に立った請願だったかなと思ったことでもあります。そこに、血は通って

たのかなと私はそういったものもありますので、もう時間がありませんが、やっぱり事実確認をきちんとしながら、町長はそれなりに対応していくと言われることでありますが、期待するものであります。やっぱりそういったものは請願が出されたときに、子どもではないのですから、もう少し町側としても議員に対して全員協議会あたりでですね、実情と今後の方針あたりをすれば、請願あたりも出てこないと思うんですよ。そういったミスマッチが起こることを私は町長にこの場で聞いたかったです。私はあのとき反対して1対多数で負けました。結果としてはですね。しかしながら、流れとするなら私は勝ちと思っていますので、そういったものはどうでもいいんですが、やっぱりそういったところがないようにしていただきたい。もちろん、議会としても執行部に対してそういったものを要望していかなければ、この議会自体がうまくいかないと。町民の税金を決める大切な機関でありますから、そういったものをもう少し高めて充実した議会に、そして執行部の方々、町長がうまく動けるような体制をつくっていただければなと思い質問しました。

これで質問を閉じます。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会します。

午前11時46分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、月尾純一朗くんより早退きの届け出がっておりますので報告します。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。同僚議員の先のTPP締結問題に関する質問がございましたので、重複する部分は避けて質問を行いたいと思います。

ご承知のとおり、このTPP締結交渉協議開始を政府が閣議決定をいたしました。とりわけ菅内閣の外務大臣前原さんは、日本のGDPにおける第1次産業の割合はたったの1.5%だ。1.5%を守るために98.5%が犠牲になっていると、まさに日本の農業の現状も知らないとんでもない発言を行っております。1.5%総生産を日本の農業者等が生み出しているわけですが、この1.5%を生産している人たちが私たち日本国民の食料の4割を供給しているわけです。現在、食料自給率は約40%、日本の人口1億2千万人からすれば約5千万人分の食料を今日本の農業者は生み出しているわけです、生産をしているわけです。本来であれば、政府が方針としております50%、あるいはEU諸国のように7割、8割の食料自給率が我々は当然望ましいと思いますが、しかし現在の40%どころかTPPがもし締結をされれば、改めて申し上げますが、先ほど町長、一桁間違っただけでございまして、TPP国内農業への影響試算、これは農水省であります、農産物の生産額が4兆5千億円のマイナス、食料自給率は現在の40%が13%に落ち込む。また、農業が持っております多面的機能が、これまたマイナス3兆7千億円、そして関連産業も含めた失われる国内の総生産額は8兆4千億円あります。先ほど8億円だとおっしゃいましたけど、一桁どころじゃないですね、8兆4千億円であ

ります。また、雇用の喪失が350万人、先ほどの答弁で参加しなかった場合の損失はどうかということで、約10兆円損失が出ると、失業者が86万人増えるとおっしゃっていましたが、こうした政府が発表した数字からしても、参加しなかったら10兆円損失が出るといいますが、農水省の統計だけでも8兆4千億円のマイナス。さらに、農業、山林、漁業が持っております多面的機能の貨幣評価というのが政府が発表しておりますが、洪水土砂崩壊防止機能が8兆円、森林の水質浄化等機能が70兆円、漁業の生態系保全などの機能が11兆円、まさに農林漁業、こういったものを貨幣に評価しますと合計で89兆円の価値があると言われているわけです。それで、我が党が国会質問で行った数字を申し述べますが、現在日本の農業で最も大規模化しているのが北海道の農業だと誰もが認めるところでありますが、北海道の耕地面積をEUやアメリカと比較しますと、EUが14ヘクタールに対して北海道が21ヘクタール、1戸当たりですね、アメリカが187ヘクタール。確かに耕地面積ではアメリカにはかないませんがEUを超えた耕地面積があるのが北海道であります。また、酪農の規模を言いますとEUが1戸当たり10頭、北海道では1戸当たり64頭です。アメリカは138頭。また、肉用牛にいたしましては、北海道が178頭、1戸当たり。アメリカは84頭であります。こうした耕地面積、畜産業の規模を比べても北海道の農業はアメリカやEUと比べても遜色がない、まさに世界的な規模拡大となっているわけでありましたが、その北海道ですらTPPがもし締結をされれば、まさに約半分の農業は壊滅をすると試算がなされております。こうしたTPP推進の動き、協議に入るのはいいじゃないかという意見も確かにあると思います。しかし、唐突に出てきましたTPP締結の問題は一体どこから始まったかといいますと、まさに日本の財界、経団連が震源地であります。財界経団連が震源地となって、そしてこの輸出入の自由化の圧力がアメリカ政府から迫ってこられる。かつて米の輸入自由化反対等でいろいろ動きがありましたが、結局こうしたアメリカの圧力、あるいは経済界、財界、大企業であります、こちらの圧力に屈して現在の食糧自給率が4割に低下をしたという歴史的経過があります。ですから、今度の問題は話し合いに入っていけば、こうした圧力の結果、TPP参加の方向に持っていかれてしまう、非常にその危険性は大きいです。そういう意味で、私はこのTPP締結に対して日本の農業を守るため、また日本の経済を守るためにも、断固反対の立場から質問をするものであります。

しかし、議論は大いに国民の、国民的規模で行われるべきだと思うわけでありまして。そして、今度の政府の動きの中で、あたかも関税撤廃が世界の流れのような宣伝がなされる。あるいは、明治維新以来の第二の開国である、こういった閣僚の発言も見過ぎすことはできません。既に日本は世界最大の農産物の輸入大国であります。第1位であります。2007年輸入額は約4兆円、その翌年は約6兆円まで輸入農産物が増えております。第2の輸入国はイギリス、次が中国、ドイツ、韓国。一方で輸出大国が一番多いのはブラジル、次にアメリカ、オーストラリアであります。さらに農産物の平均関税率は、もうご承知のとおり日本は既に12%までに開放をしているわけです。平均関税率が一番高いのはインド、次が韓国、次はメキシコ、そしてEUでも20%を平均関税率を掛けております。アメリカは6%であります、こうした世界の主要国の中で既に日本は開国どころか、世界中から農産物を買ってあさっている。その結果、日本の農業は衰退の一途をたどる、こういう悪循環が繰り返さ

れてきたのがこれまでの農業政策ではないでしょうか。さらに、このTPP締結は、農業が、日本の農業が壊滅状態にされることは確実に予想されますが、農業だけではなく、その関連産業の廃業、またそこで働く人たちの雇用の場が失われる。さらには、人的貿易ですね、外国人労働者が大量に低賃金で流入することも予想されるわけです。そういう意味で、現在でも派遣労働者などの労働者の低賃金が問題となっておりますが、さらに失業者が増大をし、労働者は低賃金競争にさらされるという事態になる。こういうことが容易に予想されるわけでありまして。そういう意味から、TPP問題については農業者だけではなくて、全国的、国民的な影響について真剣な議論が求められると思うわけでありまして。

そこで、町長にお尋ねをしますが、少なくともTPPが締結されれば日本の農業、大津町の農業がまさに壊滅をする、私はそう確信をいたしますが、農業問題に限って、町長、このTPP締結に関してその見解を求めるものであります。

また、大津町農業への影響試算は、先ほどの質問で報告がございましたが、約57%減、四十数億円の生産額が失われるということでありまして。そこで、担当部長にお尋ねをしますが、現在の大津町の農業の実態として、農家の戸数、それからそこで働く就業人口、そして耕作面積をお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員のTPPのご質問でございますけれども、先ほど永田議員の質問にお答えしました数字が間違っておるということで申し訳なく思っております。農水省はTPPの参加の場合、実質GDPの減少は8兆円近くになるということと、340万人の雇用が喪失するというふうな試算が出ております。また、経済産業省はTPPに参加しますと2020年にはGDPが10兆5千億円の減少に、雇用も81万人が職を失うというふうにご訂正をお願いしたいと思います。

荒木議員の農業関連等についてもおっしゃるとおり、日本の農業の大規模的な北海道についても、今おっしゃられたとおりでございます。そういう状況の中で、大津町の農業については我々としてもこの大津の豊かな自然の中で、そして素晴らしい安心される特産品がどんどんとできておりますので、これについて、これからも農業の振興というか、都市農業に向かってJAともしっかりとご相談しながら特産品開発に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 荒木議員の質問の中で大津町の耕作地面積、農家数、収容人口等はどうなっているのかということでございます。平成17年の10月1日のセンサスの現在でございます。水田が898ヘクタール、畑が1千370ヘクタール、合計の2千268ヘクタール、農家数が1千62戸、収容人口が4千532人です。今年また新たに農林センサスで調査をしておりますので、かなりの数字が今までの経緯を見ますと少なくなっているのではないかなと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、少なくとも農業分野についてですね、町長に見解を求めたわけです。

農水省の試算、あるいはそれに基づいた先ほど熊本県、あるいは町の被害想定、これを見るだけでも、もしTPPが導入されれば、まさに町の農業は壊滅をすることは十分予想がされると。予想しないのであれば別ですけども、きちんと予想をして、少なくとも農業問題についてどれだけの決意があるかというのは、ぜひ町長としてですね、きちんと表明をしていただきたいと思うわけです。部長の方から町の農業の実態をお聞きしましたが、大津町の耕作面積、全部合わせて2千268ヘクタールですかね、私もいろいろ資料をつくってみましたが、アメリカの平均耕地面積1戸あたりは187ヘクタール、さらにその上の農業輸出国でありますオーストラリアは1戸あたり401ヘクタール。アメリカのこの187ヘクタール、約200ヘクタール弱であります、この規模に換算をしますと、大津町のアメリカ農業の約12戸分ですね。現在1千62戸の農家があるということですが、アメリカの耕地面積と比較するとたった12戸、これを集約をすれば何とか耕地面積でアメリカと肩を並べて競争することができる。オーストラリアと比べれば5件分です。大津町の農地を全部真っ平らにして、5つの農家に割り当てる、そのくらい規模を大きくしないといくら規模拡大、規模拡大といっても、アメリカやオーストラリアと農業の太刀打ちは、まず物理的に不可能であるわけです。誰が考えても。ですから、政府がTPPの協議開始と同時に国内農業の両立のために推進本部をつくって、例えば所得補償と価格補償とかを検討すると言っておりますが、もともとこうした物理的な耕地面積からして、町内の農地を10軒やあるいは5軒の農家に集約をすることは、逆立ちをしても不可能なことだと言わなければなりません。先ほど言いましたように、全国一の規模拡大、世界と肩を並べた規模拡大を行った北海道でさえ、2兆円以上の損失が出ると言われているわけです。そういう、要するにはっきりした数字上でいってもですね、今度のTPP締結がいかに無謀な計画であるかははっきりしてくると思うわけです。そこで改めて、それでも町の特産品を増やすとか何とかいうことで農業を本当に守ることができるかどうか、これほど大事な問題についてですね、せめて農業分野ではとてもこういう状況であるからということで町長としてですね、もう一度見解を求めるものであります。

それから、TPP問題は何も農業だけではございません。日本の産業の空洞化、国内経済の崩壊につながると私は考えます。現在、このTPPを推進している日本の財界、大企業、実はこのリーマンショック以来の1年間の間でも、さらに内部留保を10兆円積み増しをして、現在244兆円の内部留保。必要な経済誌の中でも大企業は、まさに金余りであると、どこに金を使ったらいいかわからないという状況が拡大をいたしております。この輸出大企業が、まさに過去最高の利益を上げていく中で、円高が進んできたわけです。現在1ドル80円台に高騰をいたしております。それがTPPを締結すれば、さらにこうした輸出大企業の利益は確かに増えるでしょう。先ほど10兆円以上、約10兆円ですかね、こうした輸出大企業はさらに利益を増やすことは、当然予想がなされます。そうなったらどうなるか。さらに、今の円高が進むということです。これはもう間違いない。一方で、政府は大企業に対してまた減税をすると今進めておりますが、法人税はかつてないほど利益はどんどん増えているのに法人税は半減をいたしております。相次いで減税がなされてきたわけです。ですから、政府も、また地方自治体も財源が足りない、税金が減るわけですから当然であります。借金は増えると。その結果、健康保険も、介護も、社会保障はどんどん予算が削減をされる。後期高齢者制度も、さら

に改悪がされようとしております。ですから、一方でこうした大企業が確かに利益を増やしていきませんが、円高がさらに進めば、さらに競争が激しくなって輸出企業は安い労働力を求めて海外移転がさらに加速をすることは明らかではないでしょうか。現在でも海外移転をする工場が跡を絶ちませんが、なぜ海外に行くかという賃金が安いからであります。それに円高が拍車を掛けて、特に電気関係は、あるいは自動車もそうありますが、どんどん海外移転が進められています。大津町最大の企業でありますホンダの工場もそうになったらどうなるかわからない、そういうことに追い込まれることは当然予想がされます。ホンダ自体は確かに利益を大幅に増やすでしょう、トヨタもそうであります。しかし、このような円高が進むことによって東南アジア等の安い賃金を求めて、さらに企業が海外に出て行くということが予想されるわけであります。しかし、めぐりめぐって大企業はどんどんもうかるやつは海外に行ってしまう、国内には税金もあまり落ちない、そして何よりも工場がなくなれば大量の失業者、仕事がなくなってしまう。その結果、日本の経済が停滞をすれば、そのころになるとやっとなんか円が安くなるかもしれませんが、円がじゃ安くなったら、今度はまた輸出で稼げばいいじゃないか、とんでもないことでもあります。海外に出て行ってしまった産業を立ち直らせるのは容易なことではありません。また、TPPによって壊滅をした農業をどうやって再建することが可能でしょうか。現在でも農業者の高齢化、米をつくっても飯が食えない、そういう状況がさらにひどくなっているのは、町長もご承知のことだと思います。こういうまさに農業だけではなく、結局巡り巡って国内産業も立ちゆかなくなってしまう。

それにもう1点忘れてならないのは、TPPにあらゆるその貿易の障害を取り払う交渉ですから、外国から低賃金の労働者が大量に入ってくる。このことも当然予想がされるわけであります。農業、漁業はもちろんであります。金融、保険、あるいは公共事業、医者、看護師、あるいは介護の労働者、こういった分野に低賃金の労働者が外国からどんどん入ってくれば、まさにその上に私たち日本人の雇用の場が失われる。働いている人も賃金がどんどん引き下がってしまう、こういうまさに悪魔のようなサイクルが引き起こされかねないのが今回のTPP交渉だと私は考えます。

こういった農業だけではない、そういう視野を持ってですね、このTPP問題は大いに議論を進めなければならないと思います。そして、同時にですね、これを進めているのが、再度言いますが財界、大企業であり、そしてアメリカの圧力ということをお忘れにはならないと思います。かつて米等が自由化されました。さらに、今度もう1点言いますが、大津特産の唐芋、現在確か生の唐芋は輸入制限がかかっているかと思いますが、さつまいもの最大産地であります鹿児島県は、焼酎原料の芋、最大の生産地であります。この焼酎原料が外国からどんどん安く入ってくる。鹿児島のさつまいもが経営が成り立たなくなってしまう。そうすれば、それじゃ生食で食べる大津のような唐芋をじゃつくりつかか。売れるやつしかつくれませんから、台風常襲地帯の鹿児島にあってもっとも適切だと言われる唐芋であります。そこで大津のような唐芋と競合産地ができれば、当然唐芋の値段も暴落をしていくことは予想がされるではありませんか。

こういったTPP問題に関するいろいろ情報を集めて影響を検討する。よほど真剣にやっついていかなければ、この問題は止めることができない、現在の菅内閣ではそれに突っ走っていく可能性がある

いうことを警告をして、先ほどの町長のですね、もう一度農業分野についての、本当に真剣な検討・見解を求めたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 先ほども申しましたように、この大津の自然、それから生まれる農産物、これは素晴らしいものであるし、そして農家の人をはじめ大津町民の皆さんの知恵によって素晴らしい製品ができておるといふふうに自信を持っておるといふふうに思っております。もちろん今おっしゃるように、唐芋でも我々がブラジルに2、3年前行ってブラジルの唐芋食べたけれども、とてもじゃないけどもこの日本の技術、大津の唐芋の技術には勝るものではなく、自由化になっても品物が入ってきて食べてみて、安心・安全でおいしくないものには、やはりそっぽを向かれるんじゃないかなと思いますので、その辺についてはやはり今までの築いてこられた農業の農家の皆さんのその技術を今後ますますやっぱり活かしていかなくちゃならないといふふうに思っております。もちろん、おっしゃるようにアメリカとかオーストラリア、あの広い地域における農業の品物の政策的に何をつくって、例えばアメリカのフェスティングにおきましてはトウモロコシをしっかりとつくられてエタノール関係もやられておまして、そのあおりで昨年大変な経済的に打撃を受けたというような状況でございますけれども、我々この大津町においては、やっぱりこの地域で生かされるものをしっかりと研究しながら都市農業にしっかりとお互いやっていかなくちゃならない大津町の役割があるんじゃないかなと思っておりますので、その辺につきましては十分、農協関係者と十分な研究というか、勉強会をしながらそれ以上のものをやっぱりつくっていく努力が必要であるといふふうに思っております。もちろん我々大津町は本田技研がございます、あるいは半導体企業も、企業関連等についてはたくさん進出しているお陰をもちまして、大津町もこれまで大変潤いをいただいているわけでございますけれども、おっしゃるようにホンダさんでも92、3円の円設定から80円に落とさなくては今後の世界経済に勝てないだろうというような話も聞いております。1円下がれば170億円近くの損失が出てくるというような話も聞いております。もちろん、ホンダさんも赤字ではないと言いながらも、大津町における税収はゼロでございます。赤字でないのに何でゼロかというようなこともいろいろお話を聞きますと、まだまだ投資的な決算の赤字が360億円あり、大津のホンダでも3億5千万円近くあるというような状況で、それがなくなる限り税収として納められないというような話も聞いております。

そのような世界経済の中で、雇用を確保しながら、そしてしっかりと企業が生きていくためにもそれなりの努力をしっかりとやっておられるといふふうに思っております。そういう意味におきましても、企業の関係についても十分にご相談をしながら、情報をいただきながらやっていかなくちゃならないといふふうに思っております。もちろんそういう意味におきまして大津町における雇用というか、労働者の確保もしっかりと企業にお願いしながら、大津町の素晴らしい、いいところを今後ともお願いをしていきたいといふふうに思っております。もちろんおっしゃるように、先ほど申しましたようにやっぱり、大津町はやっぱり自然、この豊かさの中で不況にも強いのは農業でございますので、そういう意味においては、やっぱり農業をしっかりとしたものにやっていかなくちゃならないといふ

うに思っております。そういう意味におきまして、先ほどから申しましたように、強くなる農業を我々と関係者としっかりと掘り起こしをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 強い農業、これは技術によって外国産に負けないと、それはそれで当然必要ではありますが、円とドル、あるいはほかの通貨、こうした変動相場制の為替がですね、安定していれば、例えば1ドル100円とか120円になれば、技術と知恵によって競争も可能でありましょうが、現在80円台であります。アメリカとの物価の変動等で単純にやると60円台が妥当だという経済学者もいるぐらいであります。この現在の円高の原因がこうしたホンダ・トヨタをはじめとした大企業が莫大な利益を上げ続けてすることが背景にあることはもう間違いのない事実です。ホンダも1円も払いませんけど、内部留保は6兆円も持っているわけです。しかし、ここの企業の責任ではないわけですね、そらホンダが悪いからということじゃないと思います。政府がそういう政策をやっているわけです。大企業には様々な優遇減税制度をやっております。今度の法人税減税も、この優遇策をなくすんだったらもうやらんでもいいと経団連は誠に勝手なことを言っているわけでありまして。1円上がれば170億円損失すると言いましたけど、じゃ円が安くなれば反対に1円安くなれば170億円利益を増やすんです。ですから、競争、競争でいけば、大企業自体も飽くなき競争、その下請けはもつとどん底に向かって競争、こういうことをやっぱり止めていかないと、まさに果てのないどん底に向かっての競争に強いられるということをおきたいと思っております。

それから唐芋の問題、もう一度言いますけど、外国の芋に比べれば負けない、それは確かに自信があるでしょう。しかし、鹿児島が、大産地が焼酎の原料を輸入しはじめたら、あの広大な唐芋畑は、じゃ生食で食べる唐芋をつくるしかないわけです。巡り巡って国内の農家同士の過剰競争で唐芋の値段が暴落をしていくことは、当然考えられるということをおきたいと思っております。TPP問題は、本当に真剣に国民的な議論を繰り上げていくということでこれからも大いに議論を進めてまいりたいと思っております。

最後に、食料試験の問題を言っておきますが、ご承知だと思いますが世界では9億人を越える人間が飢餓ですね、飢えになって、農産物は世界的には足りないということです。日本が金さえ出して安いやつをどんどん買いあさっているということは、そういう飢餓人口を増やす。地球的規模から見ても許されないことではなかろうかと思っております。

次の質問に移ります。時間がないので簡潔にいきますが、地域内の、この大津町町内の内需の拡大政策が必要であるということで2点通告をしております。1つは住宅リフォーム制度ですね、これは全国各地で約180自治体で既に実施されております。秋田県では、12億5千万円の予算で実際行われたリフォーム工事の実績は311億円、25倍の効果があつたそうです。兵庫県の明石市では予算1千600万円で実際の工事は1億7千500万円あつて、11倍、予算の11倍の経済効果が生み出されたそうであります。美咲野で大変好調に住宅が建っております。しかし、この住宅を建てているメーカーは、ほとんど町外の住宅メーカーであります。つまり利益が出ても利益は町外に持っていける。あるいは、最近では悪質リフォームの営業が問題視されておりますが、先般も下水道の接続

で悪質業者の苦情が出されたということではありますが、こういった問題も地元の業者に限ってこの住宅リフォームについて町が助成をする。地元でやっているこうした中小業者は、何よりも信頼を勝ち取らなければ地域では生きていくことができない、そういう意味で信用力はまさに町内の業者が一番であると思うわけであります。そういう意味です、本当に小規模の事業者がですね、直接潤う、また町民である方々も助成金によって助かる。建築業界等は、本当に深刻な状況であると私は認識しておりますが、ぜひ住宅リフォーム援助制度のご検討をお願いしたい。

もう一つは、地元小規模事業者に仕事を回して、こうした小規模事業者を登録をして、いわゆる入札資格のない小さい業者であります、こういった方に直接発注をする制度が県内で非常に進んでおります。調べただけでも菊陽町、合志市、菊池市、熊本市、宇城市、玉名市、天草両市、さらにこの制度は広がろうとしております。この2点についてですね、実施検討を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 地域内の需要拡大というような意味におきましての中小企業の皆さんの支援でございますけれども、もうおっしゃるように左官さんとか大工さんにつきましては、今の大工建築関連等の技術の革命によりまして、大工さんで生活を続けていくというのは非常に困難な状況になっているのは確かでございます。仕事、左官さんについても昔は風呂場から台所、全部タイルを貼ってやっておられたのが、今はもうそういうものは全然ありませんし、犬走りぐらいの仕事しかないというような状況で、それで生活をしていくのは大変厳しい状況でありますので、大変な状況であるのはもうこの前に9月のときにもご質問があったように、そのような状況で中小企業からめほかの業種も一緒にございますけれども、どのようにしたらその雇用もそうですけれども、大工さん関係については3、4人の方を雇っておられるとか、あるいは個人でやっておられる業者でございますけれども、このような人たちをどのように支援していくかというような形でございますけれども、一つの例といたしましては、大津町の町有林、ヒノキが89ヘクタールぐらい、スギが42ヘクタール近く人工林の50年生以上が今育っております。あくまでもこれは昔からの大津町の宝物でございます、これをどう活かすかというのが一番じゃないかなと思っております。この50年以上の木を切っても、この前大津小学校の分離校に一部使わせていただいております。現地を見ますと、切った木は後に補植されておりますので、全体が荒れ山になる可能性はなく、次の木が育ってきております。もちろん、財産保護委員の皆さんのお話聞くと、早く切った方が補植した木が育ちがいいというようなお話も聞いております。そういう意味におきまして、大津町内の業者さんを登録するか、どちらで森林組合に登録するのか。今、森林組合の方に町有林の委託を、管理委託をお願いしておりますので、そちらの方に委託しながら、あるいは町でも登録しながら、大津町内の業者さん、そして大津町内の家をつくって、そしてリフォームするとか、そういう人たちにその町有林の材料を支援するというような形のもを検討すればなという思いでおります。間伐すれば国の補助で今金は要りませんし、ただし50立方メートルというのが大体1軒の家の木材の量らしいんですけれども、1立方メートル当たり大体森林組合にお聞きしますと1万2千円ぐらいかかるそうでございます。丸々その補助というわけじゃ

まいりませんので、その辺のところを十分検討しながら、町有林の今後の育成とそれから地元の企業、中小企業の皆さんの仕事の確保というか、そういうものをしっかり利用していただければ、大津町に住んでおられる、あるいは古い家であればリフォームの中で安心して安全な住宅に住めるんじゃないかなという思いもしておりますので、この辺については今後森林組合とか、いろんな形でご相談をしながら検討をさせていただければなというふうに思っております。

あと、小さな事業主の関係についての状況等については、担当部長の方に説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員さんの公共事業関係での地元の小規模事業者の執権でございます。荒木議員さん言われましたように、管内菊池市、合志市、菊陽町でも既に実施されております。菊池市が30万円以下、合志市が30万円以下、菊陽町が50万円以下という形で、実績等についても荒木議員さんご存じだろうと思っておりますので、その辺は省略させていただきます。今現在、町の指名入札という形でやっておりますけれども、今回の工事登録制度ですけれども、一応近隣の市町でも要綱を制定されてありますので、前回もご質問をされたということを聞いております。先だって私の方としても地元業者さんが何軒ぐらいいらっしゃいますかという形で建設国保加盟の事業所関係で調べさせていただいております。その関係で50軒近くがあったと、登録されているという形のお話がありましたので、近隣の市町村、動向も踏まえながら、要綱の制定について前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大変な国内経済は不況であります。低賃金で、日本全体からすれば、確かに先ほどの大企業の例じゃありませんけれども金余り、一部の大企業は金余り。あるいは、国民の金融資産は1千500兆円になって、一部の大金持ちのところもゲップが出るほどの金余り。しかし、そのお金を取り上げるわけにはまいりませんから、そのお金がどうやってぐるぐる回っていくかと。地方自治体で何ができるかということを真剣に検討していかないといけないと思います。先ほど農業もわかりでありますね、地域内です、内需を拡大していく政策がますます求められていると思えます。町長のお話で、森林組合、町有林の材木を中心としたということでもあります。既に八代市あたりでは、八代市産材を使ったそういう建築に対して補助金を出しているところもございますので、それはいろいろ工夫次第だと思いますけど、せつかくの町の財産、スギ、ヒノキ、こういったものを活用したのもいいと思いますけど、知恵、工夫をして、どうやったら内需が拡大をするか、雇用が生まれるか、経済が活性化をするかという点です、私もいろいろ考えて切磋琢磨をしてみたいと思います。小規模工事業者登録は、もう前向きに検討をなさるということでございましたが、一言言っておきますが、この質問の趣旨はですね、地元の小規模事業者の苦境、町長が理解しているとおっしゃいました。そして、入札するような大きな業者は実際の工事は下請けに出しているんです。その下請け業者も町内の業者とは限らないわけですね。お金が、町が発注した工事のお金が町外に出て行くということも当然予想はされます。また、地元の業者は何よりも信用できる業者であるということ

です。それから、最後に、行政がこうした小規模事業者をどれだけ大切に考えるか、このことが反映がなされると思います。町がいろいろ工夫をしてやればですね、例えば鉄骨の階段などはこまめに塗装しないと寿命が半減をする、そういう事業はですね、こまめにそうした業者の方に塗装業者に発注をして、なるべく短い間隔で塗装をやりなおしていけば、それだけその鉄骨製品は長持ちをするという結果にもなるわけでありまして。あるいは、外灯の設置も私がおりました埼玉県では、例えば大津地区内はA業者、陣内地区はB業者ということで、そういう小さい業者に委託をして悪くなったらすぐ取り替える。一件何十万円の工事ではありますが、それでも行政がこうした地元の業者に配慮してくれていると。また、そのお金を100%地域経済につながっていくと考えるからであります。

それでは、時間がございませんので最後の質問を行います、子ども医療費の無料化の拡大についてであります。これは、先の議会で町長の答弁がございまして、近隣の町村の動きを見て実施するかどうかは検討するというところでございますので、既に菊陽町が来年4月から中学生まで医療費の無料化を実施するということを決定いたしました。益城町も既にであります。再度ですね、だめ押しではございませんけど、町長にその方針、方向性をお聴きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 中学生までの医療費の無料化でございますけれども、これにつきましては小学校までの無料化の折にも十分検討をさせていただいております。そういう意味におきまして、小学校までの医療費無料をしましたところ、我々の試算よりも大変大きな金額、1億円以上の金額が出てきております。そういう利用方法というか、病院のかかることについて、今までの6年生まで、うちは県内の医療機関すべてにということですが、菊陽さんは町内というような形でありますので、そのような町内の病院に限るといようなことですね、これもどうであるかというのを検討しなくちゃならないと。今までのままでいいのか、町内だけの病院に絞るのかというようにも検討しなくちゃならないし、中学校の医療費無料化について試算すると1千200万円近くかかるということに出ておりますけれども、負担金の問題についてどうするかと、阿蘇関連等についても初診料千円とか、あるいは入院2千円とかいろいろ負担の問題も、個人負担の問題掛けられておりますので、病院にかかって早期治療というのが一番でございますけれども、予防医療の関係もございまして。しかし、どこでも病院をはしごするというか、ここの病院で違ったとき、また違う病院に行くというように軽重もございまして、そういうのも十分検討しながらやっていかなきゃならないというふうに今思っております。菊陽の方にも今回町長選のときに言われとったということで、2、3日前の議会のあれで新聞に書かれてありましたけれども、後藤町長の方にも、もうちょっとしばらくご相談させてくれんかというようにお話をしておりましたけれども、結果的にはああいう状況でございますけれども、その前に大津町が先にやったじゃないですかというような話も出ておりますけれども、やはり合志市、菊池市は現状のままでいくというような状況でございますので。先ほど申した件についても十分検討しながら方向性をしっかり見つめていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 菊陽のこれは新聞記事ですが、助成額は1億5千700万円になると、拡大

人数が1千100人と、多分菊陽は中学生、小学校もそうですが子どもの人数が一番多い自治体でございます。その菊陽町できて我が町でできないはずはございませんし、長い目でみれば、やはり早期治療によって健康をつくっていく、また子どもは町の宝という意味からもですね、ぜひ一刻も早く中学生まで医療費の無料化を求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分から始めます。

午後1時58分 休憩

△

午後2時11分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○2番（府内隆博君） こんにちは。通告に従いまして、府内隆博が一般質問を行います。今日は3つの質問をさせていただきますけれども、TPPにおきましては、同僚議員2名の議員からきめ細かな質問をいただきましたけれども、私は農業の立場で一般質問をさせていただきます。政府が環太平洋戦略的経済連携協定への参加検討を表明したことに対して、全国各地で反対の声が相次いでいる。もしTPPに参加すれば国内農業は壊滅する。大津町においても稲作・畜産・甘藷・野菜農家が壊滅的な打撃を受ける。農業団体でなく消費者団体も反対を表明している。日本はWTO世界貿易機構農業交渉でオーストラリア、アメリカと真っ向から対立していたのに、なぜ今、TPPへ参加ということになったのか。例外を認めないTPPを締結すれば、日本農業は壊滅する。農業所得が補償されても輸入は増大し、国内生産も壊滅していく。農林省の試算では農業や関連産業への打撃でGDPが8兆円減少するとしている。得るものより失うものがずっと大きいと言わざるをえません。さらに、食糧自給率の50%引き上げを目指す国の基本方針にも逆行する。もし参加が実現すれば、酪農や畜産や大津町の甘藷など、土地利用型農業など深刻な打撃が予想されるだけに、農家や農業団体の間では反対論が大勢で、私も農家の一人として我が国の食料安全保障と両立ができないTPP交渉への参加に反対するものであります。そういうことで、町としての考えをお聴きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員のTPPの問題について、農業関係の立場でということでご質問がっておりますけれども、先ほど申しましたように10月1日の衆参両院本会議の所信演説で、TPP交渉の参加の検討を表明されて以降、議員おっしゃるように県内外でも様々な動きがっております。11月1日に熊本県は県下における影響を試算し、県農業産出額の37%にあたる1千147億円が喪失する恐れがあるとしており、また県内農業に大打撃を与えることは間違いないと発表しております。翌日2日に県議会は臨時議会を開催し、食料安全保障の観点から、国の存続を危うくする可能性が高いということでTPPの参加に反対する意見書が提出されておまして、県内の町村会においても参加反対する意見書を提出しております。また、6日には阿蘇・菊池・鹿本・熊本市の4JAの青壮年部によるTPPの交渉への参加に反対する決起集会が菊池市で開催され、1千200人の方が参加されておると聞いております。大津町での基幹産業、農産物である米、麦、牛肉や豚肉、乳製

品などは高い関税が賦課されていることで、国内生産が守られてきた経緯があります。これらの関税がゼロになり、対策を何も講じないとすれば、競争力をなくした国内農産物は輸入農産物に押され、農業は壊滅的な大打撃を受けることが予想されます。このように、国内におけるめまぐるしい動きがあり、様々な意見が出されている状況でございますが、農業が安定して継続していかなければ、この大津町の豊かな自然も景観も食料も消滅し、次世代の子どもたちには荒れた土地しか残せなくなります。また、大津町は多くの住民の方も勤務されている工業の町でもありますので、農工商がともに反映するように今後の政府の動きに注視し、農家や企業、住民の皆さん方のご意見を聞きながらこの問題に対処していきたいと考えております。そういう意味におきまして、町としてもこの自然、そして農業の大切さ、重要さ、国を治めるものは農業からと、食の安全、それが一番でございますので、そのような方向で今後しっかりと農業支援対策関連等については、国もいろいろと施策を今やっておられるようでございますので、その辺のところを関係者と十分相談しながらしっかりとした農業の強い基盤を築いていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） ちょっと新聞を読んでいたら目にとまる文章がありましたので、そこをちょっと読んでいきますので。政府はTPPへの参加検討を始めたばかりで内容はまだ不透明ということで、東京大学の鈴木教授がおっしゃる中には、中小企業や労働、雇用、国家安全保障など、農業以外の分野もTPPの影響が避けられないと指摘。輸出産業の利益のために失われる国益も考えるべきだと主張している。参加が正しいか、否か、見方は立場の違いなどで分かれるが、TPP問題が真の国益とは何かという問いに、国民一人一人に突きつけている問題であるということで、こういったことでまだなかなかこう不透明ということで、これからまた交渉に入るわけですが、そういったことでまた議論をしながら見ていきたいというふうに思っております。

では次、2問目の質問に入りたいと思います。口蹄疫終息後の対策と今後の支援についてでございます。口蹄疫終息後の対策と今後について。4月23日に宮崎県で発症が確認された家畜伝染病口蹄疫、10年前も口蹄疫が発症し被害を最小限に食い止めたにもかかわらず、国・県双方の対応に甘さが生じたと結論づけた。その結果、牛や豚約29万頭が殺処分されるという我が国の畜産史上、最大規模の被害につながった。その後、8月27日に終息宣言、幸いにして熊本県には飛び火はなかったものの、畜産農家をはじめ県全体に大きな打撃を与えた。家畜市場も閉鎖になり、今までにない経験でショックも大きかったと思う。県や市町村でも行事やイベントなども中止となり、観光などにも大きな打撃を与えた。宮崎県の口蹄疫問題対策委員会の最終報告書では、日ごろから危機意識を持って準備しておくことも大事だが、発生の予防、早期の発見、通報、迅速な初動対応の重要性を強調している。それと、国や宮崎県のみならず、各自治体が検証内容を真摯に受け止め、次の発生に対して万全を期すことが求められるとの報告。町においても県からの指示がJAや畜産関係団体や畜産農家への連絡が徹底していたか、公共施設などへの防疫体制は万全だったか、検証する必要があると思う。感染経路については、アジア地域の発生源から人や物を介して侵入した可能性は否定できないとの見解を示しており、九州はアジアの玄関口として人の往来も多いだけに危険度を踏まえた対応が必要で

あり、大津町も近くに空港もあり、韓国にも運行している。11月30日には、また韓国で口蹄疫に感染した牛や豚を確認したとの発表で、国内の畜産の間では緊張が走っています。国内のどこで発生してもおかしくない状況であり、徹底した防疫体制の構築に向け今回の教訓を最大限に活かさなければならぬと思う。それから、今後の支援についてでございますが、口蹄疫支援金は1頭当たり1万円の助成を決定いただきました。畜産振興策として今後も優良牛の導入事業や受精卵移植などへの支援を拡大・推進する考えはないか、質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 口蹄疫の件でございますけれども、議会の方にご協力・ご理解いただきまして、各関係農家の方に支援をさせていただきましたけれども、十分な支援ではなかったかと思っておりますけれども、ご理解とご協力を得ているところでございます。この口蹄疫の検証が検証委員会よりご報告がまとめられておりますが、被害拡大の要因分析ではということで、国も県も役割分担が不明確で連携が不足していたと指摘しておられますし、また畜産農家の発見通報が遅れたり、仕様・衛生管理基準が守られなかったりした場合において、手当等の削減や返還といったペナルティを科せるように求めたいと。また、日本獣医師会は、家畜伝染病予防に詳しく述べていなかった生産者の責任にかなり触れられておられるようです。農水大臣は、家畜伝染病予防改正を次期通常国会に提出する考えと、一定規模以上の畜産農家に獣医師との契約を義務づけるなどいろいろな論点があるというふうに検討されておりますけれども、そのような国の反省事項とともに、町においても危機意識を持って被害は拡大ですので、予防するために畜産農家や関係機関と連携し、今後十分検討してまいりたいと思っておりますし、家畜伝染病の邁進予防は、家畜の殺処分より埋設までを一刻も早く終わることが大切であり、関係者との連携をしっかりとって役割の下で対応することが一番であるというふうに思っております。球磨郡におきましても錦町でのそのような訓練が2、3日前行われているようでございますし、今後の対応についてもしっかりとやっていかなくちやなりませんけれども、その辺につきまして担当部長の方からご報告をします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 府内議員の質問の中で、取り組み状況を説明いたします。

口蹄疫の被害については、町長が申し上げたとおり甚大な被害となり、宮崎県の10の市町で蔓延し、家畜の殺処分が28万8千頭を超え、畜産関連の被害だけで1千400万円と言われております。熊本県に入ってこなかったのが奇跡と言われるこの口蹄疫に関して、畜産団体や畜産農家の団体の方々との意見交換を重ね、畜産農家の現状、今後の方策について話し合いをいたしました。防疫活動としましては、6月議会でも申し上げましたが、畜産農家に対して消石灰を二度に分けて計28袋配付しました。また、農家ごとに畜舎のそばで埋却場所が確保できるか等の調査も行ない、埋設地を持たない農家に対して土地や作業員の確保を支援することが必要であるとしました。先ほど町長が申し上げましたが、いかに短時間に埋却を終えるかが最重要であり、熊本県の口蹄疫防疫対策マニュアルにも疑似患者と判定後、72時間以内に埋却を終えることとなっておりますが、大津町の場合は24時間以内には終えたいと全員が一致した意見が出たところです。公共施設などの防疫体制についてですが、大津

町にはスポーツの森大津運動公園、生涯学習センターなど、町内外からたくさんの方が来られる施設があります。5月中ごろに関係機関へ口蹄疫の情報の提供を行ない、イベントの自粛要請や開催する場合の消毒徹底についてお願いをしました。ご存じのとおり、町主催による唐芋植え付け大会や山開き、商工会主催であります地蔵まつり等は、畜産農家ばかりでなくて地域住民の心情を配慮いたしまして、そのことで中止になったところがございます。また、学校施設も含めた公共施設及び7月の参議院投票会場にも簡易消毒マットを設置し、消毒の徹底をお願いしました。

このように町全体の皆様にご協力をいただき、防疫に努めてまいりました。その後の対策としまして、9月議会でお願いました口蹄疫支援金補助ですが、市場閉鎖により出荷ができなかった牛に対して、支援金として1頭当たり1万円の支援金を出すようにしており、現在畜産団体から申請がそろっておりますので、年内には振り込まれるのではないかと思います。

また先日、熊本県主催の口蹄疫防疫演習が初めて行われ、農政課の方も参加をしておりました。最初の机上演習では、口蹄疫対策の概要があり、その後の実施訓練では、実際に埋却箇所としての掘削をされており、ダミーの牛を使って殺処分、埋却が行われ、目で見ることにより実感したところです。今後も熊本県畜産団体、畜産農家の方と連絡を取り合い、万が一でも口蹄疫が侵入した場合でも早急に対応し、最小限に食い止めることができるような体制を整えていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 町長に再質問いたします。先ほど申し上げましたように、畜産振興策として今後も優良牛の導入事業や受精卵移植などへの支援を拡大することについて、再度質問いたします。

それと、先ほど担当部長から口蹄疫演習が実施されたということがございますけれども、町としてJAや畜産農家へのビデオ研修などの計画はないか、お願いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 厳しい畜産業の中におきまして、経営の安定化を図り、安心・安全な牛肉を消費者の方に提供するには、やっぱり高品質で優良な牛の導入や授産移植は必要な条件でありますので、町としましても畜産振興のため、農業団体への補助金を予算計上しており、その中で優良牛導入について利用されております。詳しいことについては、また経済部長の方よりご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 畜産振興策ですが、町としては畜産振興対策補助金としまして、平成22年度は523万円を計上しております。これは、町の畜産振興に携わる団体への補助金でありまして、熊本県畜産農業中央支所、それとJA菊池、南阿蘇畜産農業協同組合、錦野地区赤牛研究会等の団体であります。このうち、補助金額の高い熊本県畜産農協中央支所とJA菊池におきましては、優良牛の導入及び優良牛の採卵事業を行っています。平成21年度の実績ですが、熊本県畜産農業中央支所で優良牛の導入で39頭、金額で98万7千円の補助金となっております。JA菊池では、導入事業で11頭、補助金額が19万7千円、採卵事業は補助金額が50万円で、4戸の農家から16頭を採卵し、凍結保存した受精卵をストックして酪農部会で必要なときに利用できるように保存しています。受精卵移植は、乳牛や肉牛の育種改良、生産にとって有益な技術であります。地元で受精卵移植を

推進し、畜産振興を展開しているという東肥バイオファームでは、平成12年には77戸の会員数で800頭の飼養頭数でありましたが、平成21年度では25戸で524頭となっております。この背景には、受胎率が全国平均で50%以下である受胎率の伸び悩みとコスト面で負担が大きいことと言われています。受精卵移植は、乳用牛の乳量増、乳質の改善、肉用牛であれば肉質の改善、生産性の向上が期待されて、主要農家の経営向上が見込まれます。技術開発により大幅に受胎率が上がり、受精卵移植が定着すれば、畜産振興の支援拡大の検討が必要になるかと思われます。

それから、町としての訓練はどうするかということでございますが、町の方としては対策本部を設けていろいろな各関係団体等とシミュレーションをつくっております。そのシミュレーションは今からまた内部で協議をしながらどういうふうに行うか、大津町ばかりでなくて熊本県菊池振興局管内とも十分打ち合わせながら実行するようところで指導を仰ぎたいと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 畜産農家の方々も自助努力でできない部分は行政に頼る部分がありまして、受精卵移植などは肉用牛だけでなく酪農の方も利用しようということで、どうかひとつそのあたりをまた拡大推進していただきたいと思っております。

では、3問目の質問に移らせていただきます。北部地域の観光案内標識についてでございます。大津町にも東部、中部、南部に公園や観光施設が点在しています。北部地域でも、陽の原キャンプ場、矢護山自然公園、矢護山公園と素晴らしい施設があり、北部地域の活性化にもつながっております。その場所へのアクセスルートの案内が少なく感じられ、最近三吉原線の通行量も多く、土曜日、日曜日とかは、朝夕市内はもとより県外ナンバーの車が多く見受けられます。そこで、美咲野の交差点に公園やキャンプ場等の観光案内標識を設置する考えはないか、お伺いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 北部の観光案内の設置についてでございますけれども、町内における北部、中部、南部については、もう議員おっしゃるようにそれぞれの歴史文化というよいものがたくさんありまして、おっしゃるようにまだまだ啓発の足りない部分も十分反省をしているところでありますけれども、今後においても町内の整備事業との均等を図りながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、現状等について担当部長の方から説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 現状を申し上げます。まず、町内全体の観光資源整備でございますが、年次計画により整備を進めているところです。その南部地域の観光整備事業でございますが、平成18年度から岩戸溪谷周辺整備事業を行っております。溪谷付近に駐車場を整備し、平成19年度には遊歩道に指示塔を配置、町内6カ所に溪谷までの観光案内標識の設置を行っております。平成20年度には観光マップの作成とJR肥後大津駅南側並びにJR瀬田駅、大津温泉岩戸の際に大型観光案内板を設置しております。北部地域につきましてでございますが、県等の補助事業を活用しながら整備を

考えているところです。北部地域には歴史的文化財等が多く点在しており、平成21年度には北部観光マップを整備しました。マップに掲載している施設等を紹介するためにも、観光案内板等の設置も考えているところです。これまで大津町の観光資源として保存してきたもの、また地元の協力により保全されてきたものなど、議員ご質問のとおり大津町の優れた自然環境を活かし、地域の協力により整備されている矢護川公園や矢護山自然公園、陽の原キャンプ場等は最近の自然派志向、アウトドアのレジャー等々に最も適した場所と考えます。特に陽の原キャンプ場は、教育キャンプ場としての利用が定着してきております。自然の大切さ、自然の偉大さを身につける場所として利用されているところです。今後とも施設の充実とともに案内標識と、当然おっしゃっています美咲野等の看板でございますが、その整備もこの事業の一環の中で進めてまいりたいと思っているところです。

ちなみに、陽の原キャンプ場の利用状況でございますが、団体数が、平成22年度の場合ですけれども、50、それから町内よりも町外の方が90%以上の利用でございます。延べ人数が1048人とかなり利用されているところでございます。

以上です。

○2番（府内隆博君） これをもちまして、一般質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

午後2時42分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成22年第5回大津町議会定例会会議録

平成22年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成22年12月14日(火曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原則雄 副町長 上田英典 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則 総務部総務課行政係長 藤本聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて白石浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村和正 地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾昭徳 教育長 那須雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山誠也 教育部長 松永高春 経済部長 西本昇二 農業委員会事務局長 服部次子 子育て支援課長 松永高春

議 事 日 程 (第 3 号) 平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。順番に行います。

源川貞夫君。

○4 番 (源川貞夫君) 皆さん、おはようございます。通告順番に従いまして、ただいまから 4 番議員源川貞夫が一般質問を行います。

私の質問は 2 件でございます。1 件目は、空港シャトルバスの試験運行について、ということでお尋ねいたします。それから、2 件目の方は大津町運動公園の西側にあります、大久保のため池でございますけれども、そこにヤギを放牧したらどうかという件について質問したいと思っております。

熊本阿蘇空港と肥後大津駅間、それから空港とセミコンテクノパーク、それから菊池温泉、菊池市ですね、を結ぶシャトルバス、この 30 人乗りの空港シャトルバスの試験運行について質問いたします。これは、10 月 1 日より 3 月 25 日までの 176 日間に限り、熊本県が 500 万円の宣伝費も含んでおりますけれども予算を付けて行うものであります。今回で 3 回目の試験運行となりますが、前回の 2008 年のときは、バス 1 便当たりの利用者数は 2.9 人ということでありました。利用者が多い JR 熊本駅や熊本空港での PR が遅れ、シャトルバスが周知されていなかったのが原因と分析されておりましたが、今回もスタートを開始した 10 月の 1 カ月間の利用者数は 538 人で、1 日当たり 17.2 人、1 便当たり平均利用者数が 0.78 人と、採算ラインとされる 10 人前後にはほど遠い数字だったと新聞にも載っておりました。

来年 3 月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に合わせてシャトルバスの本格運行を目指す県としては、定時制に優れた鉄道との組み合わせで、渋滞に強いという利点を強調したいと PR に躍起だと記載されております。さらに、2 カ月目となりました先月の 11 月、この利用状況は総利用者数 712 人、うち肥後大津駅と空港の利用者は 670 人、総運行便数 414 便、11 月からは 22 便から 25 便に増便をしている関係もありますけれども、1 便当たりは 1.71 人とほとんど空っぽで走っている便もあったというようなことでございます。依然として利用者が少ないのが現状でございます。先般のテレビのワイドショーでは、熊本阿蘇空港で降りた菊池への観光客は、リムジンバスでまず交通センターへ行き、それから菊池行きのバスに乗り換えているというのが現状ということであり、空港と菊池温泉間の直行バスが運行されていることが周知徹底されれば、肥後大津駅経由で菊池への観光客

ももっと増えるのではないのでしょうか。我が大津町の広報誌には、10月、11月とシャトルバスの時刻表を記載され、周知されております。パンフレット掲示もなされているようでございます。新聞の折り込みも入っております。利用者が少ないのは何なのか。各企業やビジネスホテルにおいては、来客や宿泊客を自社の車で送迎をされているのだと思います。

また各家庭や職場での利用促進に向けた理解とPRが必要ではないのでしょうか。私たち議員団でも一緒ですけれども、研修に行くとき役場の送迎車で行ったり、自分の家族に送ってもらったりというようなことで、なかなかそのPRの方にも議員としてもですね、実際やっていないのが実状でないかと思えます。観光客においては、空港のターミナルや熊本駅、それから博多駅等でのキャンペーンやPR不足も要因として上げられると思えます。来年4月からのシャトルバスの本格運行が実施されるように願うものであります。シャトルバスの利用増及び利用促進に向け、大津町としては何か策なり検討を考えておられるのでしょうか。PRや周知徹底に向けての町としての考えを問うものであります。

新幹線全線開業に向けて少しでも観光客を地元呼び込もうといろいろなイベント等の計画が各地でなされているようでございます。武蔵塚公園にある宮本武蔵の銅像が描かれたラッピング列車、武蔵列車が12日から運行しているようでございます。武蔵列車は普通列車に使用している車両の2両編成の1両のみを使用して、豊肥線ではJR熊本駅、肥後大津駅まで、それから鹿児島本線では鳥栖駅から八代駅までの区間を多い日で1日19本運行がもう始まっていると思えます。それから、玉名市は新幹線全線開業に向けて新玉名駅前に設ける、約240台分の駐車場を無料開放するという方針を明らかにしております。最長2週間駐車したままにでき、新幹線開業に向けて新幹線を使った長期の旅行や出張にも対応できる、通勤での利用者も含め、新玉名駅の利用促進を図りたいというふうにしております。それから、熊本の観光と言えば阿蘇、熊本城、水前寺公園、天草等が主に挙げられるわけですが、肥後大津駅は熊本の各観光地に行くのに空港に降りた人にとっては最も近いし、我が大津町の玄関口であります。肥後大津駅を中心に、いかに来客を増やすかが課題であると思えます。

12月中旬から来年の9月まで、肥後大津駅南駅舎建設が予定され工事に取りかかり、来年の9月にはできあがる予定でございます。先日、議会の全員協議会の中で町長の答弁で、まちづくり推進協議会の提案書にもありますけれども、将来は今の駅舎全体を東側、オックス広場南側へ移動する案のことを言われました。先のことでありますけれども、私は同じ多額の金をかけるなら、10年、あるいは20年先を見据えるならば、駅舎を移動するより運動公園、サッカー場北側に無人駅でもいいですから新しい駅をつくり、今話が出ております県営藤崎台球場の移転の話もあるようで誘致した方がいいと思えます。そして、大津町をスポーツの町として注目されるようなまちづくりを目指したいかがでしょうか。サッカーと野球、そして今回大津高校のバスケットも全国大会に出場いたします。スポーツの町としても将来発展し、大津を訪れる人が増え、人口増につながり、町の活性化にもなると思えます。以前この新しい駅の話は出ましたが消えてしまったようであります。今日、この財政が厳しい折、何を今さら言うかと思われませんが、再度検討の余地はあると思えますが、町長のお考えを

お聞きいたします。

1 問目終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。源川議員の熊本空港から阿蘇空港でございますけれども、それから大津駅までのシャトルバスの状況については、もう議員今おっしゃったとおり大変PRも不足しているんじゃないかなと思いますし、1回、2回目よりも3回目につきましては飛行機の発着時間と合わせて増便をしながらやらせていただいているというような状況ですし、また大津周辺での町民の利用というのは、あまりにも大津町便利がいいもんですから町民の皆さんが使うというようなことはなかなか難しいというような形で、山鹿あるいは菊池温泉の方への路線も検討されて今走っておりますけれども、なかなか乗っておられないというような状況でもあります。もちろん、将来的にはその中核やホンダ関連のところにも回したいというような県のお話でございますけれども、このようなご時世でございますので、その利用についてもなかなか厳しいというような状況であります。もちろん、今議員おっしゃるようにシャトルバスだけを考えれば、やはり空港に降りてその後の人たちの交通の使い方というのが肝心でございますけれども、多く使うとなれば飛行場に降りて、バスで大津まで来るという時間帯が非常に短いもんですから、大津にこの駅周辺に大型の駐車場を持ってきて、使うといってもなかなかご利用はできないんじゃないかなというような状況でございます。280円で行き来するよりもというように、町民はともかくとして、その辺の周辺の皆さんに活用できることについては、もう議員おっしゃるように熊本から、熊本近郊から、大津駅から飛行場に行くというのが一番時間的にも便利であるということで、県の方もそういう意味におきましてしっかりと市内におけるPRを一生懸命やっておられるというふうにお伺いしております。

大津町の駅については、肥後大津駅については、もういろいろと先ほど全協でちょっとご質問ありました関係で、東へ移せば大金が相当かかるということで、これはちょっと今のところ検討しがたい案件ということで南駅を整備しようということで、熊本の阿蘇空港の玄関口として県は位置づけしておりますので、その位置づけに合うように、今、南口の整備をやらせていただいております。もちろん、広場だけでは無理でございますので、駅舎も新しくつくりたいと。これはもう町民の皆さんの声が南の方からという声が五十何%以上の方の意見がございましたので駅をつくらせていただくというようなことで、もしそういう形で9月まで、来年9月まででつくりたいということで考えております。しかし、大津町に来て、降りていただけるかというのがまた問題でございまして、そういうお客をどう大津町のよさを、そして本当にいい大津町だなと言われるようにして客を降ろすためにはどうした方がいいかというようなことも検討しております。JRの方の社長とも相談し、あるいは南阿蘇の鉄道の社長ともご相談しながら、トロッコ列車を大津まで引っ張っていただければなというようなご相談もしております。もちろん、JRの唐池社長におきましては、JR豊肥線を、今、赤電車が走っておりますけれども、子どもたちに夢をというような感じで、犬を使った関連の列車に持っていきたいというようなJRの社長の夢もございますので、我々としてもぜひこのトロッコ列車を大津まで引っ張ってくることによって、近隣の町村の皆さんが乗っていかれるだろうし、あるいは修学旅行とかい

ろんな形で飛行場に降りて活用できればなというような、そのような形のもので大津町に客を呼び込めればなというような思いをしております。おっしゃるように、スポーツの振興については、もう議員おっしゃるとおりでございます、これについてはやっぱり大津町の今宝物としてつくられております。当初五十何億円でつくりましてですね、あんなものは要らんとじゃないかとかいろんな批判も出ておりましたけれども、今は運動公園ありきというか、運動公園があつてこそ今の大津町の経済には相当の効果をもたらしておるといふふうに考えておりますし、この運動公園を今後どう利用するかというのが一番大津町の今後の課題と思いますので、これについては当初あそこに駅もつくる予定で、JRとも相談をしておりましたけれども、独自の利益がないとJRの方も駅をつくらないというような状況でございますけれども、その辺の周辺整備の条件整備をやっていければ、きっとJRの許可も出るんじゃないかなという思いをしておりますので、スポーツ振興関連等につきましてしっかりとやる、そして大津町については本当に利便性がいい、新幹線も出てまいれば、九州各県からスポーツ振興をやれば、りっぱな運動競技場もございますので、サッカーだけでなくいろんなゲームが大津町でできるんじゃないかなという思いもありますので、そういう中ではやっぱり将来的には東運動公園駅をつくるのは、確かに検討する余地は十分あるというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。現在の取り組みの状況についてご説明をいたします。

利用状況につきましては、議員ご指摘のとおり採算ラインを大きく割り込み厳しいものがあります。運行開始にあたりまして、県は光の森、あるいは武蔵塚などJR沿線を中心にPRに努められ、町としましても町内の企業や各団体等へ協力を依頼するとともに、ホテル等へチラシを配付し、また先ほどおっしゃいましたように広報への掲載、あるいはホームページの掲載等を行ない、周知に努めてきたところでございます。町では10月の利用状況の報告を受け、考えられる問題点と対応策について協議を行いました。その結果、町としての対応策といたしまして、肥後大津駅のシャトルバスのバス停がわかりにくいのではなかろうかということから、駅からも見える大きな看板を設置したところでございます。また、空港でのPRが不足しているということで、空港ビルディングのご協力を得て、空港内のバスキップ自動販売機の場所にシャトルバスのポスターを貼りPRに努めております。セミコンテクノパークや菊池温泉へも曜日や時間帯により運行を行っていますが、こちらの利用が極端に低いということもありまして、菊池市・菊陽町・合志市にもシャトルバス利用の協力を行ってところでございます。また、現在はインターネットによる路線検索がよく行われております。そのため、町では11月にインターネットの検索サイトの大手の乗り換え案内など、交通検索の表示を行っている事業所にこのシャトルバスの事業の趣旨、概要を説明し、表示の依頼を行っております。その結果、複数の検索サイトの路線案内において、現在シャトルバスが組み込まれて案内をされております。

このように、県やシャトルバスを運行しております熊本電鉄バス、熊本空港ビルディングとともに情報交換を行いながら、少しでも利用者が増加するように取り組んできたところでございます。今後、県と熊本電鉄バスで事業料の精査や精算性の検証が行われ、本格運行に向けた改善の検討が行われることと思いますが、町としましては試験運行後の本格運行を見据え、今回整備します駅南口の駅前広

場にはシャトルバス分を含めました2台分のバス乗降場を設けることとしております。それにより、シャトルバスの運行ルートが国道57号線に変更になることで、より速達性、定時性が高まり、利便性が向上するものと考えており、県・熊本電鉄バスとともに、さらに利便性をPRし利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 今、答弁にもありましたように、私もちょっと回ってみまして、立て看板といひますか、駅の前に大きいのが設置してありまして、やはり人の目に付くところにですね、そういう形で周知徹底するというのが一番じゃないかなと思います。

それと、先ほど町長も言われましたけども、大津の住民といひますか、からするとあまりにも近すぎて大津の住民がそのシャトルバスを利用するということは、なかなかこう利便性からしてもですね、10分そこそこで我が家の車で行けば行きますし、その周りには駐車場も、空港周辺にも駐車場もありまして、あまりにも便利がよすぎるといひますので、問題は先ほど言われましたように外部、特に韓国とか東京、大阪、都市部からの観光客とかイベントとかに来られるのはほとんど飛行機でございます。その方がですね、先ほど言いましたようにわざわざ、私たちも一緒ですけれども、大阪とか東京に行ったら、まず、ど真ん中にまず行って、そこから行きたいところにこう乗り換えていくといひますか、そういうことが多いですので、やはり1回熊本市に行って、それから交通センターからまた大津に来るといひようなお客さんも相当おられると思ひます。そのためにもですね、やっぱり見えるところなり宣伝なりキャンペーンをして、直接大津に来てもらふといひような方向にすれば少しでもお客が増えるんじゃないかなといひうふうに思ひております。

問題は、大津に来てどこを見に行くか、仕事の関係ではですね、確かに来られますけれども、先ほど私が言いましたように、町長も言われましたけれども、大津に来て何回でも足を運べるような場所、それから観光地といひてもですね、あそこに何回でも行ってみたいといひうようなところがあればいいんですけれども、なかなかそれがまだできあがっていないといひうようなことでございます。それで私が言いましたように、スポーツの森として、スポーツの町としてすれば、いろんな試合の観戦、大会とかあればですね、いや応なしに大津に来なければなりませんので、そういうスポーツの場所としてですね、今後発展させていってもらったらどうかといひ意味で質問したわけでございます。

一番のあれは、先ほど言いましたように、このシャトルバスの運行利用状況が少なければ、来年の3月25日で終わりますので、その後、もう3回もしたからといひうことで県の方もそういう予算は立てないと思ひますし、とうとうシャトルバスはなくなるんじゃないかなといひうように懸念もしておりますので、住民挙げてといひますか、周知徹底に努力していかなければいけないなといひうふうに思ひたわけでございます。

以上でございます。

続けて、第2問目に入ります。これは常日ごろ私が思ひていることですが、大津町の運動公園の西側にですね、大久保のため池といひうのがあります。ほとんどの方があそこに直接草刈りか何か

に行った人ぐらいでないといけないと思いますけれども、運動公園をつくる時にですね、排水と
いいますか、ため池という形で上井手の災害防止にも利用されておりますけれども、そこは周囲を全
部金網で、フェンスをして、囲いをしてあります。普通は入られません。ですけれども、1年に1回
か2回といえますか、ボランティアで役場の職員の方、それから土地改良区の役職員の方がですね、
ボランティアで夏の一番暑いときにあそこの草刈りに行っているわけでございます。私も、もう3、
4回行きましたけれども、いつも思うのがですね、普通の草刈りならいいんですけど、傾斜が急
で、いつもしている人はいいんですけど、あまり草刈りとかそういう草刈り機も持ってないよう
な人たちがですね、あそこでした場合ケガとか、いろいろ事故がありはせんかなといつも心配してい
るところでございます。それも草がですね、皆さんご存じだと思いますけれども、カンネンカズラとい
うのがもう上を、普通の草だったらいんですけど、草がある程度伸びたら、その上に今度はカンネ
ンカズラというのがずっと巻き付きます。その作業がですね、よく言います3段刈りとかいいます
けれども、1回では刈り払いができません。まずカズラを切って、その次は中段を切って、最後に根っ
こから草刈りをするというような作業でございます。そういうのを見ておまして、自分も実際にし
まして、大変だなと。これは何とか人の手を少しでもこうかけないで済むようにできんかなというこ
を思っていたわけでございますけれども、今、ヤギを放牧して草刈りを軽減しようと。特に耕作放棄
地に対して、全国であっちこっちで新聞記事なりにも載っておりますけれども、ヤギによる草刈り
というのが注目されております。

9月21日の新聞にも記載されておりましたが、今後ですね、これは湯前町ですけれども、全農家
に対して後継者がいるかどうかを聞き取り調査しております。75歳まで、元気のいい人は80歳過
ぎてもまだされる方もあると思いますけれども、要するに後継者がいない、75歳まで農業をすると
仮定し、後継者や若い同居家族がいない農地は放棄地になると予定し、今後の状況を試算してありま
す。その結果、町内の水田500ヘクタールのうち10年後には20%の100ヘクタール、15年
後には町内全体で30%が耕作放棄地になると予測しております。将来、就農を希望する人がいても、
農地が維持されていかなかったら受け皿もないとして、町全体でどのような対応が必要か考えていかな
ければならないというふうに思います。大津町の農業委員会でも、荒れ地、遊休地、耕作放棄地の実
態調査を行い、先月も行いましたけれども、今後に向けてのアンケート調査、それから指導等を行っ
ております。先ほど言いました湯前町ほどではないとは思いますが、大津町も農業従事者の高
齢化が進み、今の政府の政策では今後耕作放棄地は増え続けるのであろうというふうに思います。

昨日の同僚議員の質問にもありましたように、4名のうち3名がTPPに関する質問でございま
した。特に農業の10年後、20年後を心配し、TPPに参加するようなこととなった場合は、農家は
壊滅的状況になり、農業・農家が衰退し、ゆくゆくは環境保全に対しても心配される事態となるので
はないでしょうか。耕作放棄地や荒れ地、遊休地対策の1つとして、ヤギの放牧による解消が今注
目をされてきております。ヤギは飼育が手軽で、高齢者や子どもでも扱え、しかも病気には強く、食欲
旺盛で、雑草やササなどを好んで食べ、先ほど言いました、特に草刈り作業時の一番やっかいなカン
ネンカズラをよく食べるとのことです。1頭当たり1日で20キロ、2頭で1カ月間、約1反

分の草を食べます。機械が通らないところの狭いところや急な斜面でも身軽に動きます。除草能力の削減になり、耕作放棄地対策、鳥獣被害対策、地域の魅力向上、それから子どもたちへの相乗効果も期待できます。また、ヤギの妊娠期間は5カ月でございます。出産では、多くは1頭ですが、1頭の出産ですが、双子や三つ子を産むときもあり、子ヤギはかわいらしく、草地でヤギが草をむしっている様子は、のどかで癒されるものであります。生きた草刈り機であり、またヤギの乳は人の母乳に最も近いと昔から言われてきました。ヤギの乳を利用してチーズ等の製造・販売や食肉としての利用販売も可能であります。ヤギを利用したいろいろな取り組みが各地で広がりつつあります。ヤギによる公有地や空き地の除草、耕作放棄地等の農地保全事業を予算化してきているところもあるようでございます。熊本県知事の蒲島県知事の公舎、それから鳥取県知事の公舎でもヤギを飼われております。県外で主に取り組んでおられるところ、いくつか挙げてみますと、長野県の佐久市、それから栃木県日光市、鳥取市、それから福岡、これは福岡市がJAと一緒に取り組んでおります。それから大分県豊後大野市、大分県臼杵市、この方は農協職員ですけれどもふれあいヤギ牧場ということでヤギのレンタル業も始められております。それから、北九州の八幡西区の三国建設、この方は土建業の仕事が減ったということでヤギのレンタル事業を始められております。それから、大分県の玖珠町、ここは玖珠町鳥獣被害対策協議会というのをつくって、農林水産省の鳥獣害防止支援事業の一環として実施され、ヤギを活用してイノシシのすみかとなるやぶをなくす事業、それから野犬から襲われないような対策も取っていて、ヤギの借り料や電気柵の設置費用は国からの補助金でやっておられます。

熊本県内でいいますと、私も先々月ほど行ってきましたけれども、球磨村の松谷棚田というのがあります。棚田百選といいますが、昔は、何年か前まではですね、きれいな棚田でございましたけれども、10ヘクタールの農地が扇状に広がっている棚田でございます。そのうちの6ヘクタール以上が耕作放棄地となっており、今そこでもヤギの放牧が始まっているようでございます。そこで、この大津町でも生きた草刈り機としてヤギを利用した耕作放棄地対策、また荒地や遊休地の対策として金網フェンスもしてある大久保のため池に放牧をし、試験的にでもいいですから利用させてもらったらというふうに思っております。いかがなものでございましょうか。特にヤギといえますと口蹄疫の感染問題に対しての懸念もあると思います。予防感染防止など留意しながら進めていかなければならないことは承知しております。個人ででもやりたいという人もおります。ぜひ解放していただけたらというふうに思っております。栃木県日光市で実施されているようなヤギ放牧活動助成事業として、今後行政として取り組む考えはありませんか。町長の答弁をお願いいたします。今後は、この取り組みを成功させて、地域に広げられたらと思います。そのためには、体制づくりが必要と思われれます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 源川議員の、まずため池を試験的にやっていってはどういうことでございますけれども、大久保のため池につきましては、上井手関係の湧水地として防災関係の役割を果たしておるところでございまして、議員おっしゃるように土地改良の役員の皆さん、そして役場の関係職員の皆さんのボランティアで、毎年朝早くから午前中かけて管理をやらせていただいておりますけれども、

本当におっしゃるように大変カンネンカズラの処分に四苦八苦としているというのはもう実状でございまして、もう私も毎年5回行きますけれども、またかというような状況で、今回源川議員の方からもヤギでも養ってはというようなお話を聞いておりますけれども、そのようにそこだけをまず試験的にというのもまた土地改良の方で検討をさせていただければなというふうに思っております。しかし、耕作放棄地の解消ということで今全国に行われるとお聞きしていただいておりますけれども、おっしゃるように我が町でも70ヘクタール以上のものが、農業委員さんの関係で今調査をさせていただいております、地権者の関係の状況やその意見調書を農業委員の方でもう一步進んでやらせていただいておりますので、今後の農業情勢をしっかりと守っていくためにも、その調査を基礎にして、その対策を今後やっていかなくちやならないということで、昨年度創立いたしました、大津町の耕作放棄地対策協議会を中心に、関係機関の連携を密にして積極的な解消対策を講じることとしておりますので、そちらの方でまた検討がなされるかと思っております。全般的に耕作放棄地とヤギの放牧の詳細については、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 現状とヤギの性質的なことは、もう私も勉強してきましたけれども、おっしゃったので、その分はちょっと省略したいと思います。今、町長が申しましたように大津町の耕作放棄地でございますが、455筆と71ヘクタールということでございます。また解消のためにもいろんな形で補助事業に取り組んでいるところですが、そうしたことをなお継続しなければならないと思っております。平成20年度に町内の畜産農家の方が取り組まれたこと、その放棄地に放牧した結果、約15年間利用されない、それがイノシシのすみかになっておったということで、その被害もなくなったという成果も上がっておりますのでございます。

それからもう1つ、事例としては美里町ともいろいろ牛の放牧も含めて、今はヤギを1年間放牧させるというようなやり方もやっておりますけれども、その結果の中で一番心配するところは、虫除け対策やワラビですね、ワラビ等もありますけれども、大久保ため池にも当然ワラビ等もありますけれども、そうした中毒関係が一応必要じゃないかなというところが一番強調されております。ただ私たちが今、先ほど口蹄疫等が出ておりましたけれども、昨日も質問があつております、偶蹄類でございますので、当然それらのところの感染の心配がされます。フェンスはしてあつたとしても、鳥からですね、結局空気感染とか、そういうところが違った部分の心配される部分でございます。

簡単ですみませんけれども、そういうことでございます。実状です。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 一番私も心配していたのは、先ほど今言われました口蹄疫の感染の問題でございます。畜産農家の方、まだ熱も冷めない中でこういう話をするのは何てことだと言われるかもしれませんが、一つの考え方としてですね、そういう方向に普及させるのもどうかなということでございます。現在、今、大津町にといいますか、ヤギを飼っておられる方に対しての口蹄疫の発生のときといいますか、そのときにどういう指導をされたのか、それもちよつとお聞きしたいと思います。それは把握されているのかですね、どのくらいの頭数を飼っておられるとか。

○議 長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、ヤギの引水の方の名前はあれですけども、されておられます。私、前回の調査等には3件は把握しております。頭数的なことは、ちょっと数頭とは思いますが、ちょっと把握はわかりませんが、丁寧にですね、そこにまいりまして、うちの担当が、農協とは言っていませんが、町の職員として訪問してからそういった実状は、事情は話してお願いをしているところです。

○議 長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 大分県が特に今一生懸命にされている方が何人かおられますし、県議会の方からもそこには視察に来たというようなことで、レンタルといたしますか、買ってでもですね、購入して春生まれたので1万5千円から2万円と、オスとメスによってちょっと金額が違いますけど、先ほど言いましたように頭数が増えるのは双子、三つ子も生まれたりしますし、何しろ病気にかかりにくいと。先ほど言われました雑草といたしますか、毒性のある草ですね、それもいろいろあるようでございます。それも私の方でちょっと調べておりますけれども、注射をすれば予防できるというのもありますけれども、一番心配なのは、先ほど言われましたその鳥とかによってですね、口蹄疫の問題、これだけはやっぱり放牧という形になるとそれが一番心配ではありますけれども、ほかの普及が広がっているところに視察といたしますか、大体私も昨日、行こうかなと思ったんですけどもちょうどできなかったもんで、向こうから来て下さいということで話されていますけれども、そういうのも含めてですね、今後拡大といたしますか、問題点を解決しながらでもですね、進めていったらどうかなど。一番聞きたかったのはイエスカノーかといえますか、大久保のため池を使用させてもらえるかどうかだけでも聞きたかったので、それをよろしく願います。どうなのかということをご願います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 県営の湧水地でございますので、県の方から土地改良が管理委託を受けておりますので、先ほど申しましたように土地改良の方で検討をお願いしてみたいというような気持ちがありますので、その辺でまた検討をさせて、やるかやらんかは、また理事会の方で決めていただければというふうに思っております。

○4番（源川貞夫君） わかりました。終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時から開会します。

午前10時45分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、源川貞夫の一般質問に対し、町長の上井手湧水地の管理は土地改良区ではありませんでした。町の財産でしたので、後日訂正いたします。

それでは、坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 皆さん、こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

今、大津町の一部では、まちづくり交付金事業を中心に上井手を中心にして観光開発をして町外の

人を呼び込み、旧57号線沿いの商店街を活性化させたいという意見があります。しかしながら、現在の大津町の財政事情は厳しく、そんな余裕があるとはとても思えません。上井手沿いの史跡は、町外の人を呼び込むためよりも町民のための公園として財政に余裕のあるとき、少しずつ時間をかけて整備した方がよいと考え、質問するものでございます。

どの町にも観光課というのがあるわけなのですが、その仕事というのは、その町の特産品とか、それから史跡とか、そういったものを紹介するのが主なものになっております。一方、観光地と言われる都市には、民間の業者を中心に観光協会が設立され活動しております。町が観光に力を入れ、税金を投入するならば、その金額に見合う観光収入がなければなりません。収入につながる大津町の観光スポットは何だと思うか。また観光で潤う業種は何だと思うか。観光協会を設立するとすれば、民間が主体となるべきではないか。町長に質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の観光についての3つの質問でございますけれども、議員おっしゃるように、今、大津町におきましてそれぞれまちづくり交付金事業で、まちおこしをやらせていただいております。おっしゃるように観光という捉え方につきましては、その特徴的な景観や資源に価値を持たせることにより、町の観光として活用できる何かをつくり出すものと考えておりますが、大津町におきましても町独自の景観や守り伝えてきた歴史・文化・財産等をいかに観光資源として捉えて整備し、町内事業所や企業等によって経済普及効果に結びつけるかということを考えてまいりました。そういう意味におきまして、大津町の観光スポットというようなことで将来、未来につきましてはの考え方につきましては、私は住民の皆さんの意見をしっかり取り入れながら、大津町の観光というまちおこしを掘り起こしていただきたいというか、そういう思いでおきまして、例えば大津町の歴史においては、江戸の時代から宿場町として栄えてまいりました、それからが大津町の町の形態ができてきたんじゃないかなと思っております。そういう上井手関連等につきましても、水車がたくさんありましたという歴史が物語っておるように、人の知恵、その力によりまして米を利用して米粉をつくり、そして銅銭糖をつくったり、あるいは米で飴をつくったり、あるいは梅の造花という土産品をつくるというような、その時々における地域の皆さんの知恵によって、そういうものがつくられてきておるといふふうに思っておりますので、これからも大津のカライモを活かした、あるいは大津の食文化のものをどう活かしながら大津町の皆さん、そして町外の皆さんにPRができるというか、好んでもらえるようなものをつくっていききたいなというふうに思っております。

いろいろこれまでの先輩たちがいろいろやってこられて、例えば初代の坂本町長は福祉に力を入れ、大塚町長はほ場整備の農業関連に力を入れられ、西岡町長は企業誘致に頑張られて、そして荒木町長はスポーツ振興ということで運動公園をつくられ、それぞれの時代において私も一緒に仕事をさせていただきましたというか、使っていただいた関係で、それぞれのよさというものをしっかりと学んでおりますけれども、今から先どうやっていくかというのは、やっぱり先輩たちがつくってきたものをどう活かしていくかというのが一番ではないかなというふうに思っております。そういう意味で、先ほど源川議員も言われましたように、大津町においてのスポーツ振興による観光というか、そういうもの

は今、大津町にあるビジネスホテル、あるいは運動公園、そして今、大津の人たちが今頑張っておりますクラブ大津とか、いろんな形で各種のスポーツ行事の大会が大津町で行われておりますので、そういうお客さんたちがしっかりとやってくれば、そして大津の郷土の料理を食べていただければ、それで一つの観光になっていけるんじゃないかなというふうに思っております。

また、観光協会というような形でございますけれども、大津町にはそういう議員おっしゃるように、協会をつくってというようなものはなかなか見当たりませんが、それに代わるものが商工青年部、あるいはJ Cというような形の中から異種業種の若い者の明日の観光というような形で大津町の活性化というか、祭りとか、いろんなものをやってきておられます。そういう中で、大津町の商工観光課の職員が中に入りながら今やってきておりますけれども、今後についてどうするかというのを今、商工観光の方で検討させていただいております。1、2年のうちには商工会関連ともご相談しながら商工協会みたいなものをやっぱりつくり上げる。そして、町のPR、そういうものをしっかりとやっていただければなというような思いをしております。そういう意味におきまして、まちづくり交付金事業の中で駅前の建物や法務局跡の建物、あるいは今回つくろうとしておる交流センターについても、住民の皆さんの意見を聞きながら、それに基づく管理とか、そういうものの一つにまとめながら協会の役割をしっかりとやっていただければなというような思いをしております。そういう意味におきまして、住民の皆さんの意見、知恵をしっかりと取り入れながら、大津町の振興にしっかりとお手伝いができるよう役場として後押しができるような形を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今の質問ですね、まず観光スポットはどこと考えられるか。潤うと思われる業種は何だと思うか。一つはビジネスホテルというのが一つ出てきたんだけど。それから、協会をつくるとしたら民間が主体となるべきではないかと、この点について町長ちょっとはっきり答えていらっしゃらないから、もう少し。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） いろいろまだまだ今申しましたように、多くの町民の皆さんの意見を聞きながら、今、まちづくり協議会の方をお願いしておりますので、そういうところで出発点に今立っておるというような思いです。もちろんこれは民間関連等でしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今の話においては、その住民の意見を聞きながらということで、私の質問にははっきりと答えていらっしゃらないですね。観光スポットというと、例えば上井手沿いだとか、江藤屋敷だとか、いろいろあると思うんですけど、その辺を答えていらっしゃらない。

それから、観光で潤う業種はということで、ビジネスホテルはちょっと出てきたけど、観光で潤う業種だったら、例えば土産物屋だとか、それから飲食店だとかあると思うんですけども、その辺も出てきていないんですが。

あと、観光協会設立をするのは、それは民間でやってもらいたいということで、ここだけは答えていらっしゃるですね。それは、今は答えられないということですか。まだ質問じゃないですね、これ。答えていらっしゃらないから。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津にはいっぱいおっしゃるようにスポットになるべきものは。例えば上井手と言いましても、今まで我々は昭和園から大松山の区間にあるツツジの、あるいは石橋、そういうものを歩いてもらって、楽しんでいただけるような散策道路としての上井手は長期的にやっていきたいというようなことでございますし、それに上井手だけでなく、それにまつわるところの大津旧57号線における街中をどうするかというような形もあります。もちろん大津町全体を考えれば、白川の恵みがございまして、あそこで白川の恵みをどう活かしていくかと。極端に言えば、ゴムボートで川下りの計画もできはしないかなとか、いろんな形のもが大津町には、北の方には矢護山自然公園で秋の紅葉とか、野外キャンプというものがいっぱい、岩戸の里もございましてけれども、いろんなものがたくさんある中で、何からやるかというのは、今、協議会とか町民の皆さんの意見を聞きながら、その内容を検討して一つ一つやっていかなくてはならないと思っております。それを、どれを一番にそのやるかというようなことも皆さんと相談をしていかなきゃならないと。町が、町独自でこれはやろうとかあれをやろうと言っても、一般の人はついてこないし、町がやれば失敗するのは、もう今までの過去の例から見えてきておりますので、住民の皆さんのやる気、そういう人材を育てることによって、それに報われる報酬とか、そういうものが生きてくるものじゃないかなというふうに思っておりますし、今ある、先ほど申しましたようにビジネスホテルとか、そういう人たちと一緒に手をつなぎながらどうやっていくかという、ビジネスホテルも収入が上がってくるし、あるいはそこに泊まれるためには、じゃ体育の、問えばバドミントンの九州大会とか、いろんな大会を大津で開いてもらおうと、その人たちが大津に泊まってもらおう、お土産を買ってきてもらおうと、そういうようなスポーツ関係の団体とも一応話はしておりますけれども、具体的にどうやろうとか、いろんな形を今後そういう形でやっていかなきゃならない。そのためには、役場の商工観光課だけではだめだなという思いをしておりますので、民間のそういうやる気のある人を育てながら観光協会の仕事としてやってもらいたい。収入がなくてはならないということですが、今回、先ほど申した3つ、4つの施設を観光協会の方に委託しながら、そして大津町のよさをしっかりとPRしていただく、そんなような働きをしてもらおうのが今後の観光協会の役割ではないかなという思いをしておりますし、これは役場の思いでやったんではうまく成功しないというふうに思っておりますので、住民の皆さんのそういう人材育成をまず第一に考えながら、そういう形の中で役場が後ろから後押しするというような形で大津町の活性というか、今後のスポーツ振興なり、観光的なものをつくり上げていかなきゃならないんじゃないかなという思いをしておりますので、住民の皆さんの意見を十分聞き入れながら方向性を決めていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 私は、その町長に何だと思うかと聞いたわけですから、そのまま答えられたら

いいと思うけども、住民の意見を聞きながらということですから、これ以上言ってもしよんないでしょうから。

実はですね、私もかつてはですね、上井手を中心とした観光開発を主張していた1人であります。たしか昔そんな一般質問を私したなということをしてですね、2、3日前に思い出しまして、そしてそのあそこの議事録をずっと探していたんですね。そのときは一括方式だったものですから、3つぐらいの一般質問を一挙にこう質問して、町長サイドも一挙に答えるというふうな内容でしたから、なかなかそのいきなり覚えられないと、答弁を覚えられないということもあったんですけども、とにかくそういったことで、何か確か私はそういうことを言っていたなということで議事録を調べました。そしたら今から9年前、平成13年、これは私が議員になり立ての年なんですけど、9月の議会で荒木町長に一般質問しておりました。自分の生まれ育った大好きな大津町の過去の文化遺産を、上井手を中心に観光開発できないかとなり立ての私は必死で町長に訴えたわけでございます。それをもう覚えていなかったんですけども、議事録を探してきて、そのときの荒木町長の答弁を見ますと、こういうふうに答えていらっしゃいます。「議員お尋ねの将来的な観光開発の可能性はどうかという問題、課長は若干難しい問題であると申しましたが、私もそのような認識は持っております。仮に上井手を観光資源としてよそからも来ていただくためには、上井手だけの整備ではどうにもならない。やはりそこに昔の、いわゆる蔵とかあるいは陣屋とか、そういうものを整備して、初めて観光施設になるであろうというふうに思っております。ただ、歴史があります。あるいはまた上井手に架かっている4つの石橋、これは町の文化財に指定をいたしております。そういうような歴史的遺産というのは、これは大事にせにゃいかん。さらに、やはり上井手沿いに、これは観光ということではなく、町民の憩いの場、あるいは心の安らぎの場という視点の整備はやっていくべきであろうというふうに思っております。そのためにツツジを上井手沿いに少し植えていくと、あるいは余裕があればベンチなどでも置いて町民の憩いの場にするとか、そういうふうなことについては歴史的な背景の文化財とともに町民の憩いの場としては整備していけるんじゃないかというふうなことを思っております」と、こういうふうに答えていらっしゃるんですね。私は、これはそう答えられたのも、実際9年前ですから必死で、やっとの思いで一般質問したことですからもう忘れておりました。それでこの答えに非常にその当時は不満だったんですけども、それから9年、私は議員の行政視察などで全国いろいろな場所に行きました。中山道の杉並木、マグマの宿場跡、それから新潟に行ったときは、新潟のあるところでは昔の代官所を再現している町もありました。個人でも旅行しました。倉敷には、大原美術館があり、白壁の町並みと運河があります。ここでは、確か白壁条例というのがあったと思います。そして、埼玉県川越市には、黒壁の町並みと時の鐘という火の見やぐらみたいな鐘がある、そういう建物があります。そういったことをいろんな、見てきたわけなんですけど、全国の観光地とこの上井手周辺を比較してみたときに、大体のその全国的に見て、その上井手の周辺がどれぐらいの観光的な価値というか、その重みがあるのかなというふうなのを比較してみたときに、仮にお金をつぎ込んだとしても費用対効果から見て難しいと考えるようになりました。それで、その当時は一生懸命その荒木町長の答弁に不満を覚えたわけですが、知らないうちに自分が9年経っているいろんなものを見聞きしてきたら、その

9年前の荒木町長の判断と同じになってしまいました。旧57号線沿いの役場周辺は、これからもですね、飲食街として大いに再生していけるだろうと私は考えております。

次に、観光協会の件なのですが、これは町長はいろんなその町の商工会とか、それから明日の観光大津をつくる会で検討していると、こういうことでございました。しかし、民間が主体となるべきだというようなことはおっしゃったわけでございます。これについてですね、私たち経済建設常任委員会では、先だって山鹿温泉観光協会を勉強してまいりました。これは、この前の議会で報告したとおりであります。山鹿市観光協会は民間の120社が会費を出し合って運営されております。常勤3名でイベントの準備、旅館の手配などを行っているわけです。結局、自分たちが、これは何ですか、市の観光名所にしようとか、そういうことではなく、自分たちが生きるために協会をつくってイベントをし、そして人集めをして、それを協会の人々が旅館等にお客さんを誘い込むと。そしてまた打ち上げだとか、食事の場所を探してあげるとか、そういうことをしていらっしゃいました。だから、これはその市の主体ではなく、自分たちが生きるためにされていたというのが非常に印象に残ったわけでございます。

それから、その事務局の、観光協会の事務局の松岡さんから大津町に対してのアドバイスをいただきました。自分が考えるに、大津町は観光地としては思わないが、人を集めることはできると。宝の一つはビジネスホテルであると。今、山鹿で柔道大会とか、それからいろんなスポーツイベントをしたとき、当然山鹿に宿泊してくださいとってお客さんを勧誘すると。そのとき、山鹿温泉というのはどちらかというと昔ながらの温泉でありまして、一部屋に何名かというふうな旅館形式が主であります。それに対して、大津のビジネスホテルは個室形式であります。自分たちが山鹿でイベントをするとき、どうしても大津のビジネスホテルに泊まるんだと、いうことで大津から通ってこられる方が多々あるということを教えていただきました。それと、その大津自身は観光地ではないかもしれないけども、東には世界の阿蘇があるではありませんかと、阿蘇観光のお客さんをここに泊めなさいというふうな指摘がございました。これは先ほど別の件で町長が答えられていた観光列車ですか、あれにつながるものがあると思います。それから、大津には一挙に4試合できる、4面で試合ができる芝コートを持っているではありませんかと、サッカーのですね。サッカーが11人でやるわけですから、これの4倍と、4倍の人が集まってくるんですよ。それには、取り巻きがついてきますと。これは非常に集客力があるじゃないですかと。ここに観光協会をつくって、地元泊まるように手配したら非常にいいんじゃないかというふうに考えると。そういう面では、自分たちはうらやましいというふうなことをおっしゃいました。その面では、流れは大津にあると私は感じました。だから、その昔ながらの旅館じゃなくビジネスホテルを持っている大津の方が時代のニーズに合っているというふうに感じたわけでございます。サッカーの試合で人を集めなさいと。そして、最後に一言、「最後の宝、決してサッカーの平岡監督を逃がさないように」と念を押されました。だから、やっぱりこれですね、私どもは、そのサッカー場が、4面取れるサッカー場があるからそれでいいと思いがちなんですが、しかし本当は、これは荒木町長から始まるんですけども、大津高校がサッカーで強くなった、だからこそ大津でサッカーをしに人が集まってくるんだと。場所だけあってもそれだけで済まされるもんじゃ

ないと。そういう指導者がいて、全国大会に行く大津高校というのが非常に全国的に本当に有名になりました。だから、これはその監督を逃がしちゃいかんといういいアドバイスをいただいたわけでございます。この件で町長、いかがですか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、坂本議員の方からいろいろとご指摘というか、アドバイスいただきまして、まさしくそのとおりでございまして、例えば上井手も9年前の中で、我々としても9年間のうちにやっぱり昭和園から菅原神社、そして大松山までの間のつつじ園で歩いて癒される、あるいはその途中に石橋があり、あるいはお寺さんが4つ、5つあると、神社・仏閣があるということで、そこを回るだけでもつつじ祭りをやったときにお客来られても、そこを回って癒されるというようなことになりはしないかなということで、順次進めるということで公民館を直しまして室住宅の立ち退き移転をしながら、あの急傾斜地もつつじ園に将来はしたいというようなことで、一つ一つできるものからやっていくというような方向で進めさせていただいておるところでもあります。また、おっしゃるようにサッカー、大津高校の平岡監督もいろいろご相談するときもありますし、サッカーだけ例えれば、大津高校が強いと向こうから試合にやってきていただけますし、弱いとこれがこちらから行かなくちゃならないし、どうも客寄せというか、人が寄ってこないということになりますので、大津高校のしっかり強いサッカーでこのたび、また全国大会出ますけれども、きっといい試合をしてくれるとまたお客が九州、西日本、各県からやってくるんじゃないかなというように思いますので、スポーツというのはサッカーだけでなく、先ほどバトミントンとかいろんな形のものも各種団体の皆さんが一生懸命になってやっておられますので、そういう団体の人とビジネスホテルの協議会等を立ち上げながら、そのビジネスホテルからインターネットとかいろんな形でPRをしていただける手段もできてくるんじゃないかなと思いますので、そういう意味におきまして民間活用というのをしっかりそういう形で活用していきたいというふうにも思っております。議員のおっしゃる意見を十分お聞きしながら、生かせるような住民との協働に基づいて、民間活用をしっかりとやっていきたいというふうに考えておりますので、今後とも観光関連等につきまして、議員からのご意見もいただきながらまちおこしに役立てていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 人集めによって一番潤ってくるのはホテル関係でしょう。その次、飲食業関係あたりじゃないかと思うんですけども、そのこれは残念かどうか、あるいはよかったかどうかわかりませんが、大津町は昔の花の大津から今、大分変貌を遂げました。だから、いわゆる商店街においては個人商店から大資本中心のその店がいっぱいできております。そして、その宿泊先もそうですね、昔の旅館から大きいビジネスホテル、大資本のビジネスホテルに変わりました。だから、この大津町を捉えたとき、もう全体、新しく変わった大津町を考えなければならないと思っているところでございます。

2問目に行きます。人間は何らかの夢を持っていないと生きていけないと言われます。中学校の卒業式では、私毎年出席するんですけども、人生の夢を実現させようという意味のポスターが貼られ

ているわけでございます。ただどもこれを実現するためには学力だけではなく、またそれを唱えるだけではなく、実現するだけの勇気、実行力という強い行動力が必要であります。現在の教育は、知識中心主義になっていないか。それは、知・徳・体と言われますけれども、知が非常に重要視されているのではないか。個人の問題からではなく、これは国づくりという観点からも心配なことであります。これを教育委員会に質問するものであります。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 失礼いたします。坂本議員のお尋ねにお答えいたします。

議員がおっしゃいますように、夢を持つことの大切さ、それから必要性については十分認識しています。人間が意欲的、主体的、自発的に物事に取り組み、困難にも打ち勝って努力し続ける。それはどんな場合か考えてみますと、それはやはり夢や目標があるときです。それが確かなものであり、夢追求の意志が強ければ強いほど、夢を叶えるための努力にも熱が入り、諸々の壁も乗り越える忍耐力も勇気も高まってくるものと考えます。子どもたちの実態を見てみますと、家庭においても、学校においても、また社会においても、親や教師や大人の指示がなければ動こうとしない。非常に依存心の強い姿が見られます。また、少し困難なことにぶつかるとそこで挫折したり、逃避したりしますし、困難が予測されることには初めから挑戦しようとする姿も見られます。このような子どもたちが学校教育を終えて社会に出たとき、社会不適応を起こし、引きこもる事例もありますし、人とのコミュニケーションがうまく取れず、人間関係づくりに悩む事例も多々あります。

このような負の姿をつくらないようにするためにはどうしたらよいのか、考えました。その結果、出てきた答えが子どもたちに夢や目標を持たせる、そういう教育実践をすることが大事だということでした。それは、偉大な業績を上げた人だけでなく、身近なところでもいきいきと生活し、非常に自発的、主体的に物事に取り組んでいらっしゃる方は、自分の夢や目標を持っていらっしゃるという事実があるからであります。

そこで、大津町の教育基本理念を夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践とし、家庭・学校・地域社会との連携を図りながら、ただいま推進に努めているところでございます。夢を持つようにするためには何が必要か、夢が育むためには何が必要か、夢を叶えるためには何が必要か考えてみました。そして、まず頭に浮かびますことは、次のようなことであります。夢を持つようにするには、そのきっかけづくりをすること。また自分に自信と誇りが持てる自尊感情を高めること。夢を育むためには周りの理解と支え、それに本人の意志力とたゆまぬ努力を続けること。そして夢を叶えるためには勇気と決断力、実行力等が必要であるということです。さらに、いずれの段階においても自己実現を図るためには、知恵、人間性、健やかな体、つまり知・徳・体のバランスが取れていることが望ましい姿であると考えます。

そこで教育の場では、子どもたちが将来にわたってたくましく生きていける力を培うための重要な柱として、確かな学力、豊かな心、健やかな体を挙げ、その具体的な取り組みをしています。決して知識の詰め込みの教育に力を入れているわけではありません。今は、学んで得た力を活用したり、応用したりして問題を解決したり、さらに深めるために探求したりする力をつけること、つまり生活に生

きて働く力をつけることに主力を注いでおります。また、読んだり聞いたりしたことを自分で解釈し、自分の考えを発信していく力を高めることや自ら問題に気づき、問題を解決するために行動していく力をつけることに重点を置いた指導をしています。

健やかな体づくりにつきましては、各学校における適正な部活動の推進、体育の時間における運動量の確保、戸外遊びの励行、始業前や行間におけるサーキットトレーニングや持久走の取り組み等を行っています。また、PTAと連携した遠歩、かなりの距離を歩く遠歩です。それから、持久走大会等も実施しているところであります。町内の小・中学校の学校訪問等をしてみますと、少しずつですがその成果が現れてきております。子どもたちの文化面、スポーツ面における活躍も、非常に最近目立ってきておりますので、さらなる向上を期待しているところであります。

また教育委員会としましては、各学校の取り組みの良さを他校に紹介し、それぞれの学校がお互いによさを学んで、さらに充実を図るように進めていきたいと考えております。

今後は、子どもたちが町や国の担い手として自立していけるように夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践を教育理念とし、豊かな体験、様々な人との交流、地域への関わり、社会・世界とのつながりを重視した教育活動展開し、自分の近未来を見据えながら自己の生き方が考えられる、そして有言実行型の子どもたちを育てていくことを念頭に置きながら、教育行政の推進にあたってまいりたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） この夢ということなんですけれども、夢には大体一般的に言う夢というのには二通りありまして、宝くじが当たったらいいなというのも夢でしょうけども、こういうその期待というのではなく、漠然とした幸運を待つその期待とかいうのではなく、もう一つの結局目的のことを言っているんだというふうに思います。クラーク博士が「ボーイズビーアンビシャス」と言ったときのこのアンビシャスが近いもんだと思うんですが、これでその夢を持てば勉強すると、これが本当の勉強じゃないだろうかということで、この前これはちょっと話したと思うんですけれども、ソフトバンクの孫正義さんあたりは坂本龍馬が好きで、それからそのこういうことをやろうというふうに思いついたというふうなことをおっしゃっていましたし、また今度は違う意味では熊本県知事の蒲島知事の本も読んでんですけど、この方はやっぱアメリカに行って向こうで農作業のつらさ、朝から晩までやらされた農作業のつらさから、いかにして逃れるかと、苦しみから逃れるかというようなことで勉強して這い上がったというようなことを書いていらっしゃいますですね。いずれにしろ、この夢を持っていく、その夢のきっかけとおっしゃった、これは大事なことです、さらされている。しかしそのきっかけづくりの一つとしまして、私は一つ提案があるんですけれども、例えばテレビなんかですね、「カンブリア宮殿」なんていっているような業界で成功した人あたりのことを放送していますね、カンブリア宮殿とか。それから、スポーツ選手の体験とかいうのをやっている。ああいうのを見る機会を与えて、そこから本人が何かをつかんだら、これは人が何と言わなくても自ら伸びていくと私は思います。だから、いわゆる何かを見て、人の何かを体験談、あるいはそういうのを見て自分で感動する、そこから進むもんじゃないかというふうなことを感じるんですけれども、教育長、いかがでしょ

うか。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 夢についてどう捉えているのかという意味合いのこともおっしゃったと思いますけれども、考えております夢は、子どもですから発達段階によっても違いますので、低学年であれば憧れとか希望とか、もう直前の自分の目当てみたいなものも想定しておりますが、だんだん年齢が上がればですね、やっぱり自分の近未来を見据えたところでの自分の生き方、そこまで夢と捉えて学校現場でですね、そういう夢が持てるような子どもたちを育てる教育の創造をするようにということで指導しているところでございます。きっかけづくりとしましては、具体的に今年取り組みをしましたのは、子どもたちの身近なところにいらっしゃる方で自分の夢の実現をなさった方の話を聞くということで、今年は第1回目でしたので大村詠一さんを小・中学校、全部の学校を回っていただきまして、夢を育む講演会というのを実施いたしました。その他に、やはり地域の方々と触れ合うことによって、交流することによってですね、身近なところにこんな素晴らしい方、こんな生き方をしている方がいらっしゃるのかということで啓発される子どもたちもたくさん出てくるというふうに思います。自分もああいう大人になりたい、あんな仕事をしてみたい、それもまたきっかけづくりの一つになるのではないかとということで、交流活動も今進めているところでございます。

また、キャリア教育と申しまして、今は学校を出た後、社会人となって職業人にならなきやなりません。そういう職業を選択するときにも、その場になって戸惑うことがないようにということで、職業体験も中学校あたりではやっております。それもまたきっかけづくりの一つになるかと思っております。小学校では、職業体験まではいきませんが、職業講話ということで、いろんな職種の方々をお招きして、学校でその職業にまつわるお話をさせていただいております。今一番それをたくさん実施しているのは大津東小学校でございます。これをほかの学校にも広げてまいりたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） 3問目に入ります。

竹下内閣のとき、全国の各市町村にはふるさと創生資金として1億円が配られました。そのとき大津町では、人づくりの観点から町民の海外研修にそのお金を使ったわけでございます。今はそのようにお金の使い方はできないわけですが、今日本全体が内向きになっています。元気のある韓国の都市と友好都市を結び、交流を深め、韓国のバイタリティを学ぶべきではないかと思っております。シンガポールという国は非常に小さい国ですが、そこから出たリー・クワンユーさんは、日本を学び、「ルックイースト」と言って日本を学び、そして貧しい国から今は経済大国と言われるような国になっております。そのリー・クワンユーさんが、日本を学んできたリー・クワンユーさんが今の日本を見て、「日本は目的が今、なくなっている、目的を見失っている」というふうなことを言われています。だから、私たちは国内でその内向きになるんじゃなく、お隣の韓国はサムスン電子とか、現代自動車とかで非常に元気があるわけです。また国民性も、その元気のあるような国民性です。私は、私たちはここから学ぶべきではないかと。そのためには、友好都市をつくって、そこを中心にして、拠点にして学んでいくのはどうだろうかというふうなことを、これは町長と教育委員会に質問であります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、大津町も現在に至るまで海外との姉妹都市交流事業を止めることなく続けてまいっております。平成22年度は隣の韓国におきまして、文化経済等に元気を発しているアジア諸国との交流事業ということとし、この春、小学生を韓国に派遣すべく計画をいたしまして、大津町と同程度の人口・文化・教育等を有する市を紹介していただきまして、私も国際交流の総会の折に足を運ばせていただいて、現地の校長先生や教職員の皆さん、そして昼休みに子どもたちといろいろと会話をさせていただきました。私、韓国語できませんもんですから、相手の子どもは日本語で答えてくると、びっくりしましたけれども、携帯を使って日本語をしゃべって会話ができるというような状況ですので、いかに韓国の子どもたちがそちらの方に優れておると、日本の子どもたちは海外の人が来て、そのように話ができるのかなというように思ったわけでございますので、今後についても議員おっしゃるように子どもたちの韓国だけでなく、東南アジア関連等についての国々を見てもらうというようなことは、人材育成についても大切ではないかなというような思いをしておりますので、海外事業関連等についても、議員各位の皆さんのご協力を今後お願いしたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 坂本議員の海外に学べという趣旨のご質問にお答えします。

アメリカなどへの留学生数が日本は中国や韓国などに比べて少ない現状です。これは、日本の若者の内向き志向の表れではないかと言われております。国内においても県内の大学生の就職希望先として、出身地の地元や九州内が7割近くであることが最近の新聞報道でなされておりました。これもまた内向きであることが伺える一つではないかと受け止めました。時代を担う若者たちの内向き志向が高まれば、グローバル化してきている世界の潮流に逆行し、国の行く末が心配になります。「井の中の蛙、大海を知らず」では、世界における日本の立つ位置がつかめなくなり取り残されて、国は弱体化していくのではないかと危惧されます。世界は一つ、運命共同体の時代に入っていることは世界同時不況を経験している今、実感することができます。

このような時代であるからなおのこと、他国を知り、他国に学ぶことは必要であり、重要なことであると受け止めております。「兼高かおる世界の旅」の取材で、世界各国を駆け巡った兼高かおるさんは、世界は皆同じではなく、違う者同士の集まりだ。その違いを知り、違いを尊重することが重要だ。海外への旅は、自分を知るチャンスであり、若さの泉であると言っています。青少年期及び青年期の若者が他国の風土や国民生活に直接触れる機会を得ることは、自己実現のためにも将来の国づくりのためにも大いに意義あることであると考えます。現在、大津町では人づくり、まちづくりの観点から、姉妹都市であるアメリカのヘイスティング市へ中・高生のホームステイ事業を行っています。今年も第17回目の派遣が8月に行われ、町内の中学生2名、高校生5名が参加しました。短期間ながら、子どもたちは多くの刺激を受け、成長した姿を見せてくれましたので、本事業の教育的意義は大きいと感じました。坂本議員が提案されている韓国との交流につきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、実は計画はあったのです。夏休み中に少年サッカーを通じた交流をし、子どもたちが総

合理解を深め、視野を広げ、夢を育むことを目指す計画でした。ところが口蹄疫問題が発生し、実施は断念されたのです。韓国は隣国であり元気のある国でありますので、いろいろ学ぶべきところもあると思いますし、友好関係を強化することも大事であると考えますので、どのような形での交流が可能であるか、今後再検討していきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 私は、その教育長の答弁、全く同感でございます。家入町長は先だって、ある団体で私と一緒にだったんですが、韓国に行かれました。そこで、ちらちらと韓国のことがかいま見れる、韓国全体のことがかいま見えるわけでございますけれども、ここでその教育長、それから教育部長、やはりですね、子どもたちを韓国にホームステイさせるとか、やるとか、その前にリーダーである2人がまず行って見てこられた方が一番私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 「百聞は一見に如かず」と申しますので、現地に行って自分の体でですね、感じてくるのが一番大事なことかというふうに思います。他国を知ることは、自国のよさをまた再認識する機会ともなろうと思いますので、ぜひ機会があれば行きたいなと思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） ぜひ行って下さい。期待しております。

終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石原大成君。

○10番（石原大成君） 改めまして、こんにちは。ただいまより石原大成が一般質問を行います。

1番目にですね、県道菊池赤水線の改良について質問いたします。2番目について、大津町のほ場整備事業と矢護川水域ほ場整備の現状と今後の見通しについてをお伺いいたします。

まず1番目の質問として、県道赤水線は、菊池から阿蘇の赤水をつなぐ重要な道路として、県道として認定されています。大津町の中では真木地域と矢護川地域の重要な生活道路として、菊池市への幹線道路として、また通勤・通学や物流の道路として地域住民の生活を支えている道路でございます。その県道菊池赤水線の道路改良について質問を行います。

県道でございますので、町の独断ではできないと思いますけれども、今の現状では非常に車両通行に支障を来しているところでございます。現況の道路状況を申し上げますと、真木地区から矢護川の下中地区まで2車線と道路改良も進んでいますけれども、下中地区を過ぎて片又地域の道路状況は、大変普通車の離合がやっとなで、バスなどの大型車両が通行するときには離合ができない状況でございます。以前片又地区で火災が発生したときに、消防車が菊池赤水線をふさいだため、通常の通行車両

に支障を来しました。その原因としては、道路が狭いことと迂回する道路がないために大変混乱を生じたと思っておるところでございます。先頭の消防車、積載車が1台つきますと、後続の積載車は、ただ後方で鎮火するのを待つしかありませんでした。近年、2度ほどこのようなことがありました。このような地域の状況を解決するために、今後の道路改良についてお聞きするものです。道路改良の考え方としては、現在の道路を拡幅する考え方と現在の道路は拡幅できないため、バイパスの道路をつくる方法があると思います。現在の菊池赤水線は、道路拡幅を考えたときに県道矢護川大津線の交差点から片又方面に向かうと、道路の両側には民家が隣接して、そして道路の南には矢護川が流れており、現在の道路を拡幅することは費用と時間が大変かかるものと考えられます。また、もしもバイパスを考えたときには、県道矢護川大津線との交差点から西側からは片又地区を通らなくて県道大津矢護川線との交差点から片又を過ぎたあたりから現在の道路につなぐバイパスが考えられます。現在考えられるのは、確かにそのバイパスがいいと思いますけれども、大変この県の予算とか町の予算も逼迫していると思っておりますので、町としてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 石原議員の県道赤水線についてでございますけれども、この整備促進につきましては、3市1町での菊鹿、菊池、赤水線改良促進期成会が昭和50年度から立ち上げられて、順次進められてきております。おっしゃるように、真木地区と片久保地区につきましては、議員ご心配のとおり状況になっているのは確かでございます。議員おっしゃるような2つの案について検討するというようなことを聞いておりますけれども、その辺の状況について担当部長の方からご説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 石原議員のご質問にお答えいたします。

菊池赤水線の整備状況ですが、平成21年度までに県道矢護川大津線、中在目交差点から県道熊本大津線古閑交差点までは、既に整備が終わっております。この県道の天津町区間における整備率は約83%で、真木地区及び片又地区が主な未改良区間として残っており、未改良区間の延長は1,950メートルになっております。議員ご指摘の片又地区ですが幅員が狭く、離合もできない状況など、町としても改良が必要であると認識しているところです。しかし、現状を見ますと家屋が密集し、河川の横を通る路線であり、設計がされておられませんのではつきりとはしませんが、現道の拡幅の場合は約10軒程度の家屋の移転が発生するものと思われれます。また、橋の架け替えも必要であり、道路の線形からして現道の改良は非常に厳しいものがあると判断しております。

このような中、矢護川地区において県営のほ場整備事業の計画が、平成20年度から進み始めておりますので、ほ場整備事業とタイアップしてバイパスでの改良ができないか、県土木部及び農政部と連携を図りながら、期成会や単県要望を通して県への強い要望を行っております。本年も既に10月1日に山鹿・菊池・阿蘇の各振興局の職員と各市町の職員が合同で、それぞれの市町からの要望箇所の現地調査を行ない、その現状を認識し、それを受けて10月14日にそれぞれの振興局に要望書の提出を行っております。現在、県におきましても財政状況が厳しいものがあるようで、平成25年度

までは新規事業については見送りなどの方針も出ているようですが、道路の整備の実現に向けた取り組みを今後も積極的に行っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 石原大成君。

○10番（石原大成君） 県の予算、町の予算も非常に厳しいということでございますが、平成25年度までは新規事業は取り組まないということでございますけれども、地元としてはですね、大変この困っている事態でございます。何とかこれを実現していただきますよう皆さんで努力、精いっぱい努力をしていただきたいと思いますと思っている次第でございます。

続きまして、2問目に移ります。大津町のほ場整備事業と矢護川水域ほ場整備の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。本年度、平成22年度の米の1俵当たりの農協の仮渡し金は9千円でございます。前年より2千円の値下げということでございます。10アール当たり8俵といたしまして1反で7万2千円しかありません。これでは、諸経費を差し引くと農家の手元にはほとんど残らない状況でございます。米価を引き下げたのは、本年度から農家個人所得保障があるので、米の現物の値段を下げたとの農業新聞報道もございます。こうした中、畜産物の値段も下がったままでございます。そういう中におきまして、現在農業農村整備に関する予算は本年度から大幅に縮減されたと聞いております。その中でほ場整備事業の現状をお聞きするものでございます。特にその中で矢護川水域ほ場整備の中で大変困難を期していると聞いておりますが、今後の見通しと現状はどうなっているかをお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 町のほ場整備関連の質問でございますけれども、今、現在におきまして大津地区関連等のほ場整備事業ももう20年近くなりまして、いろいろな制度の変革によりまして、町独自で大津校区につきましても毎年1千万円お世話になっておったところでございますけれども、23年度で終わる予定でもあります。また、そういう終わる時期にきて、また農水路の改修事業もやっていかななくてはならないというような状況の中で、国が示す農地・水・環境の関係で、それぞれの地域で農道や水路の整備環境を行っておるところでもあります。その中におきまして、どうしても基盤整備をお願いしたいというようなことで、迫井手関係についても現在やらせていただいておりますけれども、当初の予算審議の中でもありましたように、大変国の状況が厳しい状況の中で県の方にもお願いし、国の農水省と県の相談がありまして、22年度の予算で23年度の事業を前倒しでやらせていただくというようなことで、面工事が迫井手については来年度において22年度の事業費で終わらせていただくような状況です。これは、あくまでも面でございますが、あと生産とかいろんな形をやっけていかななくてはなりませんけれども、そのようなことを前倒し的にやっていただくおかげをもちまして、農業補償関連等についても無駄な金が要らないで済んでおるといったような状況でもあります。

そういうふうにして推進をしておりますけれども、議員が心配されております矢護川水系につきましても、我々としてもどうしてもあの水系のほ場整備をしたいということで、今地元の方にご相談をしておるところでもあります。そういう相談の中におきまして、政権が変わりまして大変予算関連等

で厳しい状況は確かでございますけれども、地元の皆さんにおきまして、あの水系の上流につきましては、放置の田ん中も2、3あるというふうに聞いておまして、やはり小さな面積での農家経営というようなことで、1、2年前には農作業中に死亡事故に起きておるというようなことで、やはり農道、あるいは水路関係の改修というか、面工事もしっかりとやっていかなくちやならないところだというふうに思っております。

そういう中で、米づくりについても矢護川米というようなことで大変地元の皆さんが立ち上がりまして、今5、6名の方が矢護川米をしっかりと町内外に売りだそうということで、2、3日前の新聞にもうたわれておったような状況でございます。そういう熱心な方々がおられると。その地元の米、あるいはそういう議員心配されておるように米価の低下については農業補償だけではない素晴らしいものが生まれてくる中で、あるいは地元の熱心さ、そしてその農業技術というか、米づくりの技術をやっていかれるためには、やっぱり面工事をしっかりとやっておかなくちやならないというふうに思っております。そういう熱意のある方もたくさんおられますけれども、やはり面の大きい面工事になると、それぞれの方々のほ場の整備についてもいろいろな課題事項もあるようでございますので、その辺も十分地元の地権者の皆さんと話し合いながらですね、面工事がしっかりとできる中でのコスト減につながるような、そして素晴らしい米が生産できるような支援を我々としてもやっていくためには、そういう熱心に思っておる方々の気持ちをしっかりと大事にしながら、後押しをしながら、国・県にしっかりと応援をしていきたいというふうに思っております。

内容細部については、また担当部長の方からご説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 石原議員の質問に現状を含めて説明させていただきます。

迫井手土地改良区につきましては、今、町長が答弁されたとおりの内容でございます。今、大津北部畑総の整備事業を行っているところでございますが、これも本年度をもちまして生産登記まで一応終わるとい形になっています。全事業が昭和63年から今年度までということでもかなり長期的な事業ではなかったかなと思っております。

それから、お尋ねの矢護川水系でございますが、何しろほ場が狭いということが一番でございます。結局、狭いということは効率が上がらないと、費用はかかって収入が少ないというふうな答えになるかと思っております。この矢護川水系のほ場整備でございますが、現状的には今まで地域の受益者の方に説明を行ったところでございます。各集落から23名の事業推進委員を選出してもらい、事業への理解や協力を進めております。平成21年度におきましては、事業採択に必要な各筆調書、地籍図、地形図の作成などを行っております。今年度におきましても、推進委員会を開催し、事業の内容や今後の営農方法などを県や土地改良事業団体連合会からアドバイスをいただきながら協議を行ってまいりました。今後、事業採択に向けましても協議を進め、土地改良連合会、あるいは地元の方の同意推進を一層図っていかねばならないと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 石原大成君。

○10番（石原大成君） 大体ほ場整備の進行状況はわかりましたけれども、ただいまのほ場整備の答弁の中で、私が最初に質問しておりました県道菊池赤水線について何らこう触れてありませんがですね、そのあたりを考慮して、ほ場整備あるいは菊池赤水線の振興を進めていただきたいと。これは地元の要望でございますのでですね、そのあたりを今後どうやっていくのか、ひとつお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 最初の質問の中で、県道関係でございますが、関連は県の方としては土木部と農政部がそうした事業があるならということ、かなり進めて方向性はなっているようでございますが、実際私たち水田ほ場整備をする段階におきましては、ほ場整備する前に県道を先にとの話は地元の方にはまずしておりません。それはどういうことかといいますと、あくまでも農家のためのほ場整備でございます、同意を得ることからの始まりが土地改良事業でございます。私が先ほど言いましたように、地元の方の同意促進、印鑑をもらうことから始まりまして、それが本当にやっぱりこう理解をいただいたときには、そうした後に県道赤水線あたりの話も出てくるのではないかなと思うところでございます。今の段階では、まず土地改良事業の同意促進が一番と思っております。

○議長（大田黒英生君） 石原大成君。

○10番（石原大成君） ただいまの答弁でわかりましたけれども、同時にですね、この件は同時に進めていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。1時半から開会いたします。

午後1時20分 休憩

△

午後1時31分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。通告順に従いまして、5番議員、鈴木ムツヨが町民の皆様を代表しまして今年最後の一般質問を行います。

1問目、教育行政を問う。2問目、公共サービスについてを教育長、町長にお尋ねいたします。

12月10日、ノーベル賞の授賞式があり、化学賞に根岸英一アメリカパデュー大学特別教授と鈴木章北海道大学名誉教授の2人が受賞されました。根岸教授は、化学賞の受賞者を代表して、「私たちは、人生を疑問と探求と実験に捧げました。ノーベル賞は苦悩の道を通り、成功の山を登った歩みに対する最高の評価であり、荣誉です。私にとっては50年来の夢の実現です」とスピーチされました。日本では化学賞は7人目で、他の各賞も含めると合計で18人になります。子どもたちへの学問への夢と希望を与えたのではないかとうれしく思いました。

それでは、教育行政を問うで、学習支援事業を拡大して生活面・学習面への支援の学校生活サポート事業にしてはどうかをお尋ねします。小学校学習指導要領解説で、21世紀の教育の考え方について、21世紀は新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す。いわゆる知識基盤社会の時代であると言われている。また確か

な学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力を育むため、多様な教育課題に対応するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細かな対応ができる環境を実現するなど、質の高い教育を目指し、条件整備を図る必要がありますと書かれています。

大津町では、学習支援事業として小・中学校に13人の非常勤の職員を配置、特別支援事業として特別支援学級の児童・生徒を支援するため、各学校の学級開設状況に応じて非常勤職員を前期9人、後期7人配置されています。また、国の緊急雇用対策で半年契約で生活支援職員が9人おられますが、これは今のところ22年度限りです。

学力テスト、小学校で全科目2年連続日本の秋田県にかほ市へ研修に行ってきました。熊本県は13位です。市の学校教育の重点では、大津町の取り組みと同じものもありますので、にかほ市の特徴を挙げてみます。90人以下の学校への臨時講師1名配置、理数系の学習への関心意欲を向上させ、理数系への夢や希望を育むために、教育専門官、数学1人、国語1人の配置。県の加配が8人、少人数学習推進事業を小学生1・2年生と中学生1年で実施、1クラス20人になります。1クラスに2人の先生や2クラスに3人の先生の配置もあります。学校生活サポート事業、10校に30人の講師を配置、22年は小学校7校に23人、中学校3校に7人配置されています。文部科学省の調査で、読み書きが困難な児童・生徒は通常学級在籍者の2.5%を占めるとされています。特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、生活面、学習面の支援を目的として行われています。活動内容は、生活面では主に身の回りの整理整頓のチェック、声掛け、チャイムで行動できているか、帰りの際の準備の見届け、授業に集中して取り組むことができないとき声掛けし、何をするのか等を話す。回りを見て取り組もうとしているときは、見守り、確認する。練習問題や調べ学習のときは一緒に取り組む。休み時間、給食時間、清掃時の見守りや介助。交流活動で、主に音楽、体育、図工のサポートを行う。排泄、尿意を知らせることができない児童もおり、1校時ごと毎回トイレに行きおむつ交換をする。生活習慣が整い、個々に応じたきめ細かな指導が行われていた結果が出ていると思われま

次に、にかほ市教育研究所の取り組みが挙げられます。研究主題は「生かす力を育む学校教育の推進」、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る。学習活動の工夫。重点目標は、授業における狙いの明確化、形成的評価の充実と達成状況の把握、教師の持つ専門的な知識・技能を子どもに伝える力が指導技術力。だから、専門性として磨かなければならないとうたわれています。教職員全員参加の全体研修への取り組みがなされています。春は教育委員会方針及び授業計画について伝達し、共通理解を図るなどです。夏に、今日的課題に則した研修を行い、教職員の資質向上を図る。ほかにも計画されていますが、この取り組みを取り入れる考えをお聞きいたします。

次に、給食中の食育の充実のための取り組みについて。現在、ランチルームの活用状況はどうなっていますか。ランチルームがあるのは、護川小学校だけです。各学年や異学年交流給食への取り組みはどうなっていますか。体育館を利用した給食で、栄養教諭により食べ物について話を聞くなどの取り組みはいかがでしょうか。

次に、各教室への冷暖房設備の設置状況と対応についてお伺いします。日中の最高気温が30℃以上の日が真夏日、日中の最高気温が25℃から30℃未満の日が夏日、日中の最高気温が35℃以上

の日は猛暑日といえます。今年熊本市で猛暑日が23日あり、菊池が10日となっています。また、真夏日は熊本市が84日、菊池が77日となっています。今年は梅雨明け前後の7月半ば以降、全国で猛暑に見舞われました。7月下旬には観測を始めて以降で史上最高となりました。8月の平均気温が史上最高、9月に入っても9月1日から連続して9月としては最高気温を観測するなど厳しい残暑となりました。また、猛暑と小雨の影響は野菜の成長遅れにより野菜価格が高騰し、水産物では海水温度の上昇により、ホタテが大量死滅し、アワビやカキの5から8割が死滅しました。里山ではえさとなるドングリ類が不足したことで、全国的に熊の被害が相次ぎました。自然への影響もあり、竜巻など平年の約2倍の26個観測され、海水面温度が高くなり竜巻が発生しやすくなったことが一因とみられるとされています。

さて、学校での子どもへの影響はどうでしょうか、お尋ねをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 鈴木議員の学習支援事業に関するご質問にお答えします。

現在、学習支援事業として行っている内容をご説明いたします。小学校は国語と算数、中学校は数学と英語の授業において、個に応じた指導を強化するために学習指導指導員を13名、特別支援学級で学ぶ子どもたちの学習面のみならず、学校生活全般をサポートするために特別支援補助員を7名、通常学級の中で学んでいる子どもの中で、生活面・行動面において特別な配慮を要する子どもをサポートするために生活支援補助員を9名、合計29名を各学校に配置しています。それぞれの職務内容や目的については、文書で学校長及び本人に示していますし、任用通知書を交付するときに研修会も実施しました。名称は学習支援事業としていますが、支援内容は、学習面と生活面を含んだ授業を行っています。この支援事業によって担当教師が子どもと向き合う時間が増え、子どもの情緒安定が図られ、学習態度も改善され、学力向上・充実につながりつつあります。さらなる効果を上げるために、担当教師と指導員や補助員との連携活動のあり方を今後検討してまいりたいと考えています。

次に、教職員の全員参加の全体研修会への取り組みについてお答えいたします。大津町立幼稚園・小学校・中学校の教育は、町教育委員会が示す教育理念や教育基本方針を踏まえて具現化されなければなりません。そこで、年度当初に町の教育基本構想を作成し、その意図するところや重点化するところなどを園長・校長会議で説明しました。そして、それを受けて園長・校長が職員へ周知し、学校としての具体的な計画や取り組みをするようにしました。しかし、本年度は新たな事業もいくつか入れましたので、ぜひ私自身が直接各学校の教職員全体に町の方針等を説明したいと考えました。そこで、各学校の校内研修の時間に学校を訪問し、教育基本構想について説明して回りました。しかし、全部の学校を回ることはできませんでしたので課題が残りました。次年度は、一堂に会しての一斉研修の機会が設定できないものか、今後検討してまいりたいと思います。

教職員の資質向上を主目的とする一斉研修は、毎年夏休み中に実施しています。今年も第17回目の研修を7月23日に実施しました。例年町内の公立幼稚園・小中学校及び県立学校の全教職員を対象とする教育実践発表会、教育講演会、親睦スポーツレクリエーション大会、懇親会の4つの内容を

盛り込んで行っています。実践発表は、幼稚園・小学校・中学校・高校から合計6本ありました。講演は、本年度から新たにN I Eに取り組むことにしましたので、その基本的理解を図るために熊日N I E推進室長、越地真一郎さんを講師に迎えて新聞の力の演題の下に話をさせていただきました。町内の県立高校を含めた教職員がお互いの実践に学んだり、今日的教育課題についての認識を深めたり、スポーツを通して交流し、顔見知りになり、人間関係をつくったりすることは、町の教育振興につながります。今後もこの事業を継続し、より充実させていきたいと考えています。そのほか、特色ある学校づくりの研究指定を委嘱し、毎年その研究発表会を2校ずつ開催しています。これは、公開授業を通して研修できる貴重な機会となっています。今年は大津中学校が11月26日に発表会を行いましたし、来年1月28日には護川小学校が行う予定であります。学校は時間的に余裕がない状況下にありますので、なかなか全員研修会は持ちにくいのですが、必要なことについては臨機応変に対応していかなければいけないと考えています。県内で教職員の資質向上のために、教育センターや教育研究所を設置している自治体は熊本県と熊本市と八代市であります。施設と専任指導主事の配置等が必要となりますので、なかなか望めません。そこで、教育委員会としましては、県立教育センターの講座活用を進めたり、これまで述べたような取り組みをしているところでございます。

次に、給食中の食育の充実のための取り組みについてお答えいたします。各学校では、食育の重要性に鑑み、年間指導計画を作成し、それに基づいて学級指導の時間や生活科、家庭科、総合的な学習の時間などにおいて食育指導をしています。町には栄養教諭が1名いますので、年間計画に沿って活用し、指導の充実を図っています。しかし、最も日常的に行われているのは給食の時間における指導です。毎月給食センターから発行される献立表を使って、その日の献立の食材や栄養素、調味料、栄養量などを紹介したり、大津産の食材が使われている場合は、そのことを知らせたりしています。また、給食便りは月ごとのテーマに沿った内容が大変わかりやすく書かれていますので、食育の資料として最適のものです。学校だけでなく家庭にも配付されていますので、各家庭での活用も進めてまいりたいと思っております。

ちなみに、11月の給食便りのテーマは、地元の食材を知ろうでした。給食の食材として使用されている大津産のカライモ、米、ニンジン、大根、豚肉等々の栄養価やカライモを使った料理のレシピ等が紹介されています。食育の内容の一つに、食を通して好ましい人間関係をつくることがあります。楽しい雰囲気の中で会食することは、精神的にも満たされ、有効な人間関係をつくることができます。

そこで、学級ごとの小グループで食べるだけでなく、ときには他学級や他学年との交流給食をすることがあります。1月に給食週間がありますので、このとき実施する学校は多くあります。もちろん1月以外の月に実施する場合もあります。担任以外の教職員や給食センター職員も一緒に食べて交流したりもします。護川小学校にはランチルームがありますので、そこを活用しています。今年には既に25回の交流給食を実施しています。そのほかの学校は人数によって体育館を使用したり、多目的ホールや特別教室を使用したりしています。しかし、まだ実施していない学校もありますし、実施回数に限られていますので、子どもたちの実態を見ながら、もっと交流給食の機会を増やすことはできないのか、検討するように促してみたいと思っております。

最後に、各教室への冷暖房設備の設置状況と対応についてお答えします。小・中学校の職員室、図書室、パソコン教室、校長室、事務室にエアコンが設置されています。音楽室へのエアコン整備も段階的に行っており、中学校2校、小学校3校が整備済みとなっております。普通教室につきましては、プレハブ教室には設置されていますが、そのほかは夏場は扇風機、冬はストーブを設置している状況です。ストーブは、原則摂氏10度以下の気温の場合点火するようにしています。普段から冬でも半ズボンやスカートで生活している子どもたちは、大人ほど寒がらず、ストーブで室内が暖まると消してくれという子もいます。寒さへの対応としましては、保温性の高い肌着を身につけたり、衣服の重ね着の工夫をしたりすることを心がけたり、寒さに負けず外で元気に遊び、体を温めることなどを指導しています。夏場は扇風機の風と自然の風を取り込むこと、直射日光をさえぎる工夫、例えばグリーンカーテンなどをすること、吸水性に富む下着を着ること等によって暑さ対策としています。冷暖房完備の中で生活すれば快適ですし、勉強や仕事の能率も上がると思います。しかし、心身両面において必ずしも歓迎すべきことばかりではありません。気温に対する皮膚感覚を鍛えること、暑さ、寒さにも負けない精神力をつけることは、子どもの時期こそ大切だと思います。ただ、何事にも限度があり、特別な配慮をしなければならぬこともありますので、状況を見ながら、今後の対応については考えてまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 丁寧に答えていただきましてありがとうございました。

学習支援事業なんですけど、今述べられたように、生活支援もですね、緊急雇用で半年契約ですので、一応22年度で終わるかなというふうに言われています。先ほども述べましたが、普通学級に在籍している手にかかる子どもさんが2.5%いらっしゃるというのがもう統計で出されています。そういう部分での対応で今生活支援というのがとても助かっていらっしゃるのかな、学校サイドでですね、そう思っているところです。秋田の取り組みでもですね、落ち着いた生活態度が成績、学習への取り組みが上がったというふうな1位になった結果として書かれていました。やっぱり落ち着いてない、教室の中がですね、騒がしい中では、なかなか学習にも取り組めないのかなというふうに思われるところですので、今、22年度は9人の方が入っていただいているので、現状としてはそれでありがたいなというふうに思うんですが、確かに大津町もですね、有り余るお金ではありませんので、大変難しいのかなというふうに思いますが、生活支援という部分ではですね、本当に大事な取り組みじゃないかというふうに思っていますので、23年度をですね、どういうふうに考えられるかという部分をお願いします。

それと、確かに温暖化、熱中症、今年は本当に熱中症で高齢者の方も亡くなられて、働いている若い人がですね、日中に、仕事に亡くなられたというのがありました。もう例年になく今年は本当に大変な気温の変化だったのかなというふうに思っているところです。扇風機は、見に行ったときにあったのかなというふうに思ったんですが、各教室に1台ずつあるんですかね。扇風機を先ほど言われましたので、扇風機が各教室にあったのかなというふうな、私もちょっとよくわかってなかったので、そこら辺をお聞きしたいということと、扇風機によって温度がどれぐらい下がったのかということ、教室

の気温がですね、どれぐらいに上がっていたのかなというふうに、今年は9月も残暑がとても厳しいということと、7月がですね、最高気温になったというふうに言われていますので、8月はですね、学校はありませんでしたので関係ないかなというふうに思いますが、何度であったという部分はですね、教室の温度が何度であるかという部分では、お金がないからできないでいいのかなという思いもしていますので、扇風機をつけたことによってどれぐらい下がったのかということもですね、併せて答弁をしていただければというふうに思っているところです。

先ほど一斉研修ということでちょっと考えてみたいというふうにおっしゃっていただきました。先生たちの多忙感ということでは、新聞にも載っていましたが、月に80時間ぐらいの残業がですね、されているというふうに新聞に載っていました。いろんな研修等があるというのが、それぞれに行かなくてはいけないという部分はですね、ここはにかほ市では研修所というところがですね、いろんな意見を採り上げて、今年はどういう取り組みをしようかということですね、決められた中での研修だというふうに捉えてありましたので、先生方があちこちに行かれる、そういう忙しいこともあるかと思しますので、先生たちの意見も取り入れた中の研修がですね、されていければ時間的なものもカバーできるのかなというふうに思ったところです。

それと、また教育長がですね、各学校へ回られたということですが、一斉にするときにですね、教育委員会の思いがそこで一堂に会した中でいろんな思いが、先生方の思いもですね、意見が出てくるのではないかとというふうに思しますので、一斉研修がですね、まず取り組まれるということで考えるということでしたので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思っているところです。

以上の点、2問目の質問とさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 今、緊急雇用で配置しております生活支援、こちらの方は来年度も継続されるということでございますので、ほっとしているところです。万一これが廃止になってもですね、現状としては必要な状況でありますので、何らかの措置はしなければならないと考えております。

2点目の夏場の扇風機によって温度が何度ぐらい下がったものかということですが、申し訳ございません、これはちょっと調査をしておりませんので、扇風機があるときとないときでの温度差が、ちょっと今の段階ではわかりません。また来年度の夏場にはですね、ぜひ調査をしてみたいと思っております。教室への扇風機は固定型ではなくて後ろとか横にですね、スタンド式の扇風機を配置するようにしておりますので、学校によっては1教室に2台配置しているところもありますし、人数の少ない学校ですと教室に1台配置して済ませている学校もあります。しかし今年の夏は本当に厳しいものがございましたので、扇風機だけでは済まない状況も出てくるかと思われまので、今後はまたさらに子どもたちが健康被害を受けないようにするにはどうしたらいいかということも考えなければいけないと思っております。特に今年は水分補給を心がけるようにということで、常時水筒にですね、水を入れたものを自分の机の横にかけて、それを授業中でも必要なときには飲むような指導は各学校で徹底してきたところでございます。

それから、3点目ですけれども、やはり一斉研修は教育委員会が主催するときは、こちらの意図が

あってやるわけですから、その意図を教職員がしっかり受け止めてですね、その必要性を実感しながら研修してもらうようにしなければなりません、一方的な押しつけの研修だけであってはならないという思いは十分持っておりますので、現場の声を聞きながら必要に応じた研修をまた組み入れていきたいと思っております。

ちなみに、毎月教育の日で各学校を訪問させていただいておりますけれども、今年の9月からですね、1日で全部の学校を駆け足で回りましても、なかなかその学校の実態もつかめませんし、学校の先生方との話をする機会も時間設定が難しい状況にありましたので、9月からは1日に午前中1校、午後1校ということで2校ずつ回りました。そして、施設とか子どもたちの授業の様子とか参観させてもらった後、意見交換をし、あと1時間は先生方の委員会に対する要望とかですね、現在困っていることとか、学校で今努力されていることとか、そういうこう、いわゆるざっくばらんに交流できるような時間を設定して今行っているところでございます。これをぜひ1月もこのような形で実施していきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 一斉研修がいいなと私が思ったのはですね、生活支援であったり、TTですね、学習支援であったり、される先生と町雇いの職員の方が学校に出向いたときにですね、なかなか学校内で徹底してないと何しに来られたのかなという、先生も代わられますので、すべてが町のやり方をご存じなわけではありませんので、対応をされない、わからないという方がいらっちゃって戸惑って、さっさと止めてしまったという話もですね、聞いていますので、春にですね、こういう形で学校支援ですよ、来られますというふうに教育委員会の思いとですね、先ほど言われました計画ですよ、年度計画、そういうものがですね、きちんと徹底して通達ができれば、そっちの方がスムーズに学校運営がなされていくのかなというふうに思ったところです。やっぱり校長先生に話したということであれば、人を介してですからいろいろ、捉え方もいろいろあるかなというふうに思いますので、委員会としての考え方が全部に行き渡るということはですね、なかなか難しいのかなというふうに思いましたので、ぜひ春のですね、一斉研修という部分ではですね、取り入れていただいてやられる方が一番ベターかなというふうな思いをしたところです。学校支援地域本部活動というのものも、にかほもされていますが、大津町もされていて、地域の人たちがボランティアで行かれています、月に1回であったり、いろいろ毎日行かれるわけではありませんので、せっかく来ていただいた方たちにですね、十分な、意欲に燃えて行かれるわけですから、自分がボランティアの仕事がですね、なされていくといいなというふうに思いましたので、ぜひそこをですね、検討していただければでしょうか。もう一度、3番目の質問です。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 今、議員がおっしゃいましたように、確かに伝達式にしますとだんだんと薄れていきますので、こちらの考え、思いが直接伝わるようにするためには、やはり一斉の場ですね、行ったが一番いいのではないかと思っております。春休みに本当は行いたいところなんですけれども、人事異動がありました直後ですから、なかなか春休みは厳しゅうございますので、年度当初に、

できるならば一斉研の形で研修が持てるように検討してみたいと思っております。どうしても一斉研が持てなければですね、今年行いましたように、私どもが各学校に出向いて回って回るという方式で浸透を図っていきたいと考えております。

それから、ボランティアについてですけど、ボランティア活動についてですけども、大津町もですね、やっぱり学校教育を充実させて地域の教育力をアップするためには、やはり両者の連携強化が必要であろうというふうに考えております。ですから、学校教育の場に地域の力をどんどん取り込むということを基本にしましてですね、各学校で現在工夫された取り組みが行われております。特に大津北中学校校区の3つの小学校におきましては、学校支援地域本部事業というのがありますので、こちらを活用しまして地域コーディネーターが中心になって学校の求めに、地域の方々が答えて下さるように、そのつなぎとしてですね、コーディネーターの方が活躍してくださっていますので、かなりの部分で浸透してきております。コーディネーターの方に対しては、それなりの報酬等がそちらの支援事業の方から来るわけなんですけれども、ボランティアをしてくださる方々には、謝金という形でお渡しすることができないようになっております。ですから、現在は全く無報酬でですね、ボランティア活動をしていただいております。しかし地域の方々は子どもたちのためになるということと、自分自身がやっぱり参加してみて楽しかった、充実感が味わえたということで喜んでいただいておりますので、非常にありがたく思っていますし、うれしく受け止めているところでございます。ただ今後は、何らかの形で、十分のことはできませんけれども、それなりにお返しができるような方法も考えていかなければいけないかなと思っているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 前向きに考えていただいて、にかほでは春にですね、なされているということですので、日にちは取れないことはないのかなというふうに思いますので、検討していただければというふうに思います。

では、次の質問に移ります。公共サービスについて。空き地利用の対策についてです。住宅地に隣接する町有地で空き地の利活用で駐車場への貸し出しについてお伺いいたします。

まず、公共サービス基本法3条で、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として行わなければならないとされています。1番が、安全かつ良質な公共サービスが确实・効率的かつ適正に実施されること。2、社会経済情勢の変化に伴い、多様化する国民の需要に的確に対応するものであること。3、公共サービスについて、国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されることとなっています。大津町美しいまちづくり条例の中で、第3条、町はあらゆる施策を通じて環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するものとする。第4条、住民等は町が実施する美しいまちづくりに関する施策に協力し、自ら地域の環境美化に努めなければならない。また町内に居住するものは連携してその居住する地域における環境美化意識の情勢を図り、清掃作業に努めなければならないとされています。

また、大津町まちづくり基本条例では、まちづくりを進めるための4つの基本原則が掲げられてい

ます。1、住民自治の原則。まちづくりは町民自らが家庭、職場及び地域社会の中で住民自治を担う一員として、公共の利益のために自らできることを考え行動するものとします。2、情報共有の原則。まちづくりは、町民と町が共に一体となってまちづくりに関する情報を共有して行うものとします。3、参画の原則。まちづくりは男女が共にその個性と能力を發揮し、町民の意志を反映させるため、町民の参画を得ながら行うものとします。4、協働の原則。まちづくりは町民と町がそれぞれの責任と役割分担を認識し、相互理解と信頼関係を深めながら協働することにより行うものとしますとなっています。

町有地で空き地は使用目的のあるもの、使用目的のないものがあります。使用目的のあるものでも、1年間以上は使用しないものがあります。また、市民リフレッシュ農園は、6千140平米を54区画に分け、身障者用千円、高齢者用70歳以上6千円、一般用1万円で1年間の使用料で貸し付けられています。年2回の環境美化の日には、地域住民が美しいまちづくりのためと清掃活動に努めています。また、元気大津づくり活動にも多くの人が登録し、活動されています。町営住宅もあります。町営住宅のための駐車場も貸し出されています。空き地の有効利用の政策はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町の町有地における遊休地の利用でございますけれども、それにつきましては行政財産と普通財産の2つに分かれておりますので、それぞれに沿ってできるものはちゃんとそういう形でやらせていただいておりますので、内容については担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 鈴木議員さんの公共サービスの関係で空き地利用の対策という形です。鈴木議員さん言われましたように、公共サービス基本法、それにまちづくり関係の法律というか、条例に基づきまして私どもやっておりますわけですが、現況を最初に申し上げたいと思います。

冒頭、町長も申しましたように、公有財産には行政財産と普通財産という2つの区分があります。行政財産につきましては、地方公共団体が公用の庁舎等に利用する財産または公共用に利用する学校、公園、道路等に供する財産等でございます。普通財産につきましては行政財産、今申し述べましたものの一切の財産を言うことになっております。公有財産の管理につきましては、権利の性質を変更しない範囲で、それぞれの目的に応じて、最も有効に運用され、常に好ましい状態に維持・保存される必要があります。普通財産については、直接行政手段として使用するわけではなく、主として経済的価値を保全・發揮することで、間接的に貢献するための性質がありますので、交換、売却、譲与、貸付、出資の目的で管理、処分の行為をすることができるとはなっております。普通財産の貸付関係では、植樹を目的、それ以外に使用する土地などの貸し付け、建物やその他物件を貸し付ける場合などがありまして、5年から20年の期間や1年更新などの設定もなされております。条件といたしまして、使用者、目的、期間、使用料、使用上の制限などの条件を付けて使用許可ができることになっております。町有地の維持管理関係でございますけれども、清掃などで年3回程度の除草作業などを予算に

計上して行わせていただいております。また、地域の交流の場として活動される場合に、除草や清掃などを地域や利用者の皆さんにお願いしながら利用していただいているところもあります。

現在、普通財産の貸し付けで使用料を徴収しているのは大津警察署署員宿舎、肥後銀行・ファミリー銀行のATM設置などの構造物がある場合や原野関係では西原カントリーゴルフ場、最終処分場跡地を環境保全関係で個人の商店の方に貸しているところが数カ所あります。その他では、最近では法務局の阿蘇大津支局ができましたので、その関係の駐車場などの貸し付けを実施しているところでございます。なお、町営住宅内の駐車場につきましても、それぞれ曙、鍛冶の上、西鶴、上鶴、矢護川という形で合計491台の駐車場の使用料を徴収しているような状況でございます。

なお、土地建物貸付で一番大きいものは、先ほど言いましたけれども最終処分場の跡地の年間使用料で360万円となっております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 丁寧に説明がありましたが、私の住んでいる室地区の空き地ですね、ある日突然杭が打たれて、ひもが張られて、張り紙が掲げられました。「町有地につき駐車ご遠慮いただきます。大津町役場」というふうに書かれてありました。それが2カ所ありました。無断駐車であるという考えからの行動であったというふうに思っています。今、駐車場等にも貸されているという話を受けました。個人的に貸すのはとても無理かなというふうに思っているところですが、まちづくりへの町民の参画と協働して行うものとする条例ですね、基本原則とかけ離れた行為ではないかなというふうに今思ったところです。突然、ある日突然杭が打たれ、ひもが張られたということで、何の説明もなくですね、そういうことが行われたということであるということは大変な不満として、そこに無断駐車であるという考え方ではありませんでした。地域の人は、そこを管理して清掃しているという考え方の中でですね、大目に見てもらっているというか、前の区長さんとの関係の中で、それはできていくというふうに思われて、皆さん駐車場として使われていたというふうに話を聞いていますが、町としてはですね、何もそれは聞いていない、無断駐車であるという考え方ですね、突然杭が打たれてひもが張られたということであったということですが、町営住宅もあって、リフレッシュ農園もあって、駐車場も貸しているということの中でですね、このたび組の人たちが駐車場に貸してもらえないかという嘆願書みたいなものが出されたということではありますが、認められないということで返事が返ってきたというふうに言われています。協働のまちづくりという部分でですね、町はどういうふうにお考えになっているのかなというふうに思っているところです。

それとですね、杭が打たれて、ひもが張られた場所はですね、人を拒絶しているというふうに思います。当然、除草作業はなされません。今、年に3回の除草の費用が出ていますというふうなことを言われましたが、そういうことではないのではないかとというふうに、地域の環境はですね、やっぱり地域の皆さんがですね、やっぱりきれいに過ごしたい、美しいまちづくり条例というものがですね、名前が美しいまちづくりではないのかというふうな考え方もできますしですね、また地区担当職員という方がいらっしゃるといことで町長は答弁されておりました。このようなときの役割は担当職員の

方はどういうふうな担い方をされているのかをお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今、担当部長の方から申しましたけれども、普通財産で貸し付けを行っているのは公共性の高い団体であります、特定の個人への試験的駐車場としての使用については、厳しいものがあるのではないかと考えております。しかしながら、まちづくり基本条例にうたっております住民自治の原則、町長の責務として町民の方々との信託に応え、公正かつ誠実に説明していくことはまちづくりに欠かせないことでもありますので、議員のご意見を真摯に受け止め、支援制度の整備が終了次第、庁内で法的整備等も含み慎重に検討し対応させていただきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5 番（鈴木ムツヨさん） 法整備もあるということで今言われました。協働のまちづくりをですね、やっぱり進めていかないといかんというふうに思っているところで、先ほど言いました地区担当職員の方の出番というのが、こういうときは必要であったのか、なかったのかということではお答えがなかったかなというふうに思いますので、皆さん、地区担当職員の方をみんな知っているわけではありませんが、こういうときにですね、ぜひ一方的な杭が打たれるのではなくて、そちらの人を通してですね、住民説明があってもよかったかなというふうに思いますので、そこら辺の取り組みですね、本当は区長さんだと思うんですが、区長さんからの説明は一切なかったというふうなことで聞いていますので、そこですね、一人一人には説明はできなくてもですね、どちらかですね、区長さんを通してするのか、担当職員の方、地区担当職員の方を通して、何かあったときに住民への説明をしていくのがきちんとこう流れができていくかどうかをですね、もう一度お聞きいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 職員の町営住宅跡地の駐車場の件でございますけれども、先ほど申しましたように、行政財産に区分できます形の中で、担当の方はその思いで勝手に、勝手にというか財産を守るためにやったんじゃないかなと思いますけれども、先ほど申しましたように基本条例の中でうたっておりますように、住民の皆さんの意見を聞きながら、そして今、ほかのところもいろいろと町の遊休地で利用している台帳を今整備させておりますので、その台帳に基づいてできるもの、できないものをしっかり検討しながら、また地域の皆さんと相談しながら駐車場であれば駐車できるように検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5 番（鈴木ムツヨさん） 前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。ただ町はですね、取り組みがとても遅いのでですね、住民の要望にあった取り組みはですね、早急に考えて実行していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時25分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 22 年第 3 回定例会会議録

平成22年第5回大津町議会定例会会議録

平成22年第5回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成22年12月16日(木曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 2番 府内 隆博 3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫 5番 鈴木 ムツヨ 6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明 8番 月尾 純一朗 9番 坂本 典光 10番 石原 大成 11番 手嶋 靖隆 12番 永田 和彦 13番 松永 幸久 14番 宇野 光廣 15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 掘川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 兼ねて工業用水道課長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二 農業委員会事務局長 服部 次子 子育て支援課長 松永 高春

平成22年第5回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成22年 8月13日 陳 情 第 3 号	大津町へ土地購入のお願いに関する陳情	不 採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 11月9日 陳 情 第 4 号	TPP交渉参加反対に関する陳情	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 11月30日 陳 情 第 5 号	中小業者への仕事確保を求める陳情書	継 続 審 議	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 11月25日 陳 情 第 6 号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する陳情書	継 続 審 議	総 務 常 任 委 員 会
平成22年 11月30日 陳 情 第 7 号	白川「もり橋」の架け替えに関する陳情	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 11月25日 請 願 第 4 号	公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書に関する請願	継 続 審 議	総 務 常 任 委 員 会
平成22年 11月30日 請 願 第 5 号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願	採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 6号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
発議第 7号	T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書の提出について
	て
議案第73号	町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）請負契約の締結について

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日 (木) 午後 2 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 発議第 6 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 発議第 7 号 T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉参加に反対する意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 7 議案第 7 3 号 町道本田技研 3 2 5 号線交差点改良工事 (3 工区) 請負契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後 2 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 2 年第 3 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) こんにちは。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 6 4 号から議案第 6 7 号、議案第 6 8 号関連、議案第 7 1 号、陳情第 4 号、陳情第 5 号、陳情第 7 号、継続審査の陳情第 3 号の 1 0 件です。

当委員会は審議に先立って 1 0 日の午前中に関係する 4 カ所の現地調査を行ない、その後、委員会

B室で執行部で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約して報告申し上げます。

議案第64号、町道の路線廃止について、議案第65号、町道の路線認定について、議案第66号、町道の路線認定については関連するので一括して審議しました。

委員より、この路線の廃止及び認定は、地元住民説明など行われたのかとの質疑に対し、執行部より、まちづくり交付金事業の説明を行ったときに、道路計画を説明したとの答弁がありました。

採決の結果、議案第64号、65号、66号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号は、町道の路線認定についてであります。

委員より、地元住民の説明を行ったのかとの質疑があり、執行部より、先ほどの議案と同様にまちづくり交付金事業の説明を行ったときに道路計画を説明したとの答弁がありました。

採決の結果、議案第67号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号は、平成22年度大津町一般会計補正予算についてであります。

農政課関係では、目3農業振興費の家畜疾病緊急対策資金利子補給事業の融資内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部より、3年償還の融資で貸付基準金利が現時点ですと2.95%、この金利の8分の3が熊本県、同じく8分の3を大津町、残りの8分の2を金融機関でやる。JAが負担することで農家負担は無利子とする内容になっている。県から補助金を受け、町負担と合わせた8分の6を金融機関に助成すると答弁がありました。

商業観光課関係では、委員より、市町村振興協会とはどんな団体なのかとの質疑に対し、執行部より理事長が幸山熊本市長、協会の主な財源は宝くじの収益金を基に関係市町村の健全な発展を支援することを事業としている団体であるとの答弁がありました。

道路整備関係では、委員より、国道57号のジャスコ交差点から下町交差点までの区間で歩道を整備する事業の完成はいつかとの質疑に対し、執行部より、平成23年度に全部完了する計画であるとの答弁がありました。

都市計画課関係では、委員より、まちづくり交付金事業の時間外で夜間工事のときに職員が立ち会いをするのか、また測量設計についてを求めるとの質疑があり、執行部より、工事は昼夜間工事となり、夜間工事は夜の11時以降となり、必要に応じて職員が立ち会い、また2点目の測量設計について、側溝整備を3カ所計上しているとの答弁がありました。

委員より、場所はどこかとの質疑に対し、執行部より、楽善団地の残っている箇所と老人ホームの北側及びグラウンドの上り坂の3カ所であるとの答弁がありました。

委員より、その他の西鶴中井迫線の通学路について説明を求めるとの質疑に対し、執行部より、先週県と打ち合わせをして、通学路についても打ち合わせをした。西鶴団地の横を歩行者用道路とし、車両は新屋敷と森上鶴が迂回路となるとの答弁がありました。

委員より、美咲野から元藤本タイヤの南側の新しいところを通すことはできないかとの質疑があり、執行部より、現在は砂利道となっており、事故などの責任問題もある。また、交差点の歩道全部には

信号がないので、信号設置も県に要望しているとの答弁がありました。

委員より、用地は全部終わっているのかとの質疑に対し、執行部より、県道西鶴中井迫線の用地買収が一番重要な入口は終わっているが、もう一人残っているが目処はついているとの答弁がありました。

工事はいつ終わるのかとの質疑に対し、執行部より、予算の関係もあるが平成23年度には終わる。早くて12月中と思うとの答弁がありました。

採決の結果、議案第68号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算についてであります。

委員より、補正の工事費増額の1千300万円で工事延長120メートルなら、平米当たり10万円かかる計算になるが、そんなにかかるのかとの質疑に対し、執行部より、掘削が深いと平米当たり10万円かかる箇所もある。今回入札残などで大津北小学校の北側の路線も工事したいと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第71号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第4号、T P P交渉参加反対に関する陳情について。

J A大津中央支所の宮崎支所長に陳情の趣旨説明が求められ、同氏より内容説明がなされました。

委員より、熊本は農業県であり、被害も甚大となる。大津町においては、米、麦、畜産、甘藷などの品目があるが、J Aで損害額試算はしているのかとの問いに、宮崎氏より、現在J A菊池管内の被害見込額は取りまとめ中であるとの答弁がありました。

委員より、農業はむろん、それ以外の分野も影響を受ける。特に農業は関税が撤廃されれば外国に太刀打ちできない。また、政府の農業に対する支援も不透明である。農家が困っている、このような状況を一般住民にもわかってもらうべきだ。他の委員より、T P P参加は現時点では無謀すぎ、拙速すぎると思われる。隣の韓国やヨーロッパでは国策としてカバーされている。日本は農業に対する施策が見えないと思うが、J Aとしてその辺の要望をしていく準備はあるのかとの問いに、宮崎氏より、韓国は手厚い施策をした上でE T Pに参加しており、農政連としても国に対する要望を準備しているところであるとの答弁がありました。

委員より、マスコミはT P P参加賛成の報道も多く、国民の理解を得るため、J Aも我々も広報活動により周知していくことが必要と思われるとの意見がありました。

委員より、県議会の意見書より今回は表現が強いが、一般住民にも納得できる内容か。また、本問題は、農政の根幹にかかわる問題であり、今後の農政展望について経済建設委員、J A、町合同の勉強会も必要ではないかと思うとの意見がありました。

委員より、農業関係も含め、金融、労働等いろいろな分野におけるにもかかわらず十分な相談もないまま参加表明はおかしい。現時点では、T P P参加反対をすべきと思うとの意見がありました。

委員より、国民の議論が十分なされていないままの賛成は拙速すぎると思われるとの意見がありました。

採決の結果、陳情第4号は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号、中小業者への仕事確保を求める陳情書についてであります。荒木委員へ趣旨説明が求められ、内容説明が行われました。

委員より、総論でしか話ができてないので、取り組まれている事例の実績の資料などを提出していただき、引き続き審議したいとの意見があり、採決の結果、陳情第5号は全員賛成で継続審議となりました。

次に、陳情第7号、白川「もり橋」の架け替えに関する陳情についてであります。

執行部より、今までの経過だが、県でも長寿命化計画をやっている。平成18年度防水補修を実施、平成21年度点検業務を実施し、100点満点中健全度93点という結果を得ている。問題なかろうということだが、部分的には老朽化している問題はある。今後の建て替えについては見通しが立っていない。毎年度、単県の要望を町も出しているが、優先順位では一番目は代官橋、2番目にもり橋、3番目に内牧橋を要望している。

委員より、趣旨に沿って要望書を県知事に出して、あとは町の方に口頭でも要望のときに歩道橋の説明をしてもらえばいいのではないかとの意見が出され、採決の結果、陳情第7号は全員賛成で採択すべきものと決しました。

次に、継続審議陳情第3号、大津町へ土地購入のお願いに関する陳情についてであります。

道路整備課より説明がありました。12月8日、アズマシティ開発の事務所で専務取締役松岡氏と企画開発部長郷氏、2名に correspond していただき話をした。この件については、会社としては売地として販売しており、現在70坪、700万円を売値として出しているが買い手がない。道路のカーブの一部を分けてもらう件については協力は難しい。町で全筆買ってもらえれば協力するとのことであった。

委員より、丸ごと買ってほしい、分筆はだめ。もし町が全筆買った場合は、町としてどのように処理するかとの質疑があり、執行部より、拡張はできるが残地はそのまま残しておくだけということになるとの答弁がありました。

委員より、こういうところはほかにもたくさんあると思う。土地を全部買ってやるということは無理ではないかとの意見がありました。

委員より、交渉の結果は通学路として必要な用地の購入は持ち主が協力できないといい、全部購入した場合は町が残地処分できないのであれば採択できないのではないかとの意見があり、採決の結果、陳情第3号は全員賛成で不採択とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただ今から文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第68号関連、議案第69号、議案第70号、議案第72号及び請願第5号の8件であります。

当委員会は、12月10日午前10時より委員会C室において執行部の説明を求めながら議案の審

議を行いました。以下、議案の審議の主な経過と結果についてご報告します。

福祉部保健医療課関係。議案第61号、大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例について報告します。

委員より、民営化するにあたり老人福祉法に抵触することはありませんかと質疑があり、執行部より、ありません、養護老人ホームは第1種社会福祉事業で、国・地方公共団体または社会福祉法人が経営できるとなっています。社会福祉法の60条に載っていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第61号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

福祉部健康福祉課関係。議案第62号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定について報告します。

委員より、大津町高齢者生きがいセンターの指定管理との違いは何ですかと質疑があり、執行部より、大津町老人福祉センターの指定管理は、大津町社会福祉協議会の賃金、光熱水費、管理委託料、修繕費等の建物の管理です。高齢者生きがいセンターは、生きがいづくりの事業費であります。それぞれの目的に合わせた事業を行っていますと答弁がありました。

委員より、老人の名称は変更できないのですかと質疑があり、執行部より、設置目的のための名称です。今後は検討しますと答弁がありました。

委員より、指定管理料で変動するものは何ですかと質疑があり、執行部より、光熱水費、燃料費と施設の修繕費等です。収入では事業費と利用者により変動するものでありますと答弁がありました。

委員より、指定管理の協議書には30万円以上の修繕費を町が負担するようになっているのですかと質疑があり、執行部より、現在の協定書には明記しておりませんが、協議の中で30万円以上を町が負担するようリスク分担をしております。今回は協定書の中に明記したいと思いと答弁がありました。

採決の結果、議案第62号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。この採決にあたりまして、理事、監事は退席して採決を採ってもらいました。

福祉部保健医療課関係。議案第63号、大津町高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について報告します。

委員より、管理料は1カ月1万円ですかと質疑があり、執行部より、電気代を参考に管理料を算出しておりますが、この管理料に高齢者の生きがいづくり活動支援というセンターの機能に沿った事業計画の応募がありましたので、これを選定し指定管理者としたいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、選定委員の選定が必要ではないですか。例えば利用者から委員を選ぶということはできないのですか。採点結果はどうでしたか。最低の点を付けた委員はいなかったですかと質疑あり、執行部より、選定委員条例に委員が定めてあり、これに沿って行っています。特に各項目の着眼点を設け審査が行われ、採点の集計は総務課が行ない平均を出してあり、基準以上の採点であったものと考えていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第63号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号関連。平成22年度大津町一般会計補正予算（第4号）について報告します。

福祉部保健医療課関係。

委員より、債務負担行為について大津町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例のどこを取っているのですかと質疑があり、執行部より、相手の経営の安定を図るため5年間の指定を行いたいと考え、債務負担行為を設定するものと答弁がありました。

委員より、単年度の契約でもいいのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、大津町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び指針等に基づき、5年間の期間を指定するものと答弁がありました。

委員より、雑入の後期高齢者医療給付費負担金返還金ですが、後期高齢者医療制度が終了した後の制度はどうなるのでしょうかと質疑があり、執行部より、後期高齢者医療制度は広域連合が保険者となって各市町村が負担金を払っております。平成21年度分を精算し、大津町は過払い分の差額が返ってきます。平成24年度に後期高齢者医療制度が廃止された後、制度については国で現在審議中であると答弁がありました。

委員より、子ども医療費の増額は対象者数が増えているからでしょうか。医療費を減らすための啓発は行われていますかと質疑があり、執行部より、平成22年度の子ども医療の対象者数は4千382人で、1人当たり助成額は2万6千755円です。窓口負担がなく受診しやすいため、頻回に受診も増えていますと答弁がありました。

福祉部健康福祉課関係。

委員より、障害者福祉費で説明があった視聴覚障害情報支援緊急基盤整備事業のアイドラゴン助成の対象者を教えてくださいと質疑があり、執行部より、重度の視聴覚障害者の方を対象としていますと答弁がありました。

委員より、社会福祉総務費の民生・児童委員活動補助をしています、民生委員と区長を重複している人は何人いますか。兼ねてもいいのですかと質疑があり、執行部より、重複している人は現在1人です。兼任してもいいですと答弁がありました。

教育部子育て支援課関係。

委員より、次世代育成支援対策交付金の歳入のうち延長保育の削減額はいくらですかと質疑があり、執行部より、国から延長保育料に対する290万円の減です。県費に変更するものと答弁がありました。

委員より、保育所運営費の特定財源の減はどういうことですかと質疑があり、執行部より、市立保育園の対象の保育料の減であり、要因を分析しますと保護者の所得等の減に伴うものと答弁がありました。

委員より、待機児童数が増えているが、今後の計画や対策はあるのですかと質疑があり、執行部より、対策として杉水保育園の定員増と他の市立保育園に対して定員増をお願いしています。今後の国・県の動向を見ながら検討しているところだと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。

委員より、小学校費の教育振興費の扶助費について、就学援助の対象の児童が最初100人から141人に増えてきたとのことですが、当初の見込み違いだったということですかと質疑があり、執行部より、昨年までの実績により、当初は100人程度と想定していましたが、本年の対象者児童の認定数が非常に増えてきたためですと答弁がありました。

委員より、就学援助の審査は毎年行うのですかと質疑があり、執行部より、所得や世帯の状況など確認が必要ですので、毎年申請を受け付け審査を行っていますと答弁がありました。

教育部学校教育課給食センター関係。

委員より、機械のメンテナンスはどうしていますか。機械にはオイルやグリースを塗っていくことが必要ではないかと思いますがと質疑があり、執行部より、定期的にオイルやグリースを塗っています。今後は専用のオイルやグリースのメンテナンスを行っていきたいと考えておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第68号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

福祉部保健医療課関係。議案第69号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について報告します。

委員より、基金残高が536万円ということですが、来年度の運営の見通しはどうでしょうかと質疑があり、執行部より、このままでは大変難しい状況です。国保税の改定も考えなければならないと思いますと答弁がありました。

委員より、医療費を抑制するために何か新しい対策はありますかと質疑があり、執行部より、大津町の医療費の現状は増加傾向にあります。町民の健康づくりのため特定健診などを進めて病気を予防する施策に努めていきますと答弁がありました。

採決の結果、議案第69号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

福祉部保健医療課関係。議案第70号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について報告します。

委員より、備品の集音器とはどういうものですかと質疑があり、執行部より、耳の遠い方に両方にはめてもらい、それにつながった機械により話すときよく聞こえるもので、デモで一度使ってみたところうまく会話ができたので、今回1台購入したいと考えたものですと答弁がありました。

委員より、1台で足りるのですか。訪問のため持っていったら困るのではないですかと質疑があり、執行部より、まず1台を購入し、状況を見ていきたいと考えていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第70号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

福祉部保健医療課関係。議案第72号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について報告します。

執行部より、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を受け、採決の結果、議案第72号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第5号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について報告します。紹介議員より請願の趣旨説明、内容説明があり、子ども一人一人が地域格差がなく均等の教育を受け

られるような状況にしなければなりません。また、国の負担の3分の1から2分の1に上げた地域格差をなくさなければなりませんなどの説明を受けました。

委員より、30人になったら教育条件がよくなるのは先生からの観点ですか。子どもからの観点ですか。先生の目が届いて教育条件が整うということですか。また、委員より、40人クラスで補助員を1人でよいのではないのでしょうか。

また、委員より、世の中は変化します。30人学級にしたら学校の先生の資質はどうなるか考えます。無理なことをしないと能力は上がらないです。教育の資質は下がることが一番心配です。クラスの人員の問題ではないと思います。あいさつ等の基本的なことが最も大事です。繰り返しの学習が大切です。先生の人間性は子どもたちも感じ取るのではないのでしょうかなどの意見がありました。

採決の結果、請願第5号は、多数賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いしまして、文教厚生常任委員長長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長（手嶋靖隆君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員会報告を行います。

総務常任委員会に付託されました案件について、委員会の審議の経過並びに結果をご報告いたします。

本定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第68号関連、請願第4号、陳情第6号の3件であります。本委員会は、12月10日委員会A室にて執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過並びに概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第68号関連、平成22年度大津町一般会計補正予算（第4号）について。議会事務局関係は、質疑ありませんでした。

総務部総務課関係では、委員より経済産業省へ派遣研修職員の時間外勤務手当で補正予算が要求されているが、勤務時間の確認はどのようにしていますかとの質疑があり、執行部より、職員から毎月時間外勤務外の業務内容を含めて報告があり、その報告に基づき時間外手当を支給しています。時間の確保については、勤務先のパソコンから発信する退庁報告メールの時刻により確認しています。職員は毎日深夜まで勤務している状況ですが、その退庁時間までの時間の全部を時間外勤務として報告しているものではありませんとの答弁がありました。

委員より、大型バスタイヤ交換については、車検等で確認されていますかという質疑に対して、執行部より、車検点検で確認は行っています。今回運転される方の大型バスのタイヤの損耗が激しく、雨天時に高速道路では滑る恐れがあると報告があり、タイヤの溝を確認した結果、後部タイヤの交換を要すると判断いたしましたとの答弁でした。

委員より、防災無線移動局の携帯とはどのようなものですかとの質疑がありました。執行部より、消防団幹部に緊急時に連絡が取れるように携帯用の無線機を持たせていますとの答弁でした。

委員より、防災無線支局の音声状況についての反応はどうかとの質疑があり、執行部より、新しくなり以前よりも音がよくなったという意見が多くありますが、ただ一斉に放送しますので一部で

は共鳴して聞きづらい箇所もあるかと思いますがとの答弁でした。

総務部人権推進課関係では、委員より、空気清浄機の3台ですが、1台の単価はどの質疑があり、執行部より、業務用2台と一般用の1台です。業務用が12万4千円、一般用が5万円との答弁でした。

委員より、役場全体で現在空気清浄機を既に設置されているところはありますかとの質疑があり、執行部より、保育園が設置しておりますとの答弁でした。

委員より、たばこ関係との空気清浄機の件ですけれども、5年保証を聞きましたが、フィルター交換の目安はどうしていますかとの質疑に対して、執行部より、交換の目安はたばこ1日に10本喫煙した場合約10年、たばこを1日に5本喫煙した場合は約20年となっていますとの答弁がありました。

企画部企画課関係では、質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第68号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第4号、公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書に関する請願については、内容審査を時間を掛けて審議したり緊急性が必要なのか、新幹線開通も予定されているので、もう少し状況を見るべきという共通意見が出されました。したがって、採決の結果、請願第4号は全員賛成で継続審議すべきものと決しました。

陳情第6号、所得税法の第56条の廃止を求める意見提出に関する陳情書について。国の執行も見ながら内容の審査を慎重に審議して行ふべきだということで、したがって採決の結果、陳情第6号は全員賛成で継続審議をすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 経済建設常任委員長に対して質疑を行います。質疑は陳情第4号について、このTPP交渉参加反対に関する陳情について質疑をしたいと思います。

委員長の報告の中でお聞きしますれば、農政よりの意見が多々出ていたと。しかし、このTPPこれを考えますときにですね、やっぱりその2次産業の方々、3次産業の方々のいろんな方々の立場というものをいろんな角度から出していただいたかったと。そういった形じゃないと判断に苦しみます。確かにこの陳情者の方に来ていただいて意見をお聞きされたということではありますが、そういった1次産業だけでなく2次産業、3次産業といった立場からの意見というか、そういったものがないとなかなかこの採決もですね、一方的な意見ではそちらに感情的な要素しか移らなくて判断に迷うと思いますので、そういった意見が出なかったのか、出てこそ慎重審議ではないかと思いますので質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） 陳情第4号についての委員長報告に対する質疑ですが、ここで報告しました、これだけであります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私は、陳情第4号、TPP交渉参加反対に関する陳情、このことについて反対の立場から討論を申し上げます。

このTPPにつきましては、私は一般質問でも町長と議論しております。このTPPについて思うことは、あくまでも交渉という段階においても参加しないということであるならば、何もそのテーブルに就かないのならば、いいこと、悪いこと、メリット、デメリット、何もわからない。どういうふうに世界の経済が動いているかもわからないということになると思います。やはり我が大津町を見てもみすれば、本田技研工業をはじめとする多くの企業が立地されております。確かに我が熊本も、そしてこの大津町は農業が盛んであります。交渉に参加するということは、農業にとっても必ずよき方向に臨むための交渉なんです。この環太平洋経済連携協定の交渉です。交渉には私は参加するべきだと思います。そして、皆さん心配されております農業が壊滅してしまうということをよく言われますが、これは日本人として、国民として絶対あってはならないことですから、もしもですね、この環太平洋経済連携協定に参加したとしても、農業は絶対につぶしません。そんなことはあり得ないんです。まず、交渉に就いて、有利な立場を日本は取って、そしてその潤った、そういった企業がたくさん生まれ出て雇用の確保をしていただく。そして、また納税をしていただく。そのお金をきちんと国家という立場から回していただいて農業の保護をきちんとやっていく。そのためには、このTPPの交渉参加は不可欠であると私は考えます。農業保護をやるのならば、まず財源の確保は、これは必要になります。産業界が壊滅した場合、財源はなくなってしまうでしょう。そういったことがなきように、我々は前向きに世界の変化に対応しながらやっていかなくてはなりません。ですから、早い時期にこのTPPの交渉には参加をして、メリット、デメリットをきちんと出し合って、日本に有利なルールをつくっていく。即時交渉に参加したからといって、それが即時発効されて農業に大打撃を与えるというようなことはありません。ですから、私は日本の総理大臣あたりも農業は絶対に保護するんだという公約をして臨むべきだと私も考えますので、そういったところが今の政府はちょっとへたかなと思う時点はありますが、この交渉だけにはきちんと参加して、話し合いの場に臨まなければ、日本の将来は暗いと思います。私は、別に陳情あたりで出ておりますけれども、教育問題とかいろんなことを考えたときに、また高齢社会を考えたときになる財源というものはどこから出てくるかと考えたときに、やはり企業が潤って納税をしていただかなければ、この国は立ちゆかなくなるという可能性が出てきます。そういうことから考えますれば、まずは交渉に参加するべきではないでしょうか。ぜひ皆様方のご理解を願いたいと思います。参加すると言っているわけではありません。必ずこの交渉に

まずは参加するかどうかという陳情でありますから、交渉には参加するべきだと思います。あくまでも農業を保護するという形は必ず取りながらです。そういったことをきちんと踏まえながら交渉に臨むべきではないでしょうか。

以上、私はこの陳情第4号に対しまして、反対の立場を表明するものであります。皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 私の方から、この陳情第4号、TPP交渉参加に反対する陳情について、賛成の立場で討論したいと思います。

今、同僚議員の方から言われましたけれども、この問題は少し国民的議論もなされないままの参加表明ということで、ちょっと早くはないかなと。もう少し国民的議論をした中で、やはり将来の農業展望、また中小企業、金融、保険、いろんな分野でのこういったTPPに参加するならばですね、もう少しは国論あたりの内容を踏み入れた中でこの交渉に参加してほしいなという立場からですね、この参加反対に対しては賛同したいということで、我々委員会の中でもですね、全員でこの全員賛成ということでの採択をしたものです。そういうことで、ここ少し時間をおいてこういった方向に、参加の方向に方向性をつくるのが一番の妥当な筋ではないかと思ひまして、このTPP交渉参加に対しては反対ということに対してよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、陳情第4号のこのTPPの陳情ですね、採択賛成の立場から討論を行います。

政府が今やろうとしているのは、交渉に参加をしようとしているから別に反対することはないという、そういうご意見もあることは十分承知はいたしております。しかし、はっきりしている事実がございます。一つは、政府が参加した場合ですね、農業がどれだけ被害があって、どういう対策を取るかというのは全く示されておられません。それから、このTPPというのは、例外なき関税撤廃、関税を、いわゆる貿易の障壁を全部取り払うというのがTPP交渉の前提条件となっているわけです。この中でですね、アメリカ、オーストラリア、日本の何十倍、何百倍もの農業大国であります、日本はこのアメリカとオーストラリアとのFTAもまだ締結はしてないんですね、二国間の。二国間でも合意できない問題がこの環太平洋のTPPで合意できるとはとても思えません。それから、誰もが認めるようにTPPに参加すれば、農業が、今のまま放っておけば壊滅することはもう間違いのない事実だと思うわけでありませぬ。

一方で、産業界は潤うかもしれませんが、産業界が確かに潤って、その利益が国民に回ってくるとは今の段階ではとても考えられない。それどころか、今、輸出大企業には、さらに減税措置が今政府が決めようとしている状況ではないでしょうか。そういう企業がさらに利益をどんどん増やしていく

ことは、一方ではいいことではありますが、為替取引があります。円がこれ以上また高くなっていけば、ひとつは外国から入ってくる農産物はさらに安い価格で大量に流入してくる。また、企業にとっても円がさらに高くなっていけば、大津のホンダだってわかりかねない、賃金の安い外国に逃げていく、国内の産業空洞化が広がってしまう、このことは私は容易に想像できる事実だと思います。

こういった立場から、百歩譲っても本当に農業が大丈夫なのか、そういうことをはっきりさせることが前提であり、国民的な議論が必要だと思います。

以上のような理由から、陳情に賛成するものであります。

もう1点は、議案第61号の大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例について、この条例については反対の立場で討論を行います。現在、大津町に1カ所ある老人ホームであります。正式には養護老人ホームといいまして、入所できる人たちは非常に制約を受ける人たちです。どちらかという社会的弱者で収入が少ない人、あるいは援助してくれる身内がないような人、そういう方々が大半を占めております。そういう社会的な弱い立場にある高齢者の皆さんの施設を民間に譲り渡すことを前提条件として、この老人ホーム設置条例を廃止するということになっているわけです。もし民間に譲り渡して、ただでさえ遠慮しがちに生活をなさっている人たち、非常に多くございます。そういう人たちが何らかの問題があった場合、いろいろ言いたくも言えないという状況が民間に行ってしまうと、さらに広がってしまう可能性もあります。あるいは、民間が倒産をする可能性だってあります。人間を大切に扱う、そういう仕事はですね、せめて公の立場からですね、責任体制をはっきりさせるようにしておかなければならないと思います。そういう意味から、民間に譲り渡してしまうような前提条件を付けた老人ホーム設置条例を廃止することについて、反対を表明するものであります。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第61号に対して賛成の立場から討論を行いたいと思います。この議案、我々文教厚生常任委員会が審議いたしました。あくまでも今よりもサービスがよくなるということで、民間の競争、そしてまた活力、そういったものを利用させていただき、当たり前のことであります。民間でできるならばこれほどいいことはありません。何も税金をもちあつて出すよりも、税金が下がった方が皆さん、喜ばれるかなと、当たり前のことであります。財源の根拠もないのに何でもかんでも反対だ、反対だと言うのは、これは増税、税金を増やすしかない議論でしかないわけです。教育問題にしても、福祉問題にしても、限りある財源の中で有効にそういった施策を行うためには、民間の活力を活用させていただいて、しかしながらそこにはきちんとしたルール、指導、監督、そういったものは町、そしてまた県が関与していく、こういったことが前提でこの議案第61号は進められておるものでありますから、きちんとした態勢というものは整っております。ですから、何のサービスが低下したりとか、そういったものは考えられません。そういったものがもし行われるような不正行為があった場合には、即座に町や県は出て行かなければならないという態勢というものは前提としたこの議案でありますから、61号につきましては賛成の立場を表明するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

松永幸久君。

○13番（松永幸久君） 私は、請願第5号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、反対の立場を表明させていただきます。

今、ここにいらっしゃる執行部の皆さん方も、それから議員の皆さん方、後ろの傍聴の皆さん方もそうですけれども、私たちの年代からすれば50人学級、40人学級、今、35人学級が叫ばれ、またここに30人学級というふうに意見書が出ておりますけれども、一体何人になったら先生方の指導が、指導力が向上するんであるかというふうに思うわけでありまして。マンツーマンだったら子どもの学力か上がるのか。私は、前この個人学習診断テストというのが行われたときに、先生方から非常に反発があったわけですが、何で反発をするのかというふうに私はそのとき思ったのは、個人学習診断テストは子どもたちの躰きを知ることができる、教育長いらっしゃるけれども、子どもたちの躰きがわかる。しかしその躰きの前に先生が教えている場所、この教えている場所、躰きいっぱいいるとなったら、その先生が教えているこの場所が悪いんだと、先生の躰きもわかるわけですね。そういう部分を私はまずですね、先生方の指導力の低下とまでは言いません。ただ、一生懸命頑張っている方もたくさんいらっしゃいますけれども、一部やっぱりその先生方の指導力が落ちているという中で、私は今30人学級にすることよりもっと前にやらなきゃいけないことは、今は国・県の下請けであるような教育委員会ではなくて、やはり先生の質の向上から先にやっていくべきではないかと。私は、子どもたちが昔から比べて子どもたち一人一人の学力が低下しているとは思いません。子どもの環境も悪いとは思いません。一部はモンスターペアレンツとか言いますけれども、そういう中で、やはり先生方のやっぱり個人個人の、一人一人の学習指導力の向上をまず目指すことが先ではないかと。30人学級にして、今度は25人学級にされるんですか。やはり私はそういう面からして、まず30人学級の前にやるべきことがあるというふうに思っております。そういう意味から、私はこの請願第5号につきましては反対の立場を表明させていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。私は、請願第5号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願について、賛成の立場で討論いたします。

日本の教育を考える住民委員会が2007年教育費の経済格差に関する調査をいたしました。全国で3千人、ウェブで調査をされました。その結果によると、1クラスの児童生徒数が何人がよいと思うかで30人学級が45.4%で最も高くなっています。理由として、一人一人の子どもの勉強に先生がより丁寧に対応できるからが約80%です。家計に占める教育費を負担に感じている人は76%と高い割合を占めています。家庭の経済の格差が子どもの学力格差、進路に影響を及ぼしていると思うものは70%を超えており、格差が生じているとの意識が高くなっています。経済協力開発機構（OECD）加盟の先進国平均の教職員1人当たりの生徒数は16.2人となっています。日本は現在40

人です。各自治体は独自に30人、35人、少人数学級を推進しています。経済格差によって、地域格差によって格差が生じています。熊本県は小学1、2年生は35人学級です。熊本市は独自に小学1、2、3年生と中学1年生を35人学級としています。義務教育は一人一人のライフラインであり、将来への投資であるとも言われています。今、先生方の残業時間が2007年に文科省が調査した結果では80時間を超えていると統計がなされています。

以上の理由により、賛成するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 請願第5号に関して、委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行いたいと思います。

私は先の9月議会において教育現場の実情、とりわけ教職員の厳しい現状を明らかにしてまいりました。その中で、まじめに児童生徒のことを考えている先生たちの一番の悩みは学校で子どもたちと向き合う時間が少ないということでした。30名学級を実現することは、これらの教職員の悩みを少しでも解決するとともに、何よりも将来社会を支えていこう子どもたち一人一人に豊かな教育を保証するという意味で大いに賛成すべきだと思っております。

また、義務教育費の国庫負担割合についても、昨今の自治体の厳しい財政状況からしても、地方の時代の名の下、教育条件の自治体間格差があってはならない。当然、国が保証していくべきものだというふうなことで、負担割合の増額についても要望すべきだと思っております。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

それから、もう1点、議案第61号、大津町老人ホーム設置条例について、反対する立場で討論を行いたいと思います。養護老人ホームすぎなみ園の沿革をたどってみますと、当初は生活保護法に基づく、いわゆる養老院、現在は養護老人ホームという形で言われていますけれども、生活保護法に基づく施設でございました。いわゆる生活できない人、そういう人たちに手厚く国ないしは行政が手立てをするという施設です。そういう意味で言えば財政面だけで図るということは、国が当然暮らしていけない人に手厚く手を差し伸べるというのは財政面だけでは図れない、そういったものが当初からあったのではないかというふうに思っております。まだまだ国の責務、あるいは行政の責務として高齢者、社会的な環境、あるいは金銭面で苦しい人がおられる、そういう人は直接行政が運営していくというのが一番望ましいのではないかと。また、事故があったときに、あの質疑あたりで述べさせていただきましたけれども、決して老人ホームで事故があったときに、その補償がどういうふうにされるかというのはまだ明らかになってない、そのように考えますので、老人ホーム設置条例について反対する立場で討論を行わせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 請願第5号について、反対の立場から討論をいたします。

この委員会で反対したのは私1人でありました。きちんとした理由があるからであります。それは、

この意見書というものがよくよく読んでみますれば「日本の教育を考える10人委員会」とか、「2007年保護者のアンケート」とかいった数字とかを出されても、リアルタイムで時間は進むものでありますから、今現在の考え方はまた変わっていると思うということです。ですから、これは根拠にはならないと私は考えます。そしてまた、先ほど賛成の中でも言われましたけれども、教職員の能力の問題、こういったものにちゃんときちんと着目しなければならないと思います。最近のアメリカというのは、日本よりも早く自由主義で成熟した国でありまして、そういった中で成熟の次に訪れる衰退、そういったものの中で教育の荒廃が叫ばれてきて、これはですね、12月14日の切り抜きの新聞、たまたま私が興味があって持っているんですが、この中でアメリカの首都のワシントンの教育委員長を10月まで務められたミッシェル・リー氏という方がおられます。この方というのは、スパルタ教育をやって、試験の合格率をですね、ある学校を13%から90%までに引き上げたということです。すなわち、厳格に厳しく教育することによって、子どもたちに成果が現れたということです。私はこの意見書を考えるときに、どうしてもゆとりの教育に一回浸かった、ぬるま湯に浸かった方々が、またあのころがよかったというふうな形で出てきたような感じに、ゆるみの教育みたいな形にしか私は見えないのが実際でありました。ゆとりの教育をぶち上げられたときに私はいの一番に反対しております。何でもかとも申しますれば、先ほどのスパルタ教育とまでは言いませんが厳しく教えることによって得るものというもの、そこに非常に核心があるように思えます。この先ほどアメリカのワシントンの例を出しましたけれども、この教育委員会の方ではですね、教組ですね、市の教組ではですね、教えようのないような子ども成績が悪いのは先生のせいではないと、こういうふうに言われるわけです。しかしながら、このリー氏というのが言うのはですね、どんな子どもも教えれば伸びると、信じて教育をするんですね。ですから、この教育制度で、この中の意見書の中で人数を減らすということで非常に充実するということと述べられておりますが、であるならば、減らさなくても教職員の能力を伸ばすならばカバーすることはできないのかと考えるのも妥当ではないでしょうか。そして、経費を最低限に抑える。私はこの教育問題は財源の問題というものもきちんと議論しなければならないと思っておりますので、財源の根拠が何もない。そして、国庫負担率を2分に1に復元してくれということで、国に言うならば、国がどれだけもお金を持っているような言い方です。国も持っていないんですね。国債をどんどん発行しております。要するに借金であります。受け皿は、日本の国内の銀行あたりが買っておりますので、外貨から買われるわけではありませんで、ほかの国のギリシャですか、ああいった形にはならないとは思いますが、やはり財源を元にして福祉でも教育でも考えなければ、やはり耳障りのいいようなふうにしかならないような議論になってしまいやしないかなと、そういうふうにあります。負担するのは納税者の方々でありまして、そしてまた保護者の方々が給食費やいろいろな教材、いろいろなものをやっぱり負担するわけでありまして、やはり財源というものを考えたときに、人件費一人というのは非常に高いんですね。企業でも何でも問題になるのは、やはり経費の中で多くを占めるのは人件費ということです。2人分の仕事というのは難しいかもしれませんが、それぐらいの意識で学校の先生方にも臨んでほしいと、そして捌いてほしい、そういうふう希望するものでありまして、この請願第5号につきましては、反対に値するものだと私は思います。何でも

自らやる、一身独立とか、今、坂の上の雲とかあっていますが、全くあれぐらいの厳しさぐらいをもう1回復活させてもいいんじゃないかなというぐらい緩みを感じる部分があります。あくまでも勉強して覚えるのは独学です。どんなに教えられてもテレビと一緒に、一方的に言われるよりも自分できちんと考えなければ身につかないということでもあります。ですから、この意見書は、まだまだ隙が多すぎると思いますので、もう少し充実させて、成果が必ず出るんだよというような意見書を持ってこられたらよろしいかと思います。

以上のようなことから、私はこの請願第5号に対して反対の立場を表明するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時12分 休憩

△

午後3時23分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、採決を行います。

まず、議案第61号、大津町老人ホーム設置条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、大津町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、大津町高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号から議案第67号までの4件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号から議案第67号までの4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第68号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

まず、請願第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る請願の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、請願第5号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、T P P交渉参加反対に関する陳情の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第7号、白川「もり橋」の架け替えに関する陳情の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第7号は、採択することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後3時32分 休憩

△

午後3時39分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号、大津町へ土地購入のお願いに関する陳情の議決についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第3号は、不採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。
各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第5 発議第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る 意見書の提出について

○議長（大田黒英生君） 日程第5、発議第6号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第6号提出者、鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 発議第6号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。保護者が30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いです。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきです。義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、教材費、就学援助、奨学金制度など、教育条件の自治体間格差の是正が急務です。また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文部科学省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっています。将来を担う子どもたちへの教育は、極めて重要です。子どもたちが、全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について強く要望いたします。

記

1. 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいている、少人数学級を推

進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2. 教員が子どもと向き合う時間を確保するための定数改善や超勤縮減策を行うこと。

3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月16日。

熊本県菊池郡大津町議会議長、大田黒英生。

提出先、内閣総理大臣、菅直人様、以下、記載のとおりです。議員各位にご賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。

この意見書の中で、1、2、3と設けてありますけれども、1番の具体的学級規模はOECD諸国並みということで、豊かな教育環境を整備するとあります。OECDの定義とどんな国なのか。そしてまた、そのOECD各国の状況をお知らせください。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） OECDとは、先ほども言いましたように経済協力開発機構に加盟している先進国と言われている国です。生徒数が平均で16.2人となっています。16.2人ですので、それで平均が出されていますので、承知していただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

経済協力開発機構ということで、多くの先進国が入っていて16.2人の人数だと。国が違えば、もちろん教育の内容、文化、全部違います。そういったところですね、歴史やいろんなものを考えましたときに、日本は世界に冠たる教育を持っていると思っているんですが、これに倣うということは、すなわち世界経済にも準じなければならない、いろんなものをグローバルに考えた結果ということで、そのTPPの問題とかもこの後出てくるでしょうが、そういったものにも世界レベルで対応する子どもたちをつくるためにこういったOECD諸国並みというのをういたんですか。それとも、そこを用いれば人数が少ないからこういった説得力になるだろうからというような使い方なんですか。このOECDの諸国と比較する理由がわかりませんので、その点についてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） もちろん日本も加盟していますので、日本が今経済的には世界で2位だと

いうふうなことで、中国に乗っ取られるとか、1位を中国が取るとか、そういう世間で言われていますが、フィンランド、ここの中に入って、OECDの中に加盟していっしょにヨーロッパ各地の国が日本の教育をまねたということでは、日本の教育はよかったというふうなことでは言われているところです。ただ、国庫負担金も国は下げてきましたし、今、人数は減ってきていますが、30年そのまま40人という、各クラス40人という体制は、もう30年前から変わっていないというふうになっています。先ほど2007年調査ではいかがなものかという意見がありましたが、30年も人数が変わっていないことに対する2007年の調査結果だというふうに思っていますので、変わってきている、世界の教育環境も変わってきていますので、日本も30年前の人数でいいかどうかという部分では、今は変わってきている部分では変えた方がいいというふうな意見で今申し上げたとおりです。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 意見書に反対の立場から討論いたします。先ほどと重複するようなところは少々抜きまして、先ほど質疑で立ちましたけれども、私は思うんです。都合のいいときにだけグローバル経済のこの経済協力開発機構あたりを出してきて世界と比較したりとか、ほかの今度の経済の面に対しては他の国とかうちは違うんだよと言ったりとか、何か一本筋が通ったようなところが何か見えません。私は、もう既に世界経済に、このグローバル経済に発展しているのは当たり前のことでありまして、それに準じて、例えばこの後出てくるTPPの交渉の参加とか、そういったものには嫌だ、嫌だと言われる。しかしながら、これは世界を見なさい、相反するのではないかなど。都合のいいときだけ出すのではなくて、一本そういった形で世界を見据えながらの教育環境、世界に負けないというようなものであるのならば、私は共鳴するかもしれませんが、あくまでもいいとこ取りという形でこの意見書というものが出ているように感じます。実際、OECD諸国並みという形でここに比較する自体、私はおかしいかなど。そしてまた、意見書の中で自治体間の格差ということがありますが、これも地域によっていろんな特性がありますから、その地域地域によって独自に研究し、努力し、乗り越えていかなければならない。基本的な教育要領あたりは決まっていることですから、国民として義務教育とか、そういったものはきちんとやっつけていかなければならない、これは責任を持っておられると思いますので、何もごもっともらしい外国と比較するものではない。フィンランドの例を挙げられましたけれども、フィンランドは逆にその平均値で16.2ということですから、これは各国に多いところも低いところもあつての平均であります。ですから、そういった比較の仕方が果たして正しいものだろうか考えるのが当たり前ではないでしょうか。我が国は我が国独自の内情と文化と歴史を持っておりますので、そういった形で考えて、独自に日本はやればいいことではないでしょうか。そして、世界に冠たる教育立国として、そしてまた経済でも、そして福祉問題でも、いろんなことが世界の中で優れているというこの始まりにしなければならぬと思います。どうしても本当にこれが子どもたちのためになるのかなと考えたときに、いかがなものかなというふうを考えられます。

いろいろな条件が与えられて、先生たちは、私はこの子どもたちを責任持って育て上げなければならないと、教育しなければならないという自負をもって当たれば、必ずや子どもたちにもそういった意識はつながるのではないかなということも考えます。何も経費、財源を無視した意見だけではなく、そういった人間の持つ能力というものを出すような意見書であってほしいと思うのでありますが、少々ほど遠いというふうに思われますので、この意見書に対しましては私は反対の立場を表明するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 先ほどの陳情採決のときに討論をしませんでしたので。この30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書に賛成の立場から討論を行います。

この意見書に書かれてありますことは、まず総選挙の際の各党のマニフェスト、政権党であります民主党、そして第二党の自民党も似たようなこうした教育の充実を掲げていたことは間違いのない事実であります。ですから、我々は国会議員ではありません、地方議会であります。私たちが意見書を出して、国会が、財源が足りなければ国会が判断すべき問題であります。それは、義務教育が一番であれば、高速道路無料化、あるいは高速道路の建設をストップしてまで教育に回すとか、それは国会が判断せざるを得ないし、我々はそういう予算を編成する権限はないわけですから、地方の実情からして合理的であれば、それを国に対して意見書を出して国が判断をするということになると思います。まして30人以下学級ということは、1学年が100人おれば4クラス、一クラス25人学級が実現するわけです。単純に考えればですね、そらマンツーマンが一番よろしいでしょう、1対1が。それはとても実現できることではありませんが、せめてOECD並みに追いつくように30人以下ということで掲げられていることは、非常に妥当性があると思うわけでありまして。また、教師の勤務状況が非常に多忙であることは誰もが否定のしようがない現状になっていると思います。能力の問題は、それがあるのであればですね、それに対する対策を取れば、取るべき問題だと思うわけでありまして。また、財政力の弱い地方になればなるほど、国庫負担が削られればですね、その自治体はお金を、教育に財源を回したくても回せないということ自体が発生されては私はないと思います。

以上のような点から、この意見書に賛成の立場を表明します。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第6号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第7号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書の提出について

○議長（大田黒英生君） 日程第6、発議第7号、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第7号提出者、吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） それでは、発議第7号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書案でございます。

政府は、新成長戦略を実現する観点から、EPA（経済連携協定）の基本方針を11月のAPEC首脳会議で表明し、その中で、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加表明検討など、その動きを加速化している状況にある。わが国が、関税撤廃の例外措置を認めないTPP交渉に参加すれば、結果として、農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済が大打撃を被ることは必至である。当然ながら、全国有数の食料供給基地である本県においても、農業生産額の大幅な減少など地域経済に与える影響は甚大なものとなる。TPP交渉は、単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療など、あらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、「国のかたち」が一変してしまう可能性がある。

こうした国のあり方にかかわる重要な問題を内包しているにもかかわらず、国民の合意を得る議論もせず、決定を下すことは極めて遺憾である。このため、国民、消費者への安全で安心な食料の安定供給をはじめ、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能である。

よって、かかる危機的な状況を踏まえ、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

1、経済連携協定（EPA）は、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、わが国が、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉に参加しても、この目的は達成できない。

したがって、わが国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加は、断じて認めることはできないものであり、政府のTPP交渉への参加方針は、撤回すること。

2、EPAの基本方針作成にあたっては、国家戦略の一つとして位置付けている食料・農業・農村基本計画の趣旨を踏まえ、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興を損なうことがないような内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日。

熊本県菊池郡大津町議会議長、大田黒英生。

提出先、衆議院議長、横路孝弘様、以下、記載のとおりです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） ただいまの意見書提出について質疑いたします。

この内容も農業寄りの意見書であり、経済全体を考えたものには私は思えません。農業を保護する観点から、思いから言われるのは、私はごもっともな点とは思いますが、さて、この世界経済がですね、このTPPがどんどん発展して、もしも日本がそれには参加しないで、ほかの日本を除く世界各国の経済が動き出したということで、日本は産業保護、農業保護の観点から関税を掛けましし、輸出産品については各国が保護しながら関税を掛けられて、日本の車をはじめとするいろんな機器は売れない。韓国とか台湾の製品は課税が掛けられないでどんどん売れるというふうなことになったときに、この農業の立場から見た大打撃を言われますけれども、私は2次産業、3次産業に対する打撃というものは、まだまだ計り知れないものがあるかなと。そういったときに、日本は恐らく国民総生産あたりもかなりの落ち込みを示すだろうし、世界からもう打ち合ってもらえないというようなことも考えられます。このそういった状況というものは考えたくもありませんけれども、雇用もなくなる、若者たちがこの国に希望を持てなくなるというようなことになりはしないかなという考え方も成り立つわけです。農業と一緒に考え方です。としたときに、こういった形で国はTPPにこの交渉の参加にもやらなかったとしたときに、産業界、2次産業、3次産業ですね、受けた打撃、その大きなそういった打撃というものは考えられないのか。そのときに、もし打撃を受けた場合、そのときの責任は農政側が持ってくれるのかという、今と逆転した考え方というのが出てくると思います。産業界からの納税によって産業界が助かる、そういった形になるのならばいいですけれども、そういった形というのは誰が責任を持つのでしょうか。そういった議論も必要ではないかと思しますので、その点について質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 今、同僚議員の方から反対の立場で質疑が述べられましたけれども、全くそのそこにおいてですね、誰が責任を持つかということになれば、なかなかそれは厳しいところがあるかと思えます。ただですね、先ほどから言っておりますように、この拙速な交渉参加表明ですね、国の、それに対して、やはり農業団体としてはまだまだ国民的議論もなされておらないというようなことで反対の意見書を出しておるわけでございますので、いずれにしてもですね、やはりここ数年、数年の中にはですね、そういった国民的議論も当然なされてくるでしょう。そういった中で、この当然TPPに対する交渉あたりには入っていく可能性は十分あるかと思えますけれども、それまでにやはり国論を十分お互いに聞きながら方向付けを我々としてはいただきたいという願いが一番でございます。まずはそういった国内の議論を整理して、それからこういった交渉に入っていくならいかなということでの反対意見書でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第7号、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）請負契約の締結について

○議 長（大田黒英生君） 日程第7、議案第73号、町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。議案第73号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会の付託を省略することを決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきましてはご議決をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆様のご意見、謙虚に承らせていただきます。今後もしもご指導・ご助言をよろしくお願い申し上げます。

早速、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）請負契約の締結についてでございますが、この物件は10月22日に条件付き一般競争入札の公告を行ない、12月3日に入札を実施いたしました。入札の結果、(有)上田建設・(株)荒牧組・(株)坂本産業建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字陣内1164番地の3、有限会社上田建設、代表取締役、上田康弘様と1億500万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第73号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきましては提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明を申し上げさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 議案第73号、町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。追加議案集の1、2ページ、説明資料の1ページをお開き願います。今回の改良工事につきましては、現在工事を進めております町道本田技研325号線と国道325号とが接する交差点部分の改良工事で、建設工事の種類としましては土木一式工事で町内業者での施工が可能な物件であります。公共工事等の入札に際しましては、大津町財務規則入札心得、その他関係規定等により、その業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定いたしております。その中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法につきましては、条件付き一般競争入札により入札を行わせていただきました。この条件付き一般競争入札の条件といたしましては、地域の要件、工事の実績、技術者の配置などの諸条件を個々の工事ごとに要件として入札参加を求めるといふものです。事前審査型になります。

では、入札に関する部分につきまして私の方から説明を申し上げ、その後、工事の詳細な内容につきましては土木部長から説明をいたします。

説明資料の1ページから説明させていただきます。まず、建設工事の種類は土木一式になります。共同企業体の構成員数は2社もしくは3社。構成員の一つに格付け等級Bのものを含むことといたしております。

次に、格付け等級等でございますけれども、その共同企業体の格付け構成を代表構成員がA、構成員2がAまたはB、構成員3がBといたしております。町の格付けがAのものを代表構成員とする格付けA及びBによる2社、もしくは3社の共同企業体であることといたして、格付けBのものの技術向上のため、企業体の構成員のうち1社は格付けBのものが含まれることといたしております。

次に、この土木一式工事は町内業者での施工が可能なことから、営業所の所在地を大津町内に主たる営業所を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績といたしまして、企業体の代表者は平成12年度以降、元請けとして町内において完成した土木一式工事で、請負金額が3千万円以上の施工実績を有すること。また、配置予定技術者に関する事項では、配置技術予定者の資格要件といたしまして、平成12年度以降、町内において完成した3千万円以上の道路改良工事の管理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有することといたしております。2で、土木一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。③では当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者ということなどを入札の参加要件といたしまして、平成22年10月22日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

次の2ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。工事名は、町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）です。工事内容については記載のとおりでございますけれども、詳細については後ほど土木部長からご説明いたします。本案件につきましては、共同

企業体への発注ということで11月19日に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った6社すべてに入札参加資格が確認されました。その後、12月3日に入札参加者6社で入札を実施させていただきました。入札参加者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、有限会社上田建設・株式会社荒牧組・株式会社坂本産業建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字陣内1164番地の3、有限会社上田建設、代表取締役、上田康弘様が1億500万円で落札となりました。工期につきましては、議会承認を経て町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成23年9月30日までといたしております。

なお、予定価格等については、表の左下の欄に記載いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議案第73号、町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）の工事の概要に関しまして追加議案説明資料に基づき説明いたします。

3ページをお開き願いたいと思います。路線の全体図を記載しております。赤く示している部分が今回の工事の範囲になります。

次に、4ページをお開きください。平面図になります。色を濃くしている部分が工事の範囲になります。今回の工事の延長は332.2メートルになっております。平成19年度、20年度に改良工事を行いました町道本田技研南通り線に続く新設道路として平成21年3月から工事に着手しました町道本田技研325号線が概ね完成に近づいてきておりますので、今回国道325号側の交差点部を改良するものです。

続きまして、5ページをお願いいたします。この図面は路線内における標準断面図になります。交差点部は現在4車線ですが、大津側から菊池方面に向かって右折車線を2車線増やして、合計6車線の交差点となります。車線幅員は一般部が24.8メートルの4車線で、交差点部が28メートルの6車線になります。工事の内容としましては、前年度に両側を拡幅した部分に歩道を設置し、両側の植樹帯を撤去して車道にするため、路床部分を深さ70センチ地盤改良し、また中央分離帯を撤去して車道を確保します。道路の縦断に関しましては、交差点部となるため、道路構造令で道路勾配を2.5%以内にする必要があり、最大で23センチ上げる部分が出てきます。また、新設する路線の舗装は三層仕上げで15センチの厚さとなり、既設の舗装部分についてはオーバーレイ舗装となります。なお、国道325号は交通量が多いため、振興局及び警察との協議により、夜間、それから昼間、夜間の両方で工事をするにしております。

2ページにお戻りください。以上のことを踏まえまして、工事内容を表のように記載しております。道路改良工事の延長は332メートル、掘削工は1千503立方メートル、地盤改良工は2千233平方メートル、排水構造物は1千117メートル、縁石工は1千566メートルで、舗装工は新設及びオーバーレイを含めて7千60平方メートルになります。工期は、平成23年9月30日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。

説明資料の2ページを見ております。で、契約の相手ということで、ここの3社の共同企業体というものが組まれておりますけれども、この各社の格付けをまず知りたいのと、工期が平成23年9月30日までということで、ただいまの説明の中では非常に325号線は交通量が多いという言葉が出てきました。ということは、この工期の中において、周りの工事でもですけども、一番スムーズにこの工事が行われる期間と申しますか、そういったものの割り出しというものはきちんとできているかどうか。実際ですね、年末に工事したりなんかして非常に迷惑がかかるというような道路工事とかありまして、通っている人の身からするならばですね、もう少しその時間的なものを考えんかというようなことは、これは前からよく聞かれることでありますので、ただ長期間に決めるのではなくて、ある程度の割り出しがきちんとできてこの時期がいいというものがないのか、そういったところを質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えします。

建設工事企業体の格付けでございます。今回の契約の相手方につきましてはAABという形になっております。ちなみに入札参加資格者表がありますけれども、一番上からABB、その次がAAB、その次がAAB、ABB、AB、ABという形になっております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えします。

工期の関係なんですけど、一応工事関係は県・警察等との指導により年末年始の工事は行いません。当然、年明けてから始めることになると思います。

それから、一番問題は夜間工事ですね、夜間工事関係が舗装の分が徐々に上がってきます。その関係で、夜間工事で舗装を何回も打ち替えて、もちろん路線を変えながらですね、やっていきますので、そのあたりも計算したところで工期を9月30日ということで計算しております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この契約の相手のことなんですけれども、AABということで、格付けによってこの工事の額が決まってくるので、今回1億円で落札されたら、この共同体の場合、普通Bというものは、例えばこういった土木あたりになってきますと2千万円までですか、何かそういった線引きがありますよね。そういったときに、例えばこの配分というのはどうなるんでしょう。例えば、いや、その工事2千万円、例えばですね、ちょっとはっきりした数字はわかりませんので、2千万円なら2千万円までしかあなたはBだからできないんだよというふうなこの取り決めがあるのか。それとも、そういった線引

きは共同体の場合はもうなしにして、みんなうまい具合3分の1ずつに分けられるとか、そういったところはどうなるんでしょう。質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

参加資格の審査という形で皆さんから出してもらうわけですが、その際、共同企業体というのは自ら自分たちで決めていただくわけですが、一応割合を決めていただいた表を出していただくようになっております。例えばですね45%、35%、20%という割合を自分たちで決められて、要するにその配分という形になるだろうと私どもは思っております。そういう形で、全部の割合を決めて100%という形での工事ということになっております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 質疑します。

この部分は、本来国がやるべきものじゃないのかという疑問を持つんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 坂本議員の質疑にお答えいたします。

当初、町の方でもこの分の工事については県の方が管理者でありますので、当然県の方でもお手伝いをお願いしたいという話は申しておりましたけれども、当然この道路を町の方でつくることによって、この国道に影響を与えるということで、原因者がやるべきだということで町の方がするようになったということになっております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） それではその、そういうふうになったということですが、これはやり方によっては国の方がやる可能性があるということですか。これ大事なところですね。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） お答えします。

町と県との協議によって、町の方が施工するという事になったということでございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第73号、町道本田技研325号線交差点改良工事（3工区）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第73号は、原案のとおり

り決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成22年第5回大津町議会定例会を閉会します。

午後4時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年12月16日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 石 原 大 成

大津町議会議員 手 嶋 靖 隆